

平成21年度

事業年報

厚生労働省北海道厚生局

は り め に

北海道厚生局は、平成13年に発足以来、北海道を管轄区域として、何度かの組織再編を経て、健康、福祉、医療、食品衛生、社会保険、年金及び麻薬取締等に関する業務を実施しております。

具体的には、医師、看護師等の国家試験の事務や保健、福祉関係の補助金等の交付、保健、医療、福祉関係の専門職の養成施設の指定・指導監督、福祉施設・制度の監督、食品衛生に関する指導監督、健康保険組合・企業年金の指導監督、保険医療機関等の指定・登録、指導監督業務、そして麻薬・覚せい剤等の取締りの業務を行っております。

平成21年度においては、政権交代があり、政策等においても、大きく変化した年でしたし、組織においても、平成22年1月1日から、日本年金機構の設立に伴い、日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可等の業務を厚生局で行うこととなり、年金制度等への審査請求を担当する社会保険審査官が配置されました。

北海道厚生局におきましては、厚生労働省の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し、開かれた行政を目指します。

に基づき、また、北海道厚生局の「1－2－3ルール」

1. 「一」に誠心誠意
2. 電話は「2」コール以内にピックアップ
3. お客さま入室「3」秒以内に声がけ

をモットーに、職員一丸となって、道民が安心して生活をおくれる厚生労働行政を推進してまいります。

本書は、平成21年度に当局が実施した業務内容、実績、各種の厚生行政の指標等に基づく分析や北海道におけるトピックス等を分かりやすくとりまとめたものです。本書が、道民の皆様や、自治体をはじめ多くの関係団体の皆様方が当局の業務や厚生行政について、一層のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成22年8月



ひと、くらし、
みらいのために

北海道厚生局



写真：局長との懇談会

目次

第一章 北海道厚生局の概要

1 沿革	1
2 組織と主な業務	2

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1 医師等の国家試験	4
------------	---

(企画調整課)

2 北海道地方社会保険医療協議会	6
3 医療事故調査のあり方についての検討	8

(年金管理課)

4 日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可	12
5 日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可	13
6 国民年金等事務取扱交付金	15
7 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定	15
8 社会保険労務士の指導・監督	16
9 特例民法法人の指導・監督	16
10 年金委員	17

(健康福祉課)

11 社会福祉施設等の整備への費用助成	18
---------------------	----

(指導養成課)

12 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務	20
13 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査	23
14 看護教育に関する業務	27
15 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する 実習演習科目の確認に関する業務	27
16 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務	28

(福祉指導課)

17 介護事業所等の指導・監督	30
-----------------	----

(医事課)

18 医師と歯科医師の臨床研修	32
19 医療観察法に関する業務	33
20 医療の安全に関する取組の普及及び啓発	35

21	医薬品製造業及び輸入販売業の許可	35
22	毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録	36
23	薬事監視業務	36
(食品衛生課)		
24	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認	38
25	輸出水産食品取扱施設の認定	39
26	健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導	40
(保険年金課)		
27	医療保険者の指導及び認可	41
28	企業年金等の指導及び認可	42
(医療課 管理課)		
29	保険診療の指導等	43
30	施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項	44
31	特定機能病院に対する立入検査	45
(麻薬取締部)		
32	麻薬取締	46
(社会保険審査官)		
33	審査請求書の受付状況	48
34	審査請求書決定状況	49
35	審査請求書の制度別内訳	49

第三章 統計・資料

1	管内状況	50
2	所管医療法人一覧	56
3	保険医療機関及び保険医の状況	57
4	基本診療料・入院時食事療養等の届出状況	57
5	保険医療機関等の調査・指導実施の状況	58
6	道内国立医療機関（診療所を除く）一覧	59
7	医師数	60
8	北海道の産科医師及び小児科医師の推移	60
9	医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況	60
10	医師臨床研修病院一覧	61
11	歯科医師臨床研修病院一覧	62
12	所管養成施設等一覧	
(1)	救急救命士養成所	63
(2)	診療放射線技師養成所	63
(3)	臨床検査技師養成所	63

(4)	理学療法士養成施設	63
(5)	作業療法士養成施設	63
(6)	視能訓練士養成所	64
(7)	臨床工学技士養成所	64
(8)	義肢装具士養成所	64
(9)	言語聴覚士養成所	64
(10)	あん摩マッサーシ指圧師・はり師・きゅう師養成施設	64
(11)	柔道整復師養成施設	65
(12)	歯科衛生士養成所	65
(13)	歯科技工士養成所	65
(14)	保健師養成所	65
(15)	助産師養成所	65
(16)	看護師養成所	66
(17)	栄養士養成施設	67
(18)	管理栄養士養成施設	67
(19)	理容師養成施設	68
(20)	美容師養成施設	69
(21)	製菓衛生師養成施設	70
(22)	食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設	70
(23)	指定保育士養成施設	71
(24)	社会福祉士養成施設等	71
(25)	介護福祉士養成施設等	72
(26)	福祉系大学等（社会福祉に関する科目を定める省令 第4条に規定する実習演習科目の確認をしている大学等）	72
(27)	福祉系高校等（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項 第1号及び同法附則第2条の規定により指定され ている高等学校）	73
(28)	社会福祉主事養成機関等	74
(29)	精神保健福祉士養成施設等	74
13	所管中小企業等協同組合一覧	75
14	原爆指定医療機関	76
15	総合衛生管理製造過程承認施設一覧	77
16	対EU輸出水産食品認定施設一覧	80
17	対米国輸出水産食品認定施設一覧	80
18	食品衛生法に基づく登録検査機関一覧	82
19	健康保険組合一覧	83
20	厚生年金基金一覧	83
21	国民年金基金一覧	83

22	確定拠出企業年金一覧	83
23	確定給付企業年金一覧（基金型）	86
24	確定給付企業年金一覧（規約型）	86
25	日本年金機構ブロック本部及び年金事務所一覧（北海道）	91
26	国家資格の概要	92

第一章 北海道厚生局の概要

1. 沿革

○平成13年 1月 6日

中央省庁等改革における厚生労働省の発足に際し、旧北海道地方医務局と旧北海道地区麻薬取締官事務所を統合し、これに本省及び北海道社会保険事務局からの移管事務を加え、北海道厚生局が発足。

総務課、保険福祉課、社会保険課、病院管理部（経営指導医課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）を設置。

○平成15年 4月 1日

病院管理部を病院管理部門とし、健康福祉部（保健福祉課、社会保険課）を設置。

○平成16年 4月 1日

国立病院等の独立行政法人化に伴い、病院管理部門を廃止。

健康福祉部において保健福祉課が廃止され、健康課、福祉課、医事課、食品衛生課が設置される。

麻薬取締部において、麻薬取締部調査室が調査総務課となる。

○平成20年 4月 1日

企画調整課を設置。

○平成20年10月 1日

平成22年1月の社会保険庁廃止へ向けた業務移管に伴い、指導部門を設置（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課）。

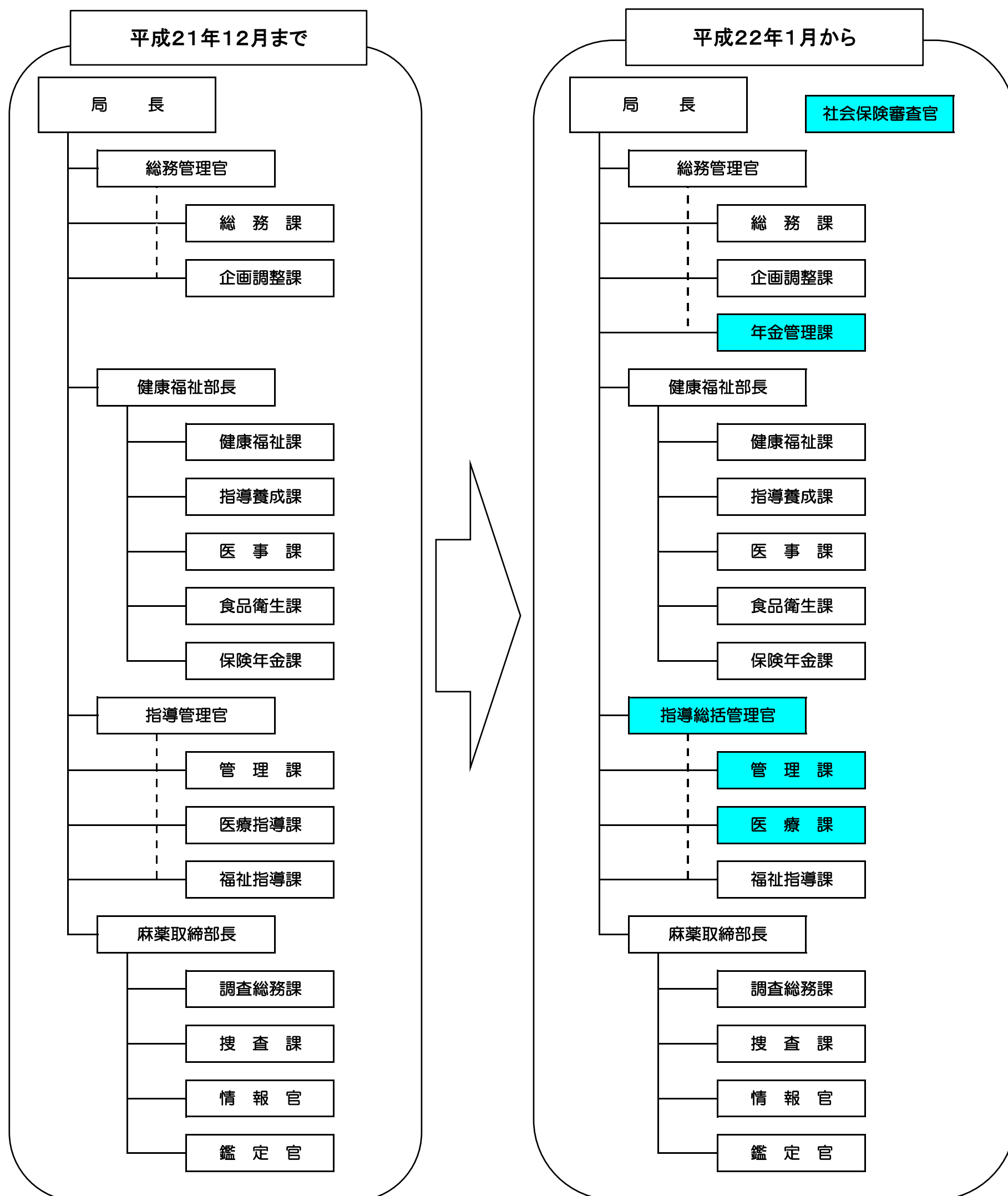
健康福祉部において健康課、福祉課、社会保険課が廃止され、健康福祉課、指導養成課、保険年金課を新設。

○平成22年 1月 1日

社会保険庁の廃止に伴う業務移管により年金管理課を設置すると共に、北海道社会保険事務局に置かれていた社会保険審査官を北海道厚生局に配置。

2. 組織と主な業務

(1) 組織



は社会保険庁の廃止による業務移管に伴って設置された官職、組織

(2) 主な業務

総務課	・北海道厚生局全体の総務及び会計 ・行政文書の開示 ・個人情報の保護 ・医師等国家試験の実施
企画調整課	・北海道厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び調整 ・北海道地方社会保険医療協議会の運営
年金管理課	・日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可 ・日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可 ・社会保険労務士に関すること ・年金委員に関すること ・国民年金等事務取扱交付金の審査 ・学生納付特例事務法人、保険料納付確認団体の指定、監督
健康福祉課	・保健衛生、福祉関係国庫補助金等の交付 ・生活衛生協同組合の振興計画の認定 ・三種病原体の所持に関する業務 ・民生委員、児童委員に関すること ・精神保健指定医の指定に関すること
指導養成課	・各種養成施設（看護師等の医療従事者、保育士等の福祉分野、美容師等の生活衛生分野）の指定及び監督 ・看護教育に関する業務 ・社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する業務 ・介護技術講習会の実施届出等の受理に関する業務
医事課	・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処の総括 ・医師の確保に関すること ・医師、歯科医師の臨床研修に関すること ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施 ・医療の安全に関する取組の普及啓発 ・心神喪失者医療観察法に基づく指定医療機関の指定、地方裁判所の入院決定の執行
食品衛生課	・総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認及び承認施設の監視指導 ・食品等検査機関の指定・登録及び監督 ・健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示の規制に関すること ・対EU及び対米輸出水産食品認定施設等に対する査察及び指導
保険年金課	・健康保険組合、全国健康保険協会支部に係る許認可及び指導監督 ・国民健康保健事業に係る助言・指導 ・厚生年金基金及び国民年金基金に係る許認可及び指導監督 ・確定給付企業年金及び確定拠出年金に関する承認及び指導監督
管理課	・指導部門の業務に関する総合調整 ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指定、登録情報、施設基準等の届出情報の管理
医療課	・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指定、登録と指導監査、施設基準等の登録に関する業務 ・柔道整復師の施術に係る受領委任の契約等の締結、登録事務、指導監督 ・特定機能病院に対する立入検査
福祉指導課	・介護保険法による市町村（保険者）の事務の指導（技術的助言） ・介護保険の地域密着型サービス事業者に対する指導 ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理と監督
麻薬取締部	・麻薬、覚せい剤等の取締りの実施、薬物乱用防止の普及啓発 ・薬物等に関する相談
社会保険審査官	・健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく審査請求事件の審査

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1. 医師等の国家試験

(1) 北海道厚生局で実施する国家試験（11種）

全国の厚生局で実施する国家試験は12種あります。北海道厚生局では、関東信越厚生局と近畿厚生局の2局のみで実施される視能訓練士を除いた下記の11種を実施しています。

(平成21年度実績)

試験区分	試験期日	願書受付期間 (消印有効)	試験会場	合格発表日
第103回 歯科医師	平成22年 2月6日～7日	平成21年 11月16日～12月4日	札幌コンベンションセンター	平成22年3月29日
第104回 医師	平成22年 2月13日～15日	平成21年 11月16日～12月4日	札幌コンベンションセンター	平成22年3月29日
第93回 助産師	平成22年 2月18日	平成21年 11月27日～12月18日	代々木ゼミナール札幌校	平成22年3月26日
第96回 保健師	平成22年 2月19日	平成21年 11月27日～12月18日	札幌コンベンションセンター	平成22年3月26日
第99回 看護師	平成22年 2月21日	平成21年 11月27日～12月18日	札幌コンベンションセンター／ 代々木ゼミナール札幌校	平成22年3月26日
第56回 臨床検査技師	平成22年 2月24日	平成21年12月21日～ 平成22年1月12日	札幌第1合同庁舎	平成22年3月31日
第62回 診療放射線技師	平成22年 2月25日	平成21年12月21日～ 平成22年1月12日	札幌第1合同庁舎	平成22年3月31日
第45回 理学療法士	平成22年 2月28日	平成21年12月21日～ 平成22年1月12日	代々木ゼミナール札幌校	平成22年3月31日
第45回 作業療法士	平成22年 2月28日	平成21年12月21日～ 平成22年1月12日	代々木ゼミナール札幌校	平成22年3月31日
第95回 薬剤師	平成22年 3月6日～7日	平成22年 1月5日～1月14日	代々木ゼミナール札幌校	平成22年3月30日
第24回 管理栄養士	平成22年 3月21日	平成22年 1月8日～1月15日	札幌コンベンションセンター	平成22年5月7日

(2) その他の国家試験

厚生局で実施する試験の他に、国から指定を受けた指定試験機関が実施する国家試験13種があります。また、歯科技工士及び製菓衛生士試験は北海道庁が実施しています。

(3) 試験を要しないもの

栄養士、調理師、保育士、介護福祉士及び社会福祉主事は、養成施設の修了資格をもって免許が取得できます(養成施設を修了していない場合は試験が必要)。また、食品衛生管理者は、講習会の受講をもって資格が取得できます。

平成21年度医師等国家試験の実施状況

○厚生局が実施する試験（１２種）の状況

	受験者数			合格者数			合格率 ()は全国値			管内養成施設数		
	２０年度	２１年度	対前年度比 (%)	２０年度	２１年度	対前年度比 (%)	２０年度	２１年度	対前年度 増△減	２０年度	２１年度	対前年度 増△減
医師	302	303	100.3	288	279	96.9	(91.0) 95.4	(89.2) 92.1	(△ 1.8) △ 3.3	3	3	0
歯科医師	195	184	94.4	135	130	96.3	(67.5) 69.2	(69.5) 70.7	(2.0) 1.4	2	2	0
保健師	628	733	116.7	612	647	105.7	(97.7) 97.5	(86.6) 88.3	(△ 11.1) △ 9.2	3	11	8
助産師	79	71	89.9	79	60	75.9	(99.9) 100.0	(83.1) 84.5	(△ 16.8) △ 15.5	2	6	4
看護師	2,871	2,976	103.7	2,650	2,704	102.0	(89.9) 92.3	(89.5) 90.9	(△ 0.4) △ 1.4	42	53	11
診療放射線技師	159	168	105.7	107	132	123.4	(74.4) 67.3	(80.0) 78.6	(5.6) 11.3	2	3	1
臨床検査技師	148	149	100.7	119	112	94.1	(71.8) 80.4	(67.8) 75.2	(△ 4.0) △ 5.2	3	4	1
理学療法士	298	359	120.5	279	342	122.6	(90.9) 93.6	(92.6) 95.3	(1.7) 1.6	6	8	2
作業療法士	237	238	100.4	207	211	101.9	(81.0) 87.3	(81.0) 88.7	(0.0) 1.3	6	7	1
薬剤師	465	161	34.6	359	155	43.2	(74.4) 77.2	(56.4) 96.3	(△ 18.1) 19.1	3	3	0
管理栄養士	1,130	1,228	108.7	251	326	129.9	(29.0) 22.2	(32.2) 26.5	(3.2) 4.3	5	5	0
視能訓練士	-	-	-	-	-	-	(92.4)	(85.4)	(△ 7.0)	2	2	0

※視能訓練師国家試験は、関東信越厚生局及び近畿厚生局のみで実施

○北海道庁が実施する試験（２種）の状況

	受験者数			合格者数			合格率			管内養成施設数		
	２０年度	２１年度	対前年度比 (%)	２０年度	２１年度	対前年度比 (%)	２０年度	２１年度	対前年度 増△減	２０年度	２１年度	対前年度 増△減
歯科技工士	79	88	111.4	79	88	111.4	100.0	100.0	0.0	3	3	0
製菓衛生師	472	465	98.5	427	443	103.7	90.5	95.3	4.8	5	7	2

○指定試験機関が実施する試験（１３種）の状況

	合格率 (全国値)			管内養成施設数			指定試験機関
	２０年度	２１年度	対前年度 増△減	２０年度	２１年度	対前年度 増△減	
理容師	70.3	60.4	△ 9.9	8	8	0	(財)理容師美容師試験センター
美容師	80.5	80.5	0.0	14	14	0	(財)理容師美容師試験センター
社会福祉士	29.1	27.5	△ 1.6	1	2	1	(財)社会福祉振興・試験センター
精神保健福祉士	61.7	63.3	1.6	2	2	0	(財)社会福祉振興・試験センター
救急救命士	80.3	84.0	3.7	3	3	0	(財)日本救急医療財団
義肢装具士	93.2	87.4	△ 5.8	1	1	0	(財)テクノエイド協会
臨床工学技士	79.5	81.4	1.9	3	3	0	(財)医療機器センター
言語聴覚士	57.3	64.8	7.5	2	2	0	(財)医療研修推進財団
あん摩マッサージ指圧師	84.4	85.0	0.6	1	1	0	(財)東洋療法研修試験財団
はり師	78.7	75.5	△ 3.2	5	4	△ 1	(財)東洋療法研修試験財団
きゆう師	78.4	74.9	△ 3.5	5	4	△ 1	(財)東洋療法研修試験財団
柔道整復師	70.3	77.8	7.5	4	4	0	(財)柔道整復研修試験財団
歯科衛生士	95.3	97.2	1.9	10	10	0	(財)歯科医療研修振興財団

（企画調整課）

2. 北海道地方社会保険医療協議会

北海道厚生局では、社会保険庁改革の一環として、平成20年10月より保険医療機関や保険医の指定・登録に関する業務を旧北海道社会保険事務局から移管されています。

保険医療機関などの指定とその取消し、保険医などの登録の取消しを行う場合には、健康保険法により、その適否について社会保険医療協議会へ諮問することとされており、北海道厚生局では、旧北海道社会保険事務局からの業務移管に伴って、平成20年10月に北海道地方社会保険医療協議会を設けました。

保険医療機関や保険医などの指定・登録制度

病院・診療所などの医療機関や医師が保険診療を行うためには、医療機関は保険医療機関の指定を受け、医師は保険医として登録される必要があります。同様に保険調剤を行う薬局と薬剤師も保険薬局、保険薬剤師の指定・登録が必要です。

保険診療や保険調剤を行うと、保険医療機関や保険薬局は患者と医療保険（国民健康保険や協会けんぽなど）に費用を請求しますが、この費用は、国が診療や調剤の内容に応じて診療報酬として定めています。

万一、架空請求などの不正が行われた場合には、前述の指定・登録を取消し、以後の保険診療を行わせない行政処分をすることがあります。また、不正に得た診療報酬の返還を指示しています。

※保険医療機関等の指定・登録の状況や指導監督業務については、医療課・管理課のページをご参照ください。

協議会の所掌と構成

（1）協議会の所掌

社会保険医療協議会法（以下「法」といいます。）により、以下のとおり定められています。

○第2条第2項

地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

（2）協議会の構成（法第3条）

以下の20人の委員によって構成されます。

- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、

- 事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側関係委員）・・・・・・・ 7人
- 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側関係委員）・・・・・・・ 7人
- 三 公益を代表する委員（公益関係委員）・・・・・・・ 6人

なお、臨時委員と10人以内の専門委員を置くことができますが、北海道地方では設置していません。

協議会での審議

協議会での審議は、総会（20人全員）と 部会（支払側関係3人、診療側関係3人、公益関係2人の計8人）に分かれます。また、会長及び部会長は公益関係委員の中から選出されます。

（1）総会

指定・登録の取消しについて諮問を受けて審議しています。また、保険医療機関及び保険薬局の指定申請に対して、これを指定しないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）なども総会で審議されます。

平成21年度は3回の総会が開催され、以下の結果となりました。

○平成21年度 総会の審議状況

審 議 事 項		件 数		
		医科	歯科	薬局
指定の取消	1		1	
登録の取消	1		1	
指定をしないこと	1		1	
取消後の再指定				

審議結果：諮問どおり了承された。

（2）部会

保険医療機関又は保険薬局の指定について審議しています。ただし、次の事項は総会で審議されます。

- 一 保険医療機関の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定（取消後の再指定）
- 二 指定をしないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）

平成21年度は12回の部会が開催され、以下の結果となりました。

○平成21年度 部会の審議状況

新規指定				指定更新				合 計			
	医科	歯科	薬局		医科	歯科	薬局		医科	歯科	薬局
396	163	109	124	932	424	315	193	1,328	587	424	317

審議結果：諮問どおり了承された。

指定期間は6年となっているため、6年毎の更新手続が必要です。

3. 医療事故調査のあり方についての検討

医療事故について、これまでの行政の対応は必ずしも十分とは言えず、民事手続（訴訟）や刑事手続（訴訟）にその解決が期待されている現状がありますが、これらは、金銭賠償や刑事責任の有無が直接の論点であり、必ずしも原因究明や再発防止につながるものではありません。

医療事故の発生時において、解剖や診療経過の評価・分析を行って事故原因を究明し、再発防止策を提言する仕組みが必要であると考えられています。

このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性確保や医療に対する国民の信頼回復につながるとともに、医師などの医療従事者が萎縮することなく医療を行える環境整備にも資すると考えられています。

北海道地域での医療事故に関わる取組み

医療事故に関わる取組みは、国（厚生局）だけでなく自治体、医療機関、民間団体などの多方面で行われています。北海道地域での主な事例を取りあげました。

特定機能病院などの院内事故調査

大学病院等の特定機能病院には、自院で発生した事故を自ら調査する院内事故調査委員会が設置されています。

道内の特定機能病院は北海道大学病院、札幌医科大学附属病院、旭川医科大学病院の3つで、それぞれ名称や組織、取組みの詳細は異なりますが、外部の医師や弁護士などの専門家も加えて事故原因の調査が行われます。結果は本人、遺族への説明だけでなく、医療スタッフや研修医の教育にも生かされています。また、特定機能病院以外でも院内調査の導入が進められおり、特定機能病院（大学病院）での取組みは、そのモデルともなるものです。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

特に死亡事例について、医療機関から調査依頼を受け臨床医、法医及び病理医による解剖を行うとともに診療経過の調査も行います。収集した資料や解剖結果をもとに、死亡原因と診療行為との関係について、医療の専門家に弁護士も加えた委員会で評価を行い、結果を医療機関と遺族に報告します。また再発防止の取組みについても提言しています。

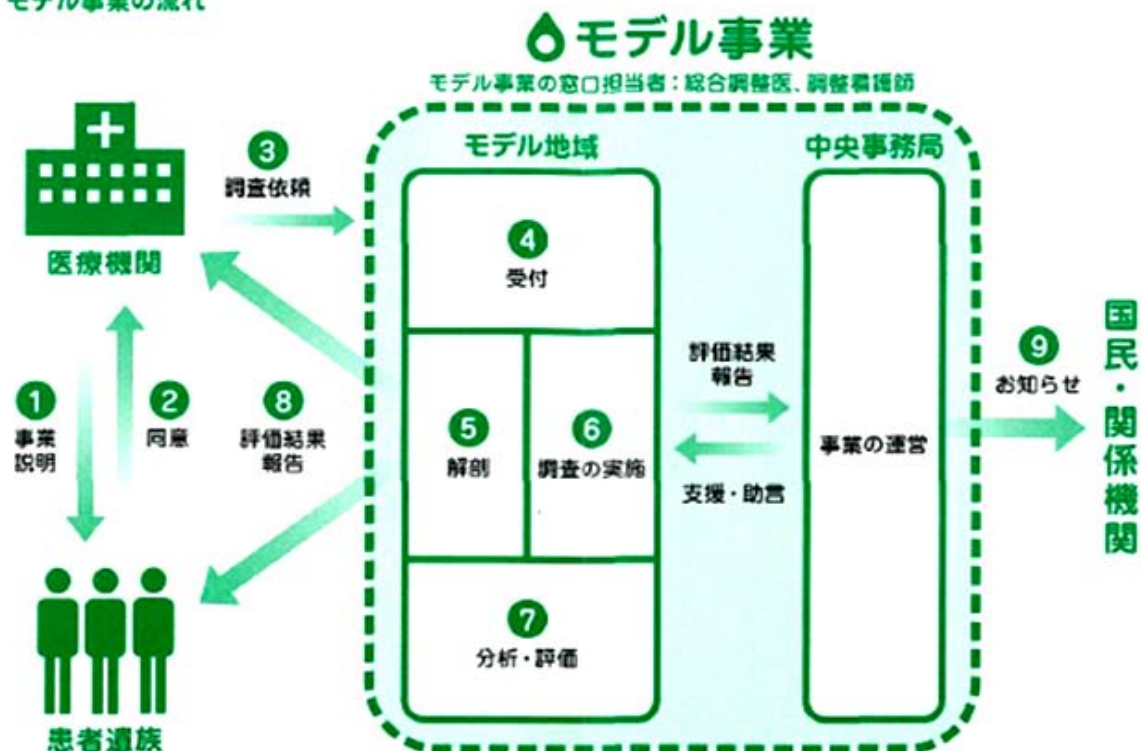
この事業は、医療死亡事故の調査分析を専門的に行う第三者機関のモデルとして、平成17年9月から（社）日本内科学会への国庫補助事業として開始されました。当初は東京、愛知、大阪、兵庫の4地域での展開でしたが、平成18年10月に札幌地域が加わり、最終的に全国10地域（札幌、宮城、茨城、東京、新潟、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡）で実施されるに至っています。平成21年度中までに全国で105例が調査され、うち8例が札幌地域での事

案です。

調査結果の概要は、モデル事業のホームページ（<http://www.med-model.jp/kekka.html>）でも公表されています。

平成22年度には「日本医療安全調査機構」が日本内科学会、日本医学会、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会の5学会により設立され事業が継続されますが、北海道では札幌周辺地域での実施にとどまっており、今後、地域の関係者の理解や解剖などの実施体制を確保しつつ、対象地域を拡大することが課題になっています。

モデル事業の流れ



医療安全支援センター

医療法第6条の11により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置の努力義務があり、北海道では道立保健所の他、札幌市、旭川市、函館市の保健所に設置されています。

センターでは医療に関する患者家族、住民からの苦情や相談に対応し、必要な助言や情報提供を行います。また医療安全に関する研修（講習）会の開催なども行っています。

○医療安全支援センターへの相談例

- ・多くの検査を受けたが、検査の必要性が理解しづらい
- ・主治医以外の先生の話も聞きたいのだが、主治医にどう切り出してよいかわからない。
- ・手術後の経過が思わしくないのでカルテの開示を求めたいが、お願いできるのか。
- ・院内処方と院外処方とは何か違いがあるのか。
- ・医療費の請求内容にわからない点がある。
- ・現在使用している薬の服用について詳しく知りたい

参考：医療安全支援センター総合支援事業HP <http://www.anzen-shien.jp/>

医療紛争についての裁判外紛争解決（医療ADR）

医療事故が民事紛争（訴訟）となることがありますが、患者、医療機関の双方にとって紛争の長期化（対立の激化）や費用に加え、精神的な負担も重いと言われています。

近年、民事紛争処理の分野において、裁判（判決）による強制的な解決ではなく、私的自治の原則に基づいて、当事者間の合意による裁判外での解決を目指す動きがあります。特に医療紛争においては、患者と医師の信頼関係、医療の信頼回復の観点から有用との意見があります。

医療紛争を専門にしたADRは全国でも少数ですが、「札幌弁護士会紛争解決センター」では平成21年6月から「医療紛争解決センター」を開設しています。センターでは「医療訴訟に精通した弁護士を原則として2名調停人として選任し、調停人は公平中立な立場で、話し合いによる解決を提案します。短時間かつ少額の費用で医療紛争を解決し、双方の信頼を回復することを目指しています」（札幌弁護士会紛争解決センター パンフレットより抜粋）



（札幌弁護士会紛争解決センター パンフレットより抜粋）

参考 札幌弁護士会紛争解決センターHP

医療事故調査のあり方シンポジウム

北海道厚生局では、医療事故調査のあり方についての理解と協力を深めることを目的に、平成21年11月20日（金）札幌パークホテルにて「医療事故調査のあり方シンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムは、道内の医療機関の医療安全担当者を対象に行われる「医療安全ワークショップ」（医療安全ワークショップについては「20 医療の安全に関する取組の普及及び啓発」をご覧ください）の特別シンポジウムとして一般にも開放して行われ、医療関係者と一般参加者を併せて550名を超える参加となりました。

（後援：北海道医師会、札幌市、NHK、北海道新聞社）

○シンポジウム概要

第一部では、「道内三大学病院の院内事故調査委員会の現状と課題について」各病院の病院長又は副病院長から、それぞれの委員会の特徴に触れながら発表が行われました。

第二部では、「医療事故調査のための第三者機関のあり方について」がテーマになりました。札幌地域でも実施されている「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の現状報告に続き、第三者機関についての北海道医師会の考え方、また、医療訴訟に精通した弁護士からは、第三者機関と弁護士との関わりやADRの可能性について発表されました。

締めくくりの総合討論では、大学病院はトップランナーとしてモデルを示すべきとの意見や、第三者機関では中立性と公正さに加え、遺族の感情に配慮した迅速な対応が不可欠との意見もだされました。



3 年金管理課

平成22年1月1日に社会保険庁、地方社会保険事務局、社会保険事務所が廃止され、同時に設立された日本年金機構（以下「機構」といいます。）が、社会保険庁等が行っていた公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を実施することとなりました。

機構が実施する年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の事務について、年金管理課が所管することとなりました。

4 日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可

厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」といいます。）に適用されている事業主の方が納める保険料や国民年金に適用される自営業の方などが納める保険料（以下「保険料」といいます。）の収納事務については、機構^{注1}の「収納職員」に行わせることができる旨の規定や、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」に行わせることができる旨の規定が関係法令に設けられています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

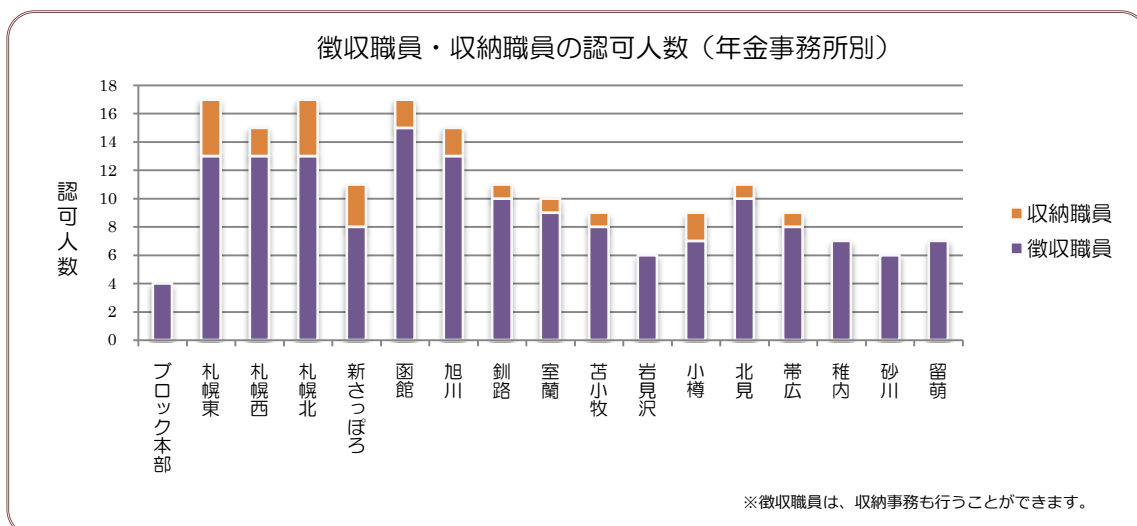
北海道厚生局では、北海道ブロック本部から各年金事務所^{注2}等に配置する「徴収職員」及び「収納職員」について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行います。

（注1）機構の組織は、本部が東京に、年金事務所（旧社会保険事務所）が全国に312ヶ所、年金事務所の管理・支援等を行うブロック本部が北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡に設置されています。

（注2）北海道に設置されている年金事務所については、「第三章 統計・資料」をご覧ください。

平成22年1月から3月までの間（以下「平成21年度」といいます。）に、徴収職員157名、収納職員24名を認可しました。これは、平成22年1月の日本年金機構発足に伴い徴収・収納業務に携わるすべての機構職員について認可を行ったもので、今後は機構の新規採用や配置換えに伴い申請されたものをその都度審査・認可することになります。

以下は、平成21年度に認可した人数を、北海道ブロック本部及び各年金事務所別にグラフで表したものです。



5 日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可

(1) 滞納処分に係る認可

機構が保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

これら滞納処分等の認可は、地方厚生（支）局に対して機構本部（通常分^{注1}）及び各年金事務所（緊急分^{注2}）から認可申請が行われ、北海道厚生局では当該申請の審査と認可を行っています。

（注1）毎月一定の時期を定めて行われ、機構本部から一括して認可申請される分

（注2）事業の廃止や破産等で急を要するため、各年金事務所から個別に認可申請される分

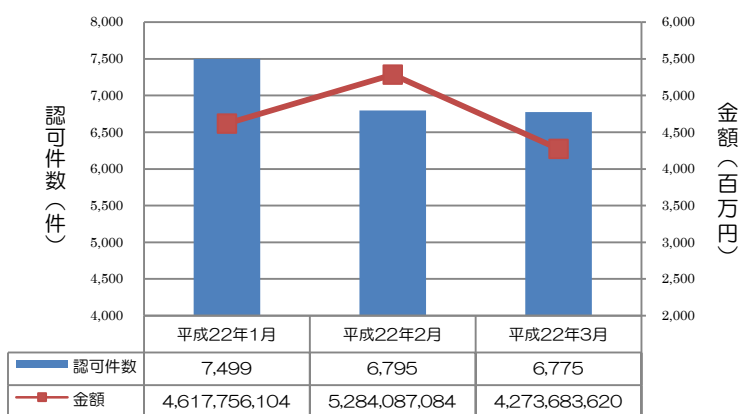
以下は、平成21年度に認可した件数及び保険料額を、月別に表とグラフで表したものです。

◆滞納処分認可件数及び金額

（厚生年金保険・通常分）

実施月	認可件数	金額（円）
平成22年1月	7,499	4,617,756,104
平成22年2月	6,795	5,284,087,084
平成22年3月	6,775	4,273,683,620
合計	21,069	14,175,526,808

滞納処分認可件数（厚生年金保険・通常分）

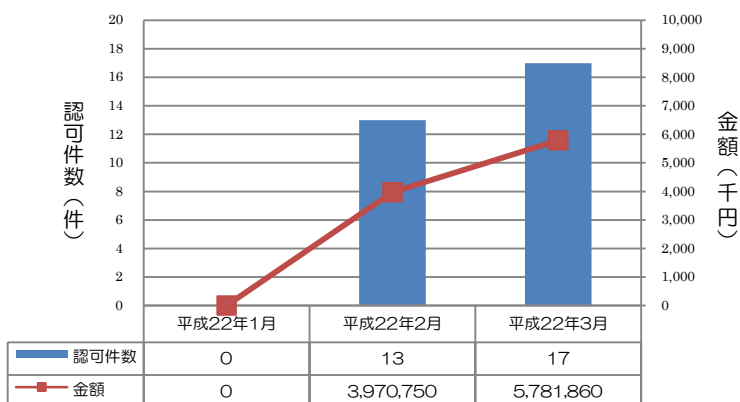


◆滞納処分認可件数及び金額

（国民年金・通常分）

実施月	認可件数	金額（円）
平成22年1月	0	0
平成22年2月	13	3,970,750
平成22年3月	17	5,781,860
合計	30	9,752,610

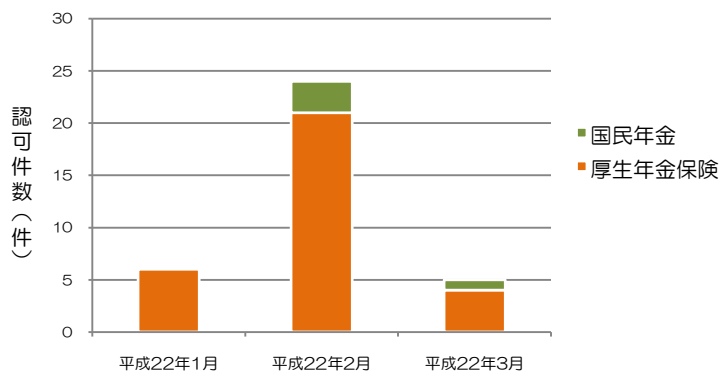
滞納処分認可件数（国民年金・通常分）



◆滞納処分認可件数
(厚生年金保険及び国民年金・緊急分)

実 施 月	認可件数 (厚生年金保険)	認可件数 (国民年金)
平成 22 年 1 月	6	0
平成 22 年 2 月	21	3
平成 22 年 3 月	4	1
合 計	31	4

滞納処分認可件数（厚生年金保険及び国民年金・緊急分）



(2) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

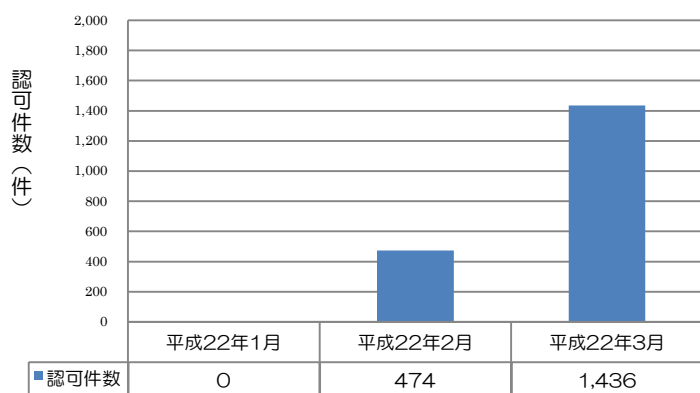
機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への加入に関する調査（以下「立入検査等」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、認可の権限は地方厚生（支）局に委任されています。これら立入検査等の認可は、北海道ブロック本部が各年金事務所分を取りまとめ北海道厚生局に対して認可申請が行われ、北海道厚生局では当該申請の審査と認可を行っています。

以下は、平成21年度に認可した件数を、月別に表とグラフで表したものです。

◆事業所への立入検査等認可件数

実 施 月	認可件数
平成 22 年 1 月	0
平成 22 年 2 月	474
平成 22 年 3 月	1,436
合 計	1,910

事業所への立入検査等認可件数



機構からの認可申請については、毎月の認可申請のほか、毎年3・6・9・12月に翌3カ月間に予定している立入検査等の認可申請をまとめて行うこととなっているため、平成22年3月の認可件数が多くなっている状況です。

なお、機構が年金受給者、被保険者の方に対して調査を実施する場合においても、事業所への立入検査等と同様に地方厚生（支）局の認可が必要となりますが、平成21年度の認可申請はありませんでした。

6 国民年金等事務取扱交付金

厚生労働省や機構が行う国民年金等の事務の一部については、以下のとおり市町村において実施しており、この事務の実施に要する費用については、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から交付されています。

i) 厚生労働省が行う事務の一部について法律により市町村が行うこととされた事務に対する費用の交付

国民年金の基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行うこととなっています。法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は厚生労働省が交付することとされています。

ii) 国民年金事務に関して市町村の協力や連携のもとに実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務に付随する事務や国民年金に関する相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、市町村が厚生労働省や機構に対して協力や連携のもとに事務を実施しています。その事務に対する経費については、厚生労働省が交付しています。

7 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定

（１）学生納付特例事務法人

20歳以上の学生等の方については、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料の納付をできずに、将来年金を受給できなくなることを防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためには学生である期間中、毎年市町村の窓口申請を行う必要がありますが、できる限り申請しやすい環境を整備する観点から大学等が「学生納付特例事務法人」の指定を厚生労働大臣から受け、学生からの申請を代行できることになっており、厚生労働大臣の指定の権限は、地方厚生（支）局長に委任されています。

北海道厚生局では、大学等から当該申請がされた場合の指定や指定の取消、制度の普及等を行っています。平成21年度末現在北海道で指定を受けている大学等は次の4校で、平成21年度に新規指定申請はありませんでした。

- 国立大学法人 北海道大学
- 国立大学法人 小樽商科大学
- 学校法人 北海道武蔵女子学園北海道武蔵女子短期大学
- 市立小樽病院高等看護学院

（２）保険料納付確認団体

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣の指定を受け、国民年金被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の年金保険料の納付状況を確認することができる「保険料納付確認団体制度」があります。

構成員へ保険料納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促進することにより、年金受給権を確保することが目的です。厚生労働大臣の指定の権限は、地方厚生（支）局長に委任されています。

北海道厚生局では、「保険料納付確認団体」への指定を希望する団体から当該申請がされた場合の指定や指定の取消、制度の普及等を行っています。

平成２１年度末現在、北海道で指定を受けているのは北海道社会保険労務士会で、平成２１年度に新規指定申請はありませんでした。

８ 社会保険労務士の指導・監督

北海道厚生局では、「社会保険労務士法」に基づく社会保険労務士等の業務の適正な運営を確保するため次のような指導、監督等を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分、聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

平成２１年度における案件はありませんでした。

９ 特例民法法人の指導・監督

特例民法法人（※）に対して適切な事業が行われるよう、指導監督などを行っています。また指導監督基準に適合した管理運営が行われているかどうか調査するため、三年に一度、立入検査も実施しています。

（※ 従来の公益法人は特例民法法人となり、平成２５年１１月末までに内閣府または都道府県に対し、一般法人または公益法人への移行申請を行うことになっています。また、５年以内に認可または認定がなければ解散となります。）

平成２１年度末現在、北海道厚生局が所管している特例民法法人は次の二つです。

- （財）北海道社会保険協会
- （社）北海道年金福祉協会

平成21年度は、特例民法法人への立入検査は行っていません。

10 年金委員

年金委員とは、機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項の運営について積極的に啓発、相談及び助言等の活動を行い、機構の円滑な運営を図ることを目的としています。

年金委員は、厚生労働大臣が委嘱するものとされており、委嘱の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

北海道厚生局では、事業所および市町村等から推薦された方の審査・委嘱を行い、委嘱された方への年金委員証明書の発行等を行っています。

年金委員は次の二つの区分があり、いずれも無報酬で前記活動を行っていただいています。

i) 職域型の年金委員

- ・厚生年金保険の適用事業所に設置します。
- ・設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所にあつては1名、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所にあつては2名とします。任期はありません。

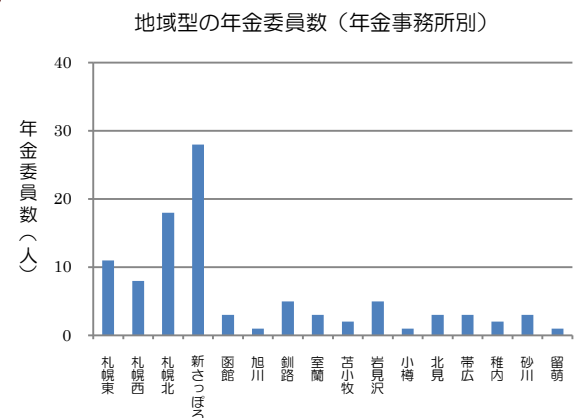
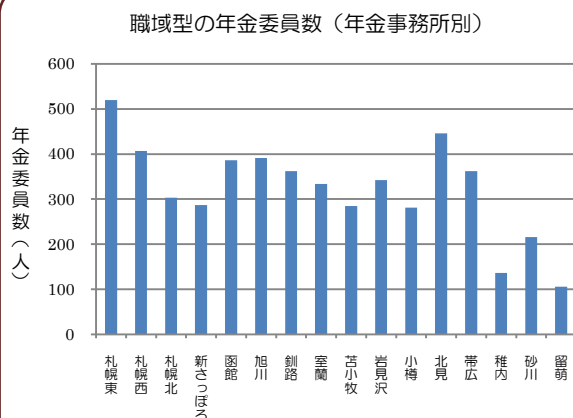
ii) 地域型の年金委員

- ・市町村または各種団体から推薦があつた者について、複数名を設置します。任期は3年です。

以下は、平成21年度末現在の年金委員数を、各年金事務所別に表とグラフで表したものです。

◆年金委員数（職域型・地域型）

	札幌東	札幌西	札幌北	新さっぽろ	函館	旭川	釧路	室蘭	苫小牧	岩見沢	小樽	北見	帯広	稚内	砂川	留萌	計
職域型	520	407	303	287	386	391	362	334	285	342	281	446	362	136	216	106	5,164
地域型	11	8	18	28	3	1	5	3	2	5	1	3	3	2	3	1	97



(健康福祉課)

1 1. 社会福祉施設等の整備への費用助成

地域福祉サービスの取組みを行っている児童福祉施設、障害者関連施設、高齢者福祉施設及び認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備などの建築・改修等に要する費用の助成を、地方公共団体を通じて行っています。

平成21年度において、助成した施設件数は285施設、金額は約24.6億円です。

【年次推移、助成内訳】

	平成21年度		平成20年度		平成19年度		
	施設数	金額(千円)	施設数	金額(千円)	施設数	金額(千円)	
児童福祉施設	2	8,074	8	288,908	18	970,834	※1
障害者関連施設	5	130,804	10	595,792	5	776,643	
高齢者福祉施設	39	1,198,493	54	1,244,941	43	772,175	
スプリンクラー整備	239	1,122,087	54	240,181	—	—	※2
合 計	285	2,459,458	126	2,369,822	66	2,519,652	

※1 平成20年度より、保育所と認定こども園の整備費助成が「安心こども基金」でも行えるようになったため、19年度に比して助成施設数が減少しています。

※2 認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備を平成20年度より助成しており、21年度に大幅に増加しました。

助成した施設の例

●認定こども園マーガレット幼稚園・保育園(平成20年度助成分)

少子化が進行する中で、適正規模の保育の提供や運営を効率的に行えるよう公立保育所を再編するため、建物が老朽化した公立保育所を廃止して、認定こども園が設置されました。

※平成21年度より、認定こども園の助成については、「安心こども基金」の対応になり、窓口は都道府県になっております。

写真(建物正面)



写真(乳幼児室)



●安平町しののめ交流館（平成20年度助成分）

心身の健全な育成と健康の増進を図るとともに、軽スポーツを通じた高齢者や障害者が子どもとの世代間交流を行うふれあいの場として設置されました。

写真（多目的活動室）



写真（作業室）



安心こども基金

○趣旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備や認定こども園等の新たな保育需要への対応と保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的に、平成20年度補正予算（第1次及び第2次）で措置されました。

基金による助成は平成20年度から22年度までの3年度に渡って行われるため、通常単年度で行われる国庫補助に比べ、複数年度にまたがる見通しをもった整備が容易になり、また、急激な人口変動等による保育需要の変化に即応した弾力的かつ機動的な予算執行が可能となり、地方の自主性・裁量性が発揮しやすくなるメリットがあります。

○事業概要

国から交付された交付金を財源に各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施します。

1 保育所等整備事業

（1）保育所等緊急整備事業（①～③は社会福祉法人等が対象）

①保育所の施設整備費の補助

②待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置

③賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助

④子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助

（2）放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助

（3）認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助（学校法人及び社会福祉法人等が対象）

2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助

3 保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助

（指導養成課）

平成 20 年 10 月の組織再編に伴い、健康福祉部に指導養成課が新設され、旧健康課、旧福祉課、医事課、食品衛生課で所掌していた下記の国家資格あるいは国家試験の受験資格を付与する養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定及び監督等の業務について、より効果的・効率的な行政事務の実施を行うため、全ての分野の養成施設を一体的に所掌することとなりました。

なお、管理栄養士養成施設に係る指導等の事務については、平成 21 年度から地方厚生（支）局において行うことになりました。

①養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの

生活衛生分野 … 栄養士、食品衛生管理者・食品衛生監視員＊

福祉分野 … 保育士、介護福祉士、社会福祉主事＊

（＊は任用資格）

②養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 … 救急救命士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師

生活衛生分野 … 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師

福祉分野 … 社会福祉士、精神保健福祉士

1 2 . 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務

上述のとおり、指導養成課が所管している養成施設等の種別は 29 種別あり、これらすべての種別に係る指定等の事務を行っています。

平成 21 年度において指導養成課が行った指定、変更承認、変更届等の受理件数は、以下のとおりです。

なお、食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設については、平成 21 年度末現在、北海道厚生局管内にはありません。

※ 養成施設等の数や名称等は、第三章 1 2 「所管養成施設等一覧」を、また各資格の概要は、第三章 2 6 「国家資格の概要」をご参照ください。

※各養成施設等に係る指定、変更承認、変更届出等の件数

(単位：件)

	新規指定	変更承認	変更届出	指定取消	指導調査※1
救急救命士養成所	0	4	1	0	1
診療放射線技師養成所	0	5	1	0	0
臨床検査技師養成所	0	2	2	0	2
理学療法士養成施設	0	16	3	0	3
作業療法士養成施設	0	13	2	0	3
視能訓練士養成所	0	2	1	0	1
臨床工学技士養成所	0	1	1	0	1
義肢装具士養成所	0	2	1	0	0
言語聴覚士養成所	0	5	1	0	0
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設	0	3	2	0	3
柔道整復師養成施設	0	1	2	0	3
歯科衛生士養成所	※2 1	19	3	0	1
歯科技工士養成所	0	0	0	0	1
保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所	0	38	24	0	11
栄養士養成施設	0	1	2	0	3
管理栄養士養成施設	0	1	0	0	1
理容師養成施設	0	1	13	※3 1	1
美容師養成施設	0	0	23	※3 1	3
製菓衛生師養成施設	0	0	0	0	1
食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設	0	0	0	0	3
指定保育士養成施設	1	15	6	1	7
社会福祉士養成施設等	0	0	3	0	2
介護福祉士養成施設等	0	7	29	2	11
介護福祉士養成施設等	0	7	23	2	11
福祉系高等学校等	0	0	6	0	0
社会福祉主事養成機関等	0	1	※4 7	2	2
精神保健福祉士養成施設等	0	3	0	1	0

※1 理容師養成施設及び美容師養成施設については、設置者からの申請による指定の取消ではなく「廃止承認」の件数を計上。

※2 新規指定に係る実地調査については、歯科衛生士養成所について1件実施した。

※3 後述の「13 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査」を参照。

※4 うち1件は、北海道が行う社会福祉主事指定講習会の変更届出を受理。

理容師養成施設の指定基準等の改正について

養成施設の教育内容を時代に即したものとし、かつ適正な施設運営を確保するために平成 19 年度末に理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則が一部改正され、平成 20 年 4 月 1 日より施行されています。

主な改正内容は次のとおりです。

- (ア)教員の質の向上を図るため、教員の資格内容（「大学等で〇〇学を修めた者」を「大学等で〇〇学の学位を取得した者」とし、より専門性を高めた）を一部改正しました。
- (イ)養成施設のカリキュラムを原則として時間制から単位制に改めました。
- (ウ)養成施設における消毒室の設置の義務付けを廃止しました。
- (エ)養成施設指定基準に新たに卒業認定の基準を設け、各養成施設は平成 20 年度中に卒業認定の基準について厚生労働大臣の承認を受けることとしました。

社会福祉士制度の見直しについて

平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号により、社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、社会福祉士について、次のように見直されました。

＜定義規定の見直し＞（公布日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行）

- ・福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡・調整を明確化

＜義務規定の見直し＞（公布日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行）

- ・個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適正に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない（誠実義務）
- ・業務を行うに当たっては、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない（連携）
- ・社会福祉士資格取得後も、社会福祉を取り巻く環境の変化に適應するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない（資質向上の責務）

＜資格取得方法の見直し＞

- ・児童福祉司等の行政職経験（5 年から 4 年に改正）に加え、新たに 6 月以上の養成課程を経た上で、社会福祉士試験を受験する仕組みとする（平成 21 年 4 月 1 日から施行）

介護福祉士制度の見直しについて

平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号により、社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、介護福祉士について、次のように見直されました。

＜定義規定の見直し＞（公布日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行

- ・「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正
 ＜義務規定の見直し＞（公布日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行）
- ・個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適正に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない（誠実義務）
- ・業務を行うに当たっては、認知症等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない（連携）
- ・介護福祉士資格取得後も、介護を取り巻く環境の変化に適應するため、介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない（資質向上の責務）
- ＜資格取得方法の見直し＞
- ・「養成施設等」の卒業者は、介護福祉士資格を取得するためには、新たに介護福祉士試験を受験する（平成 24 年 4 月 1 日施行）
- ・「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく、教員要件、教科目の内容等についても新たに基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする（平成 21 年 4 月 1 日から施行）
- ・「実務経験」3 年以上に加え、新たに 6 月以上の養成課程を経た上で介護福祉士試験を受験する仕組みとする（平成 24 年 4 月 1 日施行）
- ＜教育カリキュラムの拡充＞
- ・介護福祉士資格の取得方法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴い、介護福祉士養成に係る教育カリキュラムの改正も行われ、従来の 1650 時間（2 年課程の場合）から 1800 時間に内容が充実され、平成 21 年度の入学者から適用されています。

1 3. 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査

指導養成課においては、前述の指定等の事務の他、養成施設等に対する指導監督の一環として、所管する全ての養成施設等に対して定期的に指導調査を実施しています。

平成 21 年度は、23 種類 43 校の養成施設等に対し指導調査を行い、調査の結果、

- ・学則の記載事項漏れ
- ・専任教員の不足
- ・入学定員の超過
- ・授業時間数の不足

等、指定基準等を遵守していない事例が見受けられましたので、速やかに改善する指導を行い、原則としてその年度内に改善させることとしています。なお、文書により指導した件数は 34 件です。

また、指定基準等を遵守した適切な指導養成施設等の運営に資するよう、本年度実施した指導調査の結果を踏まえた留意事項をとりまとめ、全ての養成施設等に対して「養成施設等の適正運営について」（平成 22 年 3 月 15 日付け北海厚発 0315 第 1 号 北海道厚生局長通知）を发出了しました。

併せて、養成施設等の設置者及び養成施設等自らが指定基準等を遵守した運営を行って

るかについて点検できるよう自己点検表を送付しました。

なお、局長通知に記載した留意事項の概要は以下のとおりです。（この概要は当局のホームページ（「養成施設を運営される方々へ」参照）にも掲載しております。

本年度の指導調査結果を踏まえた留意事項の主なもの

（１）学則等並びに諸手続及び定期報告に関する事項

①学則等について

養成施設等が自ら定めた学則等は各法令等に合致した内容であるとともに養成施設等において当然に厳守されるべきものであること。

また、入学者の選抜や成績評価の方法においては、養成施設等が学則等で定めた基準に基づき、試験等の客観的方法により公正に判定すること。

【不適正な事例】

- ・ 指定規則等で定められている授業時間数を実施していれば、学則等で定めた授業時間数を満たしていなくても良いと理解していた。
- ・ 入学選考や成績評価及び履修認定（単位認定）の判定方法や基準を明確に定めていない。
- ・ 教科目の履修認定にあたっては、出席時間数が指定規則等で定める時間数の3分の2（あるいは5分の4）に満たない者については認定してはならないこととされているが、3分の2（あるいは5分の4）に満たない学生に、履修認定していた。

②諸手続について

学則や実習施設等の変更について、適正な手続が行われていない場合、適正な授業の実施と見なされず、当該授業について補講の実施を行う必要がある場合もあり、学生または生徒に不利益な事態が生じることにもなり得ることから、法令等で変更承認（事前の承認）が必要と定められている事項について変更が生じた場合には適正に変更申請を行うこと。また、法令等で変更の届出が必要とされている事項についても、変更が生じた場合には遅滞なく届け出ること。

【不適正な事例】

- ・ 変更申請及び変更届出が必要な学則の変更、実習施設の追加、校舎の各室の用途及び面積の変更があったにもかかわらず、変更申請や変更の届出がなされていなかった。

③定期報告について

各法令等で義務づけられている報告は、正確を期すこと。

【不適正な事例】

- ・ 授業の実施状況等について、報告内容と実施内容に差異がある事例が見受けられた。

(2) 教員に関する事項

専任教員は法令等の規定に基づき必要な数を配置し、専任教員要件の確認は確実にを行うこと。（非常勤講師等「その他教員」についても同様であること。）特に、人事異動などで新たに採用する教員については、当該者の経歴を精査するとともに、有している資格は免許証等の原本をもって確認すること。

なお、教員要件について疑義や判断が困難である場合には、あらかじめ担当に相談・照会すること。

【不適正な事例】

- ・教員の資格要件を確認するにあたって、履歴書（経歴書）のみで判断し、当該者が有している資格（免許証等）の確認がなされていなかった。
- ・配置されている教員数が法令等に規定されている配置基準に満たない事例が見受けられた。

(3) 学生または生徒に関する事項

①入学定員について

入学定員は厳守すること。

【不適正な事例】

- ・恒常的に入学定員を超えて入学させている。

②入学者の入学資格について

学生または生徒の入学資格の確認を確実にを行うこと。

【不適正な事例】

- ・入学資格要件の確認について、卒業見込み証明書のみで確認しており、卒業証明書での確認をしていない。

(4) 教育に関する事項

①適正な授業の実施について

指定規則等に定められている教科目及び時間数について、学則等に適正に定め、これに基づいて授業を行うこと。

また、授業の実施については教員の要件を満たす者が実施し、教員要件を満たさない者によって行われた授業については、授業の実施とは認められないこと。なお、授業の実施状況については、担当教員のみならず、養成施設等としても適切に把握し管理すること。

法令等により同時に授業を行う学生数が定められている場合は、当該学生を厳守すること。

同様に、法令等により合同授業又は合併授業を行わないこととされている場合についても厳守すること。

【不適正な事例】

- ・学校行事やスポーツ大会等を授業として行っており、授業時間数に不足が生じた。
- ・学内でのオリエンテーションやカンファレンス、記録整理、休憩時間を臨地実習時間として換算していた。
- ・学年配当や履修時期（前期・後期等）を定めた授業計画があるにもかかわらず、講師の都合を優先させて実施していた。
- ・教員要件を満たさない者が授業を行っていた。
- ・合同及び合併授業が行われていた。

②学生または生徒の出欠の管理について

学生または生徒の出欠の確認については、履修認定（単位認定）や卒業判定等において重要なものであるので、教科科目担当教員のみならず、養成施設等としての確に把握・管理すること。

なお、出欠簿の記載方法については、各教員によって異なる方法ではなく、養成施設として統一された方法により記載すること。

【不適正な事例】

- ・実習先での実習時間を把握していなかったため、必要な時間数の実習が行われたのか把握できていなかった。
- ・学生の出欠状況を教科科目担当教員に委ねており、養成施設等として学生の出欠状況を把握・管理していない。

（５）施設設備及び教育用機械器具に関する事項

施設設備や教育用機械器具については、授業の実施に支障がないよう、指定規則等の規定に基づき、常に整備（更新）するように努めること。

【不適正な事例】

- ・実習室におけるベッドや教育用機械器具の数量が、法令等で定める数に対して不足している。

1 4 . 看護教育に関する業務

○ 保健師助産師看護師実習指導者講習会

本講習会は、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設において特定分野（保健師養成所における地域保健学、助産師養成所における助産学及び看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論）の実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。当局の平成21年度の実績は以下のとおりです。

・開催実績

期 間：平成21年8月4日～12日（土・日を除く7日間）

場 所：北海道経済センター会議室

受講者数：36名

講習内容と講師

「教育原理・教育心理」	；	山谷敬三郎（北翔大学生涯学習システム部）
「教育方法・教育評価」	；	廣川 和市（札幌学院大学）
「看護教育課程」	；	鈴木 佳子（NHO 西札幌病院附属札幌看護専門学校）
「実習指導の原理」	；	小林 千代（天使大学看護栄養学部）
「実習指導の実際Ⅰ」	；	田巻乃里子（NHO 西札幌病院附属札幌看護専門学校）
「実習指導の実際Ⅱ」	；	細川真智子（医療法人札幌山の上病院）
		斉藤 容子（北海道衛生学院地域医療学科）
		川上佐代子（勤医協札幌看護専門学校）
		藤長すが子（日本福祉看護・診療放射線学院）
		大村 郁子（日本福祉看護・診療放射線学院）
		和泉 千春（NHO 北海道がんセンター）
「看護の動向」	；	三好 康子（北海道厚生局 看護教育指導官）

1 5 . 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確 認に関する業務

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者、福祉事務所の査察指導員等で5年以上実務経験のある者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育

の質を担保していく制度が平成 21 年度から導入されました。

(単位：件)

実習演習科目の確認	変更届受理	確認取消
0	5	0

16. 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

介護福祉士試験について、実技試験の受験者が年々増大してきたことから、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっていました。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成 17 年度から導入されています。

北海道厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届出書、変更届出書及び実施報告書を内容確認のうえ受理しています。

(単位：件)

講演会実施届受理	変更届受理	報告受理
17	8	119

○講習会実施介護福祉士養成施設等数 17校

平成21年度 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等状況一覧

養成種別	養成施設等数 及び課程数	指定	取消	入学 定員	指導調査 件数	文書指導数
救急救命士	3校 3課程	0	0	240	1	0
診療放射線技師	2校 2課程	0	0	90	0	—
臨床検査技師	3校 3課程	0	0	100	2	0
理学療法士	7校 8課程	0	0	360	3	2
作業療法士	6校 7課程	0	0	270	3	2
視能訓練士	2校 2課程	0	0	90	1	0
臨床工学技士	3校 3課程	0	0	120	1	0
義肢装具士	1校 1課程	0	0	30	0	—
言語聴覚士	2校 2課程	0	0	80	0	—
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	5校 9課程	0	0	315	3	1
柔道整復師	4校 7課程	0	0	300	3	2
歯科衛生士	10校 13課程	1	0	641	1	0
歯科技工士	3校 3課程	0	0	125	1	0
保健師	3校 3課程	0	0	110	1	1
助産師	2校 2課程	0	0	50	1	1
看護師	43校 47課程	0	0	2,445	11	12
栄養士	10校 10課程	0	0	795	3	0
管理栄養士	5校 5課程	0	0	395	1	0
理容師	8校 15課程	0	1	565	1	0
美容師	14校 27課程	0	1	1,850	3	0
製菓衛生師	7校 13課程	0	0	747	1	0
食品衛生管理者・食品衛生監視員	7校 10課程	0	0	918	3	2
保育士	25校 25課程	1	1	1,930	7	4
社会福祉士（福祉系大学は含まない。）	2校 3課程	0	0	940	2	0
介護福祉士（福祉系高校含む。）	33校 41課程	0	2	1,882	11	6
社会福祉主事	11校 13課程	0	2	720	2	1
精神保健福祉士	2校 4課程	0	1	480	0	—
計	223校 281課程	2	8	16,588	66	34

（注1） 養成施設等数、課程数並びに入学定員は、平成21年4月1日現在の数値。

なお、「校数」は延べ数である。

（注2） 「指定」及び「取消」は、平成21年度内で処理した件数であり、養成施設等数（校数）には反映させていない。

（注3） 「管理栄養士」については、平成21年度から地方厚生（支）局において指定等事務を行うこととなった。

(福祉指導課)

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう必要な介護サービスを総合的・一体的に提供するための制度です。現在、道内では、152の保険者(市町村(広域連合を含む))が制度運営に携わり、9,195の事業者によって35,534のサービスが提供されています。北海道厚生局では、市町村等への助言や介護事業所に対する実地指導を通して、介護保険制度の適正な運営と提供されるサービスの質の向上を図っています。

また、介護事業などを運営する社会福祉法人の設立認可や監督などの業務も併せて担当しています。

※ 事業者等の数は、平成22年3月31日現在(介護予防サービスを含んだ数です。)

17. 介護保険事業所等の指導・監督

(1) 地方公共団体に対する助言・指導

市町村等が所管する、要介護状態となった場合でも、住み慣れた環境のもと、在宅や共同での充実した生活の実現を目的とする、地域密着型介護保険サービスは、1,154(介護予防を含めると2,234)に上っており、これらの事業所の指定、指導及び監査の業務については、それぞれの事業所が所在する市町村等が担当しています。

北海道厚生局では、市町村を訪問し、指定、指導及び監査の体制整備や支援、指導方針や具体的な指導方法について、自治体担当者に技術的助言を行っています。

平成21年度は32市町村の上記状況を確認し、そのうち1市町村に対して、指定事務について技術的助言を行い、29市町村に対して、事業者に対する指導方法について技術的助言を行いました。

(2) 介護保険サービス事業所への合同実地指導

介護保険制度をより充実したものとして持続させるためには、事業者(事業所)自身が適正な運営を確立する遵法意識はもとより、利用者に対し提供されるサービスの質を高めていくことも求められています。

さらに、指定と指導・監督の権限を持つ市町村自らが事業者に対する指導の技量を高め、市町村と事業者間の良好な信頼関係を醸成することも、事業者のサービスの質を高める上で重要です。

北海道厚生局では、各市町村等の指導・監督担当者と合同で事業所への実地指導を実施し、事業所で提供されているサービスの内容を確認し必要な指導を行うとともに、指導・監督担当者の技量向上を支援しています。

平成21年度は32事業者(グループホーム)に対し、自治体と合同で事業者指導を実施し、指定申請及びアセスメント・プランニング・モニタリング等の一連のプロセスの重要性等について指導を行いました。

グループホーム火災事故への北海道厚生局の対応

～ 事 故 ～

- 平成22年3月13日未明、札幌市北区の認知症高齢者グループホームにおいて火災が発生。火元は1階のストーブと見られ、木造2階建て約250平方メートルのうち約230平方メートルを焼きました。
- 火災により入居者7名の尊い命が失われ、さらに入居者1名と職員1名が負傷するという大変痛ましい事態となりました。
- 施設には住宅用火災警報機はありましたが、スプリンクラーはなく、消防機関への火災報知設備も未設置でした。また、避難訓練は行っていたましたが、義務付けられている避難訓練などに関する消防計画は作成されておらず、消防当局は再三提出を求めています。

～ 事故への対応 ～

- 北海道厚生局では、事業所に対する市町村等担当者との合同実地指導において、火災の原因となる暖房器具や調理器具の確認、防火安全対策、避難訓練の実施状況、通報体制、地域住民との連携体制等についての確認を行い、防火安全体制の確保を重点項目として指導を行うとともに、市町村等担当者に対しても、防火安全体制に対する指導方法について技術的助言を行っています。
 - 今回の火災ではスプリンクラーの設置が注目されましたが、厚生労働省による全国調査の結果では、認知症高齢者グループホーム全体の60.5%で未設置（※）となっていることが判りました。厚生労働省では、早期にスプリンクラーの整備が図られるよう、その費用等を支援することとしています。
- ※消防法施行令では、原則として床面積275㎡以上のグループホームに設置義務（平成23年度末までの経過措置期間があるため、現在未設置の施設全てが法令に違反しているわけではありません。）があります。

（医事課）

医事課では、医療という幅広い分野のなかで、医師・歯科医師の育成に関わる臨床研修や心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を目的とした医療観察法に関する業務のほか、医療の質と安全性の向上、医療に関する取組の普及啓発や薬事法に基づく特殊な医薬品の許可・監視業務、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造（輸入）業に係る登録事務等を行っています。

18. 医師と歯科医師の臨床研修

- （1）新医師臨床研修制度は平成16年度から施行され、医師免許を取得した者に2年間以上の臨床研修が義務付けられました。

臨床研修制度に従って厚生労働省の指定を受けた病院又は大学附属病院で、厚生労働省の認可を受けた研修プログラムにより臨床研修を受け、研修を修了した医師は申請により医籍に「臨床研修修了」と登録されます。

道内の3医育大学（北海道大学・旭川医科大学・札幌医科大学）において平成21年3月に卒業した学生は286名おり、273名が臨床研修を開始しています。そのうち177名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り109名は道外へ転出していますが、反対に道外の医育大学から転入してきた者などが113名おり、道内の臨床研修病院における平成21年4月の研修医採用者数は290名となっています。

- （2）歯科医師についても医師と同様に平成18年度から1年間以上の臨床研修が義務付けられています。

道内の大学歯学部（北海道大学・北海道医療大学）において平成21年3月に卒業した学生は156名おり、119名が臨床研修を開始しています。そのうち80名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り39名は道外へ転出していますが、反対に道外の大学から転入してきた者などが33名おり、道内の臨床研修病院における平成21年4月の研修医採用者数は113名となっています。

北海道厚生局では、臨床研修制度の円滑な実施を図るために北海道ブロック臨床研修制度協議会を設置し、開催しています。

また、北海道内の臨床研修病院の指導調査を行っています。

- （3）平成21年度の医師・歯科医師臨床研修病院（施設）数（平成21年3月31日現在）

臨床研修病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院（施設）	61	
単独型臨床研修施設		8

管理型臨床研修施設		1
単独／管理型臨床研修病院（施設）		1
合 計	64	14

※基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設（歯科）

協力型臨床研修病院（施設）：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院（施設）（医科・歯科）

（４）平成２１年度の業務実績

業 務 内 容	医 科	歯 科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	237名	108名
臨床研修病院等指定件数		
・ 臨床研修病院の指定（新規指定）	—	—
・ 協力型臨床研修病院等の病院郡の郡構成	27件	2件
研修プログラム変更	37件	—
臨床研修病院実地指導調査	10件	2件

① 「臨床研修制度説明会」の開催

開催日 ： 平成２１年５月１１日（月）

参加者 ： 141名

② 「北海道ブロック臨床研修制度協議会」の開催

開催日 ： 平成２１年１２月１５日（火）

参加者 ： 104名

③ 医師臨床研修費補助金の交付

補助金申請病院 ： 57件

交付決定額合計 ： 712,058千円

19. 医療観察法に関する業務

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する業務）

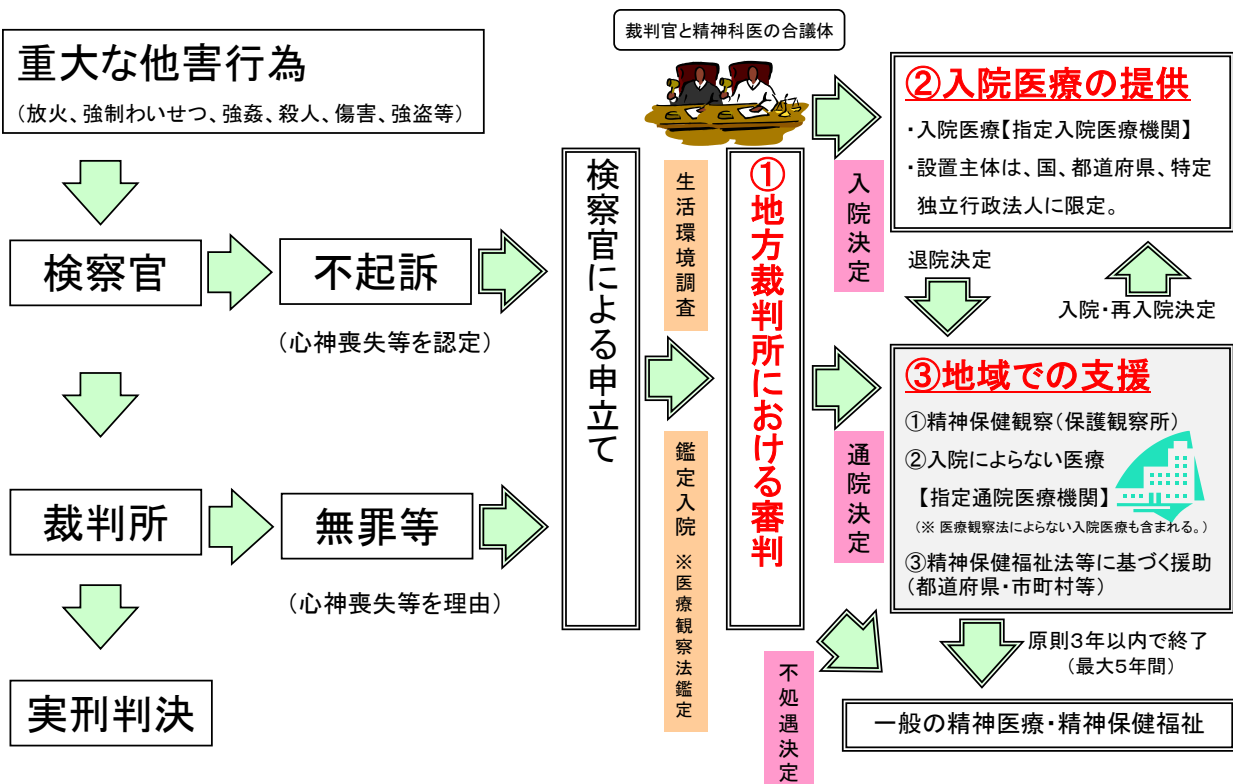
北海道厚生局では「医療観察法」に基づく精神保健判定医等に関する候補者との調整、指定医療機関の指定、入院決定の執行、診療報酬の審査等の業務を行っています。

医療観察法の目的(医療観察法第1条)

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

医療観察法の仕組み

・平成15年7月成立・公布
・平成17年7月15日施行



- ① 裁判官と精神保健判定医(精神科医)の合議体が入院・通院などの適切な処遇を決定
- ② 国の責任において手厚い専門的な医療の提供
- ③ 地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設定

平成21年度業務実績

業 務 内 容	件 数
精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿取りまとめ	93件
指定通院医療機関の指定	5件
指定入院医療機関の選定(移送)	6件
指定通院医療機関の選定	4件
指定通院医療機関実地指導調査	1件
診療報酬の審査及び支払	467件

20. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

北海道厚生局では、医療安全に関する知識の習得・資質向上を目的として、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に「医療安全に関するワークショップ」を開催しております。

（実績）

「平成21年度 医療安全に関するワークショップ」

- ・ 日 時 （1日目）平成21年11月20日（金）14：00～19：00
（2日目）平成21年11月21日（土） 9：00～12：45
※1日目に「医療事故調査のありかたシンポジウム」を併せて開催
- ・ 会 場 札幌パークホテル 地下2階 パークプラザ
- ・ 参加者数 （1日目）487名 （2日目）463名

21. 医薬品製造業及び輸入販売業の許可

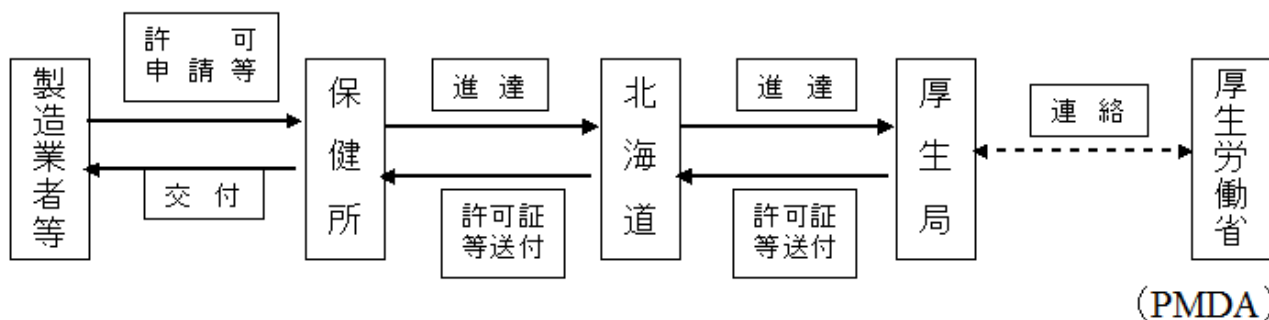
医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具を製造（輸入販売）するためには、薬事法の規定に基づき、製造（営業）所ごとに製造（輸入販売）業の許可が必要ですが、現在、許可権限の大部分は厚生労働大臣から都道府県知事に委任されています。

※医薬部外品、化粧品に係る許可は、すべて都道府県知事に委任されています。

北海道厚生局では、厚生労働大臣の許可が必要な特殊な医薬品（生物由来製品医薬品、放射性医薬品、国家検定医薬品、遺伝子組換え技術応用医薬品、細胞培養技術応用医薬品、細胞組織医薬品）の製造（輸入販売）に関する事務手続きを所管し、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 医薬品等製造（輸入販売）業の許可
- ② 医薬品等製造（輸入販売）業の許可更新（5年毎）
- ③ 医薬品等製造（輸入）品目追加（変更）許可
- ④ 生物学的製剤等製造（輸入）管理者の承認
- ⑤ 各種届出の受理
- ⑥ 業許可証の書換え及び再交付

（業務の流れ）



※PMDA＝医薬品医療機器総合機構

厚生労働大臣の委任により医薬品等の承認審査に必要な調査及び審査を行う機関。

北海道管内の製造者は、第三章1（9）をご参照ください。

2.2. 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録

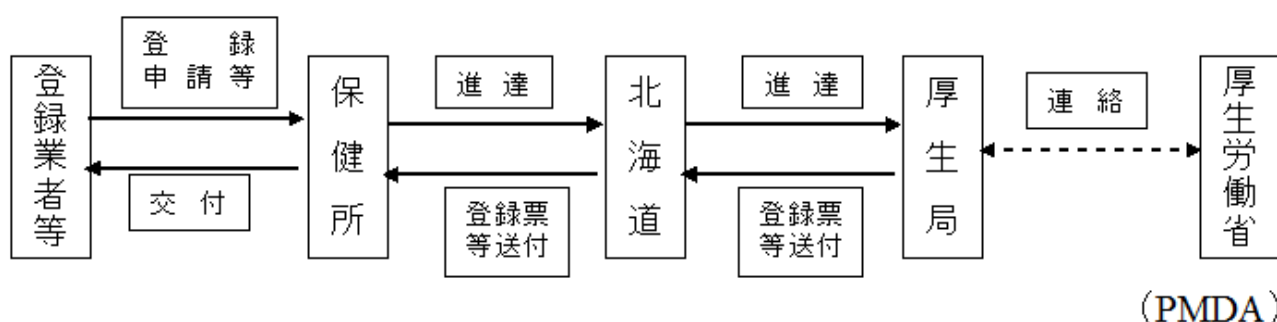
毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法の規定により製造（輸入）業の登録を受けた者でなければ販売及び授与の目的で製造又は輸入してはならないとされています。

現在、製剤の製造・原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤のみの輸入を行う輸入業者の登録は都道府県知事が行うこととされ、原体の製造（輸入）業者の登録は厚生労働大臣が行うこととされています。

北海道厚生局では、上述の厚生労働大臣の権限とされている毒物劇物製造（輸入）業に係る登録事務を所管し、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 毒物劇物製造（輸入）業の登録
- ② 毒物劇物製造（輸入）業の登録更新（5年毎）
- ③ 毒物劇物製造（輸入）業の登録変更
- ④ 毒物劇物取扱責任者設置（変更）届の受理
- ⑤ 各種変更届出の受理
- ⑥ 登録の取消し、毒物劇物取扱責任者の変更命令
- ⑦ 毒物劇物製造（輸入）業者への立入検査（保健衛生上重大な危害が生じるおそれがある場合等）

（業務の流れ）



（PMDA）

北海道管内の登録製造（輸入）業者は、第三章1（10）をご参照ください。

2.3. 薬事監視業務

北海道厚生局では、大臣許可の医薬品製造（営業）所に対する薬事監視に関する業務を所管しており、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 法令に基づく監督命令の執行（業務停止等）及び遵守状況の確認等
- ② ②緊急時の立ち入り調査、廃棄等の措置

※①、②の権限は厚生労働大臣（厚生労働本省）自らが行うことを妨げるものではありません。

- ③ 輸入監視業務（関東信越、近畿厚生局及び九州厚生局沖縄分室のみで実施しています）

薬事監視業務の例：(株)バイファへの立入検査

～ 発端 ～

平成21年3月、厚生労働省に田辺三菱製薬株式会社（大阪市）から、「メドウェイ注5%」の製造許可業者である子会社の株式会社バイファ（千歳市）が、製造承認申請時に一部の試験データを差替える行為を行っていたとの重大事象報告があり、同月末に同社がこの製品の製造販売承認を自主返上する事件が発生しました。

「メドウェイ注」

世界で初めて遺伝子組み換え技術を用いて大量生産を可能にした人血清アルブミン製剤

【効能・効果】

熱傷、ネフローゼ症候群などによるアルブミンの喪失、肝硬変症などによるアルブミン合成低下による低アルブミン血症、出血性ショック

～ 立入検査 ～

厚生労働省は、医薬品製造承認の根拠である試験データの信頼性を大きく揺るがす本件の重大性に鑑み、自ら必要な調査を行い、その結果に基づき厳正な対処を行う方針から、同年4月及び7月に厚生労働省医薬食品局、道庁薬務課及び当局医事課の薬事監視員及びPMDA（医薬品医療機器総合機構）の専門員を合同で現地に赴かせ、事実確認のために徹底した立ち入り調査を実施しました。

～ 結果と処分 ～

立入調査の結果、(株)バイファにおいては、設立当初から品質試験、製造工程の各段階等において薬事法違反となる不適切な行為が行われてきたことが確認されました。また、田辺三菱製薬(株)においては、製造販売業者として製造業者である(株)バイファとの情報共有・伝達などが実務的に機能しておらず、(株)バイファへの管理監督が十分になされていなかったことから、(株)バイファの不適切な行為を漫然と見逃し、承認申請資料の信頼性の確保並びに適切な製品の製造管理及び品質管理を行わせることが出来なかった違反行為が確認されました。

厚生労働省は、平成22年4月13日、田辺三菱製薬(株)及び(株)バイファの両者に対して、薬事法違反による業務停止及び業務改善命令の行政処分を行いました。

医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器）の個人輸入について

個人が自分で使用するために医薬品等を輸入（いわゆる個人輸入）する場合（海外から持ち帰る場合を含む）には、特例として税関の確認を受けた上で輸入が認められているものもあります。原則として、地方厚生局に必要書類を提出して、営業のための輸入でないことの証明を受ける必要があります。

※個人輸入したものを他の人へ売ったり、譲ったり、他の人の分をまとめて輸入することは認められていません

○詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の地方厚生局の薬事監視専門官にお尋ねください。

・ 関東信越厚生局（函館税関、東京税関及び横浜税関）

電話：048-740-0800 FAX：048-601-1336

・ 近畿厚生局（名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関）

電話：06-6942-4096 FAX：06-6942-2472

・ 九州厚生局沖縄麻薬取締所（沖縄地区税関）

電話：098-854-2584 FAX：098-834-8978

○医薬品等の個人輸入については、厚生労働省のホームページに関連情報サイトがありますので、併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/O104/tp0401-1.html>

（食品衛生課）

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認及び承認施設の監視指導や、食品等検査機関の指定・登録及び監督のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、輸出水産食品取扱施設の認定や食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション（意見交換）なども含め、関係自治体等との連携・協力の下、飲食による危害の発生防止や国民の健康の保護、国民保健の向上などのための業務を実施しています。

24. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認

食品衛生法では、衛生上の観点から食品の製造・加工の方法について一律の基準が定められていますが、新たな製造・加工技術やHACCP（ハサップ）方式による衛生管理手法に対応するため「総合衛生管理製造過程の厚生労働大臣承認制度」が設けられています（平成7年食品衛生法改正）。

この制度は、乳、乳製品、食肉製品など政令で定める食品を製造・加工しようとする食品の種類及び製造又は加工施設ごとに、任意の申請に対して審査を行い厚生労働大臣が個別に承認するもので、承認を受けた施設では食品衛生法に規定する製造基準に制約されない製造方法による多様な食品の製造・加工が可能となります。

この制度は、本来、営業者による自主管理を促すためのものですが、その承認施設において重大な食中毒事件が発生したこと等を踏まえ、平成15年の食品衛生法改正において3年ごとの更新制が導入されました。

北海道厚生局は、関係自治体の協力の下、道内の営業者の承認申請に係る審査事務や承認施設の監視指導を実施しています。

総合衛生管理製造過程の品目別承認施設数

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼飲料水	合 計
北海道	19	23	6	2	1	3	54
全 国	159	162	70	24	26	123	564

（平成22年3月31日現在）

HACCPとは？

食品製造における衛生管理の手法の一つで、最終製品の検査によりその製品の安全性を保証するという考え方ではなく、食品の製造者が、原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するというものです。

HACCPによる衛生管理手法については、国際的にもその有効性が評価されており、各国で導入が進められています。

※ HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点

25. 輸出水産食品取扱施設の認定

我が国から欧州連合(EU)や米国に輸出される水産食品については、その加工施設等がEUや米国の定める要件に適合していることが求められます。

このため、厚生労働省において水産食品の輸出に関する手続を定め、各都道府県等が地域振興の観点から輸出を希望する施設の認定を行い、その認定に関する審査を各地方厚生局が行うこととしています。

北海道厚生局では、道内の関係施設の認定に係る審査及び認定後の施設の監視を実施しています。

対EU及び対米国輸出水産食品取扱認定施設数

	対EU認定施設	対米国認定施設
北海道	6	37
全 国	21	82

(平成22年3月31日現在)

北海道からEUへ冷凍ホタテ貝を輸出するためには・・・

北海道で養殖されたホタテ貝を道内で加工し、EUへ輸出するためには、ホタテ貝の養殖から加工に至る全ての段階において、施設設備、衛生管理等がEUの定める要件に適合していることが求められます。

1. 指定海域におけるホタテ貝の養殖

指定された生産海域でホタテ貝を養殖します。

2. 登録漁船による採捕

あらかじめ登録された漁船でホタテ貝を採捕します。漁船上では、定められた衛生管理の基準を遵守します。水揚げも決められた場所で行います。

3. 認定加工施設への搬送

蓋付き容器に入れ、認定加工施設に搬送します。ホタテ貝の生産地等の履歴が確認できるよう、生産海域や採捕月日、搬送量等を記載した搬送票を添付します。

4. 認定加工施設での加工処理

EUが定める要件に適合していると認定された施設で加工処理を行います。認定施設では、HACCPによる衛生管理を行うことが必要です。

5. 食品衛生監視員による監視

定期的に食品衛生監視員による監視を行います。

26. 健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導

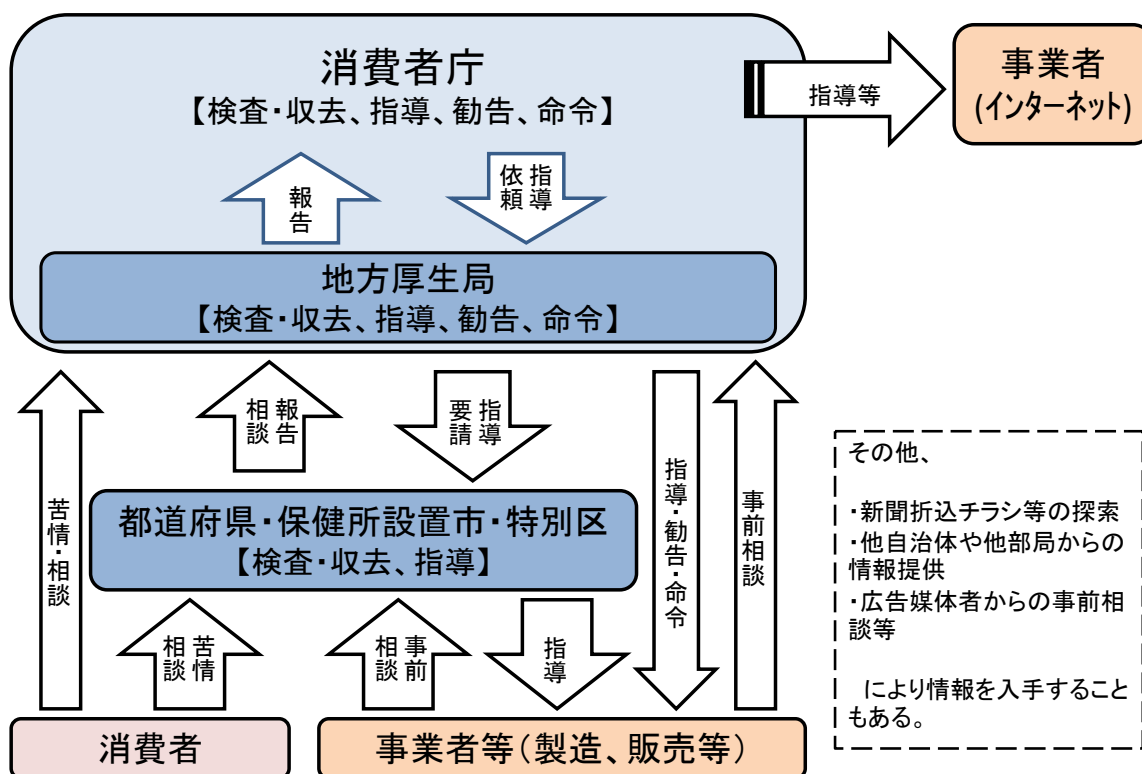
「健康増進法」において、食品として販売されるものについて広告や表示を行う場合には、健康の保持を増進させる効果などに関して、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

北海道厚生局では、このような食品の虚偽誇大広告等について、関係行政機関・自治体等と連携し、監視指導等を行っています。

健康増進法において、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させる表示が禁止されている事項は、次のとおりです。

- 健康の保持増進の効果
- 含有する食品又は成分の量
- 特定の食品又は成分を含有する旨
- 熱量
- 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果

虚偽・誇大広告等の取締体制



（保険年金課）

保険年金課では、医療保険関連の業務として、健康保険法に基づき健康保険組合が運営している健康保険事業及び全国健康保険協会北海道支部が運営している協会けんぽ事業の指導や認可を行っている他、国民健康保険法に基づき市町村等が運営している国民健康保険事業に関しては、助言や指導を行っております。

また、年金保険関連の業務として、厚生年金保険法に基づき実施している公的年金の上乗せ部分である企業年金（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金）や国民年金基金に係る指導や認可を行っています。

27. 医療保険者の指導及び認可

（1）健康保険組合

北海道内の健康保険組合は14組合があり、平成21年度末の被保険者数は約79千人です。

平成21年度の実地指導は、財政状況が厳しい組合や医療費の高い組合で、特に指導が必要と認められる組合の中から選定し、5組合を実施しました。実施保険者に対しては、医療費の適正化により財政健全を図ることなどの指導を行っています。

平成21年度の北海道内の健康保険組合は、ここ数年の厳しい経済情勢の関係もあり、ひとつの解散組合が生じたところですが、北海道内では昭和63年度以来の設立組合がひとつあり、全体の組合数に変化はありません。

また、健康保険組合の規約に関する改正などの認可も行っています。

（2）協会けんぽ

従来「国」が運営を行っていた政府管掌健康保険は、平成20年10月から新たに保険者として設立された「全国健康保険協会」にその運営を移行しました。北海道協会けんぽの平成21年度末の被保険者数は約968千人です。

実地指導は、平成22年度から実施することとしています。

（3）国民健康保険

北海道厚生局では、市町村等が運営している国民健康保険事業についての助言と指導を行っています。

北海道内の国民健康保険の保険者は154市町村、3つの広域連合、4つの国民健康保険組合があり、平成20年度末の被保険者は約156万人です。

平成21年度の実地の助言・指導は15の市町村、ひとつの国民健康保険組合、ひとつの国民健康保険団体連合会の計17の保険者を実施しました。

また、平成22年度からは国民健康保険事業に係る市町村の特徴的な取り組みなどを北海道厚生局のホームページで紹介しています。

28. 企業年金等の指導及び認可

(1) 厚生年金基金

北海道の厚生年金基金は9基金があり、平成21年度末の被保険者は約61千人です。平成21年度の実地指導は、資産額の低い基金、掛金の未収率が高い基金の中から選定し、5つの厚生年金基金に対し実施しました。実施基金に対しては、財政運営の適正を図ることなどについての指導を行っています。

また、厚生年金基金に関する規約の改正などの認可も行っています。

(2) 確定拠出年金、確定給付企業年金

適格退職年金制度が平成24年3月末で廃止されることから、新たな仕組みとなる確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度を創設する企業の規約の承認などを行っており、北海道内の確定拠出年金実施数は85で、確定給付企業年金は177です。（平成21年度は、新たに確定拠出年金9、確定給付企業年金57の企業年金が設立されました。）

なお、企業年金の実地指導については、当該実施企業年金等の事業運営に問題点の発生があった場合又は解散・分割時に指導を行うこととしており、平成21年度はひとつの解散企業年金を実施しました。

(3) 国民年金基金

北海道の国民年金基金は地域型の基金がひとつあり、平成21年度末の加入者は約11千人です。実地指導にあたっては、加入者が年々減少する傾向にあることから、加入促進を図ることなどについての指導を行っています。

（医療課 管理課）

29. 保険診療の指導等

北海道厚生局では、公的医療を提供する保険医療機関及び保険薬局の指定、保険診療・調剤を担う保険医・保険薬剤師の登録業務を行っている他、指定された保険医療機関等から診療報酬を算定するために届出された、施設基準の調査も実施しています。

また、適正な診療報酬請求について、保険医療機関及び保険薬局並びに保険医・保険薬剤師に対する集団指導と個別指導を行っています。

保険医療機関等の指定と保険医等の登録

保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「公法上の契約」による診療であり、「保険医療機関において診療に従事する保険医は、厚生労働省令の定めにより、健康保険の診療に当たらなければならない。」（健保法第72条）とされ、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」を遵守することが定められています。

平成22年3月31日現在の指定及び登録状況は下記のとおりです。

○ 保険医療機関及び保険薬局の指定 （単位：機関）

	保険医療機関		保険薬局
	病院・診療所	歯科医院	
平成20年度	3,377	3,161	2,191
平成21年度	3,341	3,150	2,191
増減	△36	△11	0

○ 保険医及び保険薬剤師の登録 （単位：人）

	保 険 医		保険薬剤師
	医 師	歯科医師	
平成20年度	15,399	5,583	9,110
平成21年度	15,547	5,650	9,444
増減	148	67	334

施設基準等の調査

保険医療機関及び保険薬局は、診療報酬の算定に当たって人員・施設・設備・機械・器具等において定められた基準を満たすことにより、診療報酬を請求できます。

この基準を「施設基準」と言い、告示で定められています。

北海道厚生局では、届出された「施設基準」どおり適正に運営されているかを毎年、保険医療機関等に出向き調査を実施しています。

平成 20～21 年度の調査実施状況は下記のとおりです。

(単位：機関)

	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
病 院	52	152	+100

集団指導と個別指導

厚生局が行う指導は、保険診療の質的向上と適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局と保険医及び保険薬剤師として指定・登録されたすべてが対象となっています。

指導は、下記の形態を取って実施しています。

- ・ 新規指定時指導＝新規届出の保険医療機関及び保険医等を対象に実施
- ・ 集団的個別指導（集団）＝保険医療機関の開設者と管理者を対象に講習会方式で実施
- ・ 個別指導＝情報提供等の事由により個別面談方式により実施

平成 20～21 年度の指導実施状況は下記のとおりです。(単位：機関)

	新規指定時		集団的個別（集団）		個別指導	
	20 年度	21 年度	20 年度	21 年度	20 年度	21 年度
医科	103	94	307	1,037	34	49
歯科	92	59	105	304	13	9
薬局	98	79	102	551	34	34

30. 施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項

北海道厚生局では、医療保険制度における療養の給付について、健康保険法に基づき指定を受けた保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、適正な保険診療や保険請求のための指導・調査を行っています。

（１）施設基準等の適時調査結果における留意事項

施設基準等の適時調査において、保険医療機関等の共通した留意点は次のとおりです。

- ① 入院基本料を算定する基本である「入院診療計画」「院内感染防止対策」「医療安全管理体制」「褥瘡対策」に係る基準、体制、委員会等が整備されていること
- ② 勤務医師の異動に係る異動届けの提出が行われていること
- ③ 非常勤医師に係る常勤換算の確認がされていること
- ④ 看護師等の月平均夜勤時間数と病棟配置数の点検が行われていること

特に④については、届出基準を満たさない状況が長期に渡り放置されると、適正な医療サービス提供が行われていないことから、返還金の発生となります。

（２）指導結果における留意事項

指定を受けた保険医療機関等に対し、新規指定時並びに個別の指導を実施していますが、その結果、共通した留意点は次のとおりです。

① 保険医療機関

- ・診療録において症状・所見等の記載が十分にされていること
- ・レセプト病名等不適切な傷病名の使用がないこと
- ・終了・転帰欄が整備されていること
- ・医学管理料の算定において治療計画の記載、算定対象疾患が主病である患者以外の算定がされていないこと

② 保険薬局

- ・薬歴簿における服薬指導内容の記載が十分にされていること
- ・薬剤服用歴に一包化の理由が記載されていること

また、北海道厚生局は集団指導において「保険診療ルールの一層の周知を図り、適正な保険診療及び保険請求が行われること」を目的とした指導を実施しています。

3 1. 特定機能病院に対する立入検査

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を行う能力を有し、内科、外科等主要な診療科、病床数400床以上、集中治療室、医師、看護師数に関する条件などを満たす病院は、厚生労働大臣の承認を得て「特定機能病院」と称することができます。

特定機能病院は、大学附属病院（本院）、高度専門医療センター等、全国で82ヶ所があり、北海道厚生局管内には次の3病院があります。

- 北海道大学病院 （札幌市）
- 札幌医科大学附属病院 （札幌市）
- 旭川医科大学病院 （旭川市）

北海道厚生局では、医療法第25条第3項の規定に基づき、これらの特定機能病院への立入検査を毎年実施しており、当該病院が医療法その他法令に定められた人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査しています。

検査の重点項目は次の4点です。

- 1 医療の安全を確保するための体制の構築
- 2 病院等における院内感染対策防止に関する体制の構築
- 3 医薬品の安全管理に関する体制の構築
- 4 医療機器の保守点検、安全使用に関する体制の構築

(麻薬取締部)

32. 麻薬取締

(1) 捜査

麻薬取締部は、麻薬、大麻、覚せい剤等の薬物犯罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として捜査を行っています。

平成21年中には、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反の容疑で22名を検挙し、覚せい剤や大麻等を押収しました。

(2) 鑑定

麻薬取締部では、捜査とは独立した鑑定部門を設置し、押収した薬物の分析等を行うとともに、新たな鑑定手法の研究を行うほか、税関など関係機関からの鑑定依頼も受けています。

(3) 正規麻薬等の指導・監督

麻薬取締部は、麻薬元卸売業者免許及び麻薬譲渡許可等の許認可業務を行うとともに、医療機関に対する立入検査を実施して、麻薬等の不正流通や不適切な管理を防ぐために必要な指導と監督を実施しています。

立入検査で悪質な違反を発見したときは、捜査に移行し、事件送致することもあります。

(4) 薬物中毒対策

「麻薬・覚せい剤」相談電話を設置して、麻薬や覚せい剤中毒者の家族等からの電話相談にに応じているほか、精神保健指定医と連携して乱用を繰り返さないためのアドバイス、医療施設への紹介、アフターケア等を実施しています。

(5) 薬物乱用防止啓発

北海道、薬物乱用防止指導員、保健所、地域のボランティア団体等と協力して、薬物乱用防止のための啓発に努めています。

その一環として、北海道、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等と協力して毎年6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせた街頭キャンペーンを実施しており、平成21年度は6月27日に、イオン発寒ショッピングセンターにおいて、買い物客等一般人を対象に薬物乱用防止キャンペーンを実施しました。平成22年度も同時期に実施を予定しています。

また、平成21年11月25日、東北厚生局麻薬取締部等とともに、仙台市において高校生等一般市民約300名を対象とした薬物乱用防止運動宮城大会を開催して、薬物乱用の恐ろしさについて啓発活動を実施しました。

さらに、平成21年度中には道内の高等学校・大学等に麻薬取締官OB及び現職麻薬取締官を派遣し、計約1,600名の生徒・学生を対象に薬物乱用の恐ろしさについて講演しています。

（６）野生大麻除去運動

北海道では、戦時中繊維採取を目的とした麻の栽培が奨励されていた関係から、現在においても毎年８０万本から１００万本程度の野生大麻が自生しており、全国の野生大麻の除去本数のうち約８０％を占めるという状況が続いています。

麻薬取締部においても、北海道と協力して野生大麻の除去に力を入れているところですが、北海道が「緊急雇用対策事業」を活用して、平成２１年度から３年計画で、民間業者に委託して野生大麻の除去作業を行っています。

その結果、平成２０年度は約１０９万本の除去本数であったものが、平成２１年度については、約２００万本の野生大麻を除去しました。

北海道における野生大麻は、これを採取して大麻の吸煙、あるいは大麻の密売といった薬物事犯に直結しているため、今後も野生大麻の除去・監視を重点的に行います。

（社会保険審査官）

社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、及び石炭鉱業年金基金法、並びに国民年金法における不服申立ての規定に基づいて、審査請求の事件を取り扱っています。

社会保険庁が廃止されたことにより、平成22年1月1日から地方厚生（支）局が所管することとなりました。

これに伴い、審査請求の対象となる決定を行う機関や、審査請求の窓口も変更になっています。

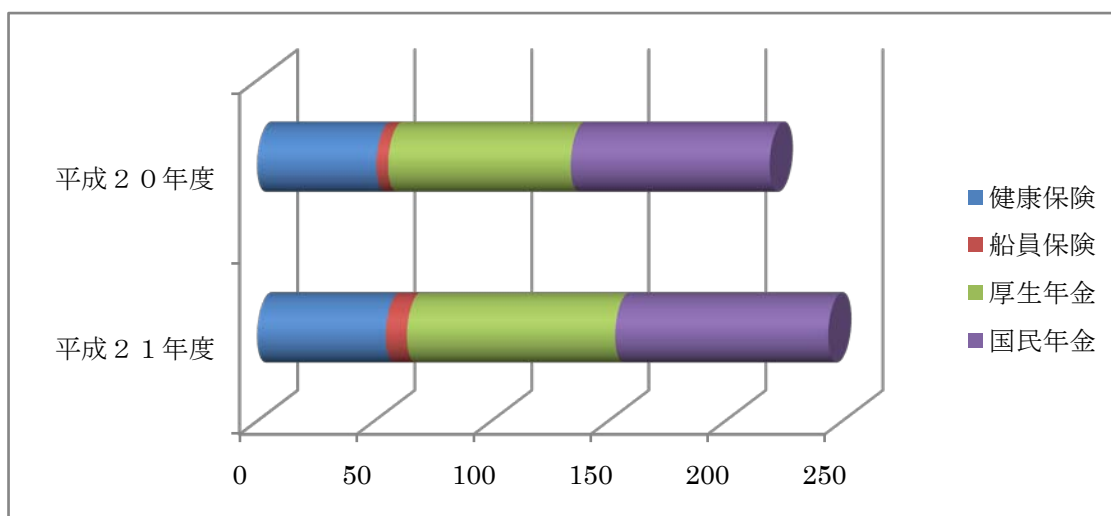
	処 分 者	審査請求先	審査請求の窓口
社会保険庁廃止前 （平成21年12月まで）	・社会保険庁長官 ・社会保険事務局長 ・社会保険事務所長	・社会保険審査官 （社会保険事務局に配置）	・社会保険事務局 ・社会保険事務所
社会保険庁廃止後 （平成22年1月から）	・厚生労働大臣 ・日本年金機構理事長	・社会保険審査官 （地方厚生局に配置）	・地方厚生局 ・日本年金機構ブロック本部 ・日本年金機構の年金事務所

（注）本表は旧社会保険庁関連の処分について整理したもので、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金などが行った処分については、変更ありません。

3.3. 審査請求書の受付状況

審査請求書の年度別、種類別の受付状況は以下のとおりです。

（北海道の件数）

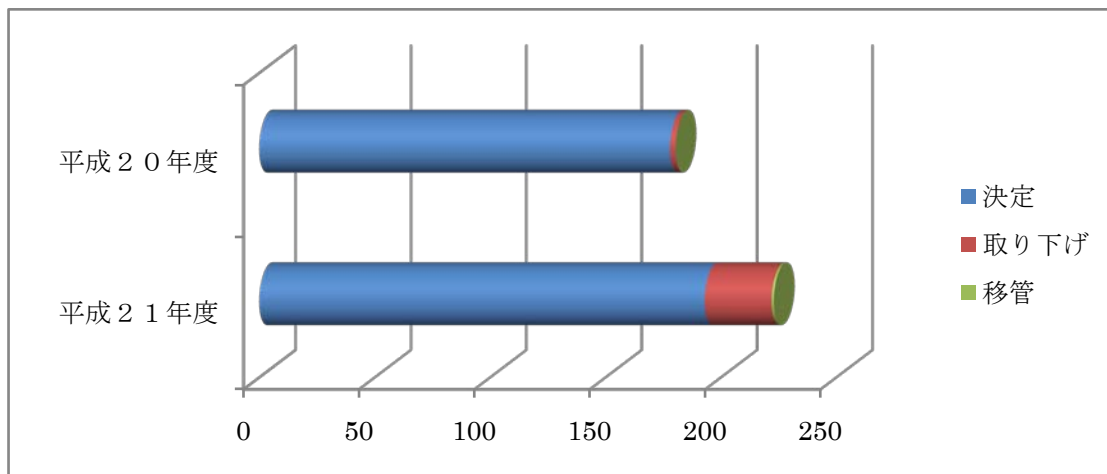


審査請求書の総受付件数は、平成20年度の219件に対して、平成21年度は244件と、約1.1倍となっております。

3 4. 審査請求書の決定状況

審査請求書の年度別、処理状況は以下のとおりです。

(北海道の件数)

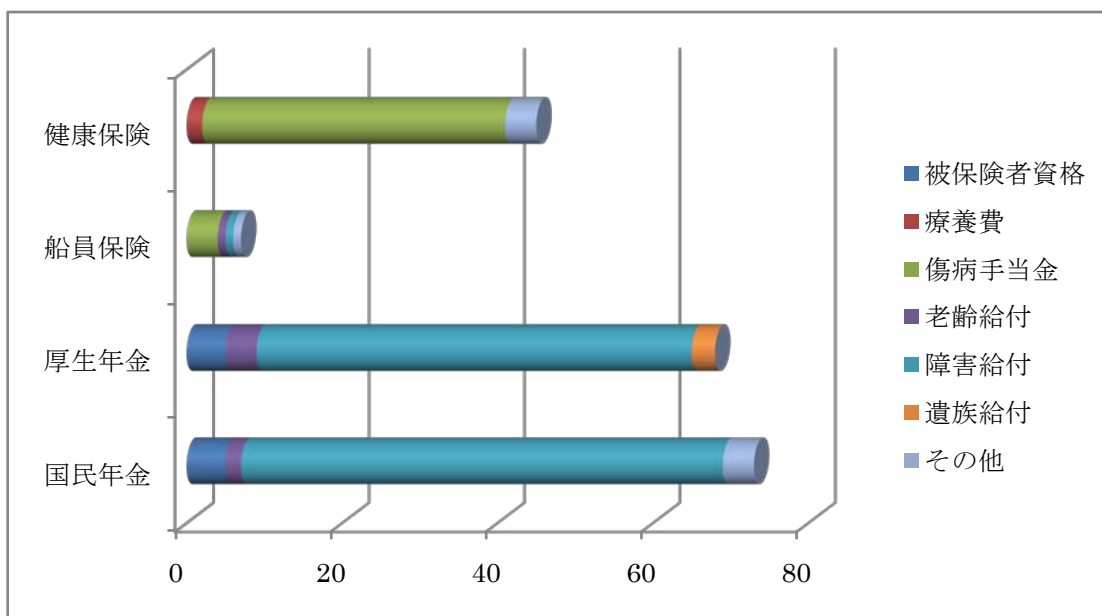


審査請求書の処理件数は、平成20年度の214件に対して、平成21年度は223件となっております。

取り下げは、保険者が処分変更をしたことにより、訴えの利益がなくなったことによるものです。

3 5. 審査請求書の制度別内訳

平成21年度に決定した審査請求書の、制度別内訳は以下のとおりです。



審査請求書の内訳は、障害給付が119件で全体の約62%、傷病手当金は43件で約22%を占めています。

第三章 統計・資料

1. 管内状況

(1) 管内市町村の状況 (平成22年3月31日現在)

北海道の市町村数	179市町村 (35市129町15村)
指定都市	札幌市
中核市	旭川市、函館市
保健所政令市	小樽市

(2) 管内人口 (平成22年3月31日現在)

人 口	5,520,894人 (日本全体の約4.3%)
65歳以上人口	1,339,274人
高齢化率	24.2%

札幌市(再掲)

人 口	1,891,494人
65歳以上人口	379,783人
高齢化率	20.0%

(3) 管内面積

83,455 k^m² (北方領土5,036 k^m²を含む。国土の22.9%)

(参考)

北海道 > (東北6県+新潟県+富山県) = 81,738km²

北海道 > (九州7県+四国4県+広島県+山口県+島根県) = 82,251 k^m²

(4) 管内の主な関係法人、団体等の状況

①医療法人数	2,376法人	(平成22年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	6法人	
②社会福祉法人数	834法人	(平成20年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	4法人	
③社会福祉施設数	4,418力所	(平成19年10月1日現在)

(5) 医師・歯科医師臨床研修病院等の状況

臨床病院区分	医 科	歯 科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院（施設）	61	－
単独型臨床研修施設（施設）	－	8
管理型臨床研修施設（施設）	－	1
単独／管理型臨床研修病院□（施設）	－	1
合 計	64	14

※ 基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、
当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理
する施設（歯科）

協力型臨床研修病院（施設）：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院
（施設）（医科・歯科）

(6) 臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者等の状況

	医 科	歯 科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	237名	108名
臨床研修病院指定件数		
・ 臨床研修病院の指定（新規指定）	－	－
・ 協力型臨床研修病院等の病院群の構成変更	27件	2件
研修プログラム変更	37件	－
臨床研修病院実地指導調査	10件	2件

(7) 特定機能病院の状況 3病院

- ①北海道大学病院 （札幌市）
- ②札幌医科大学附属病院 （札幌市）
- ③旭川医科大学病院 （旭川市）

(8) 医療観察業務の状況 (平成21年度業務実績)

①精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ	93件
②指定通院医療機関の指定	5件
③指定入院医療機関の選定(移送)	6件
④指定通院医療機関の選定	4件
⑤指定通院医療機関実地指導調査	1件
⑥診療報酬の審査及び支払	467件

(9) 医薬品製造所の状況 6施設

①旭川赤十字血液センター	(旭川市)
②釧路赤十字血液センター	(釧路市)
③日本赤十字社血漿分画センター	(千歳市)
④北海道赤十字血液センター	(札幌市)
⑤日本メジフィジックス株式会社札幌ラボ	(札幌市)
⑥株式会社日本バイファ千歳工場	(千歳市)

(10) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録製造(輸入)業者の状況 11力所

①製造業

ア 北海道曹達株式会社幌別工場	(登別市)
イ 美瑛白土工業株式会社	(美瑛町)
ウ 野村興産株式会社イトム力鉱業所	(留辺蘂町)
エ 北海道曹達株式会社苫小牧工場	(苫小牧市)
オ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
カ 新日本石油精製株式会社室蘭精油所	(室蘭市)

②輸入業

ア 株式会社フロンティア・サイエンス	(石狩市)
イ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
ウ 北海道システム・サイエンス株式会社	(札幌市)
エ 北海道和光純薬株式会社配送センター	(札幌市)
オ 日本家畜貿易株式会社	(帯広市)

(1 1) 健康保険組合の状況 14組合

(平成21年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約改正等認可	規約改正等届出	大臣あて届出等
5	21	86	175

(1 2) 国民健康保険組合の状況 4組合

- ①北海道医師国民健康保険組合 (札幌市)
- ②北海道歯科医師国民健康保険組合 (札幌市)
- ③北海道薬剤師国民健康保険組合 (札幌市)
- ④北海道建設国民健康保険組合 (札幌市)

(1 3) 厚生年金基金の状況 9基金

(平成21年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約改正等認可	規約改正等届出	大臣あて届出等
5	51	64	96

(1 4) 確定給付企業年金の状況 規約型：119基金 基金型：5基金

(平成21年度業務実績 単位：件)

新規承認	終了承認	変更承認	届出・報告
57	2	52	180

(1 5) 確定拠出年金の状況 85事業所

(平成21年度業務実績 単位：件)

新規承認	終了承認	変更承認	変更届出
9	2	19	97

(1 6) 国民年金基金の状況 1基金

(平成21年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約改正等承認	大臣あて届出等
0	1	16

(1 7) 介護保険者の状況 172保険者

(1 8) 介護サービス事業者の状況数 9,077カ所

(平成21年度業務実績 単位：件)

老人福祉施設	老人保健施設	療養医療施設
285	159	149

(1 9) 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並び表彰等の状況

(平成21年度業務実績 単位：人)

民生委員・児童委員 委嘱数	民生委員・児童委員 解嘱数	主任児童委員指名数	表彰等授与数
260	289	28	135

(参考) 道市別の定数(人)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
北海道	7,727	756
札幌市	2,602	198
旭川市	691	66
函館市	652	58

(2 0) 精神保健指定医の指定等の状況 指定医637人 (平成22年3月末現在)

(平成21年度業務実績 単位：件)

新規申請等受理件数	指定医証発行件数	指定医証再発行件数
21	107	0

(2 1) 新登録結核患者の状況 (平成19年末結核発生動向調査)

北海道 747人 (全国の3.0% 全国 25,311人)

(2 2) 被爆者数、手当交付金支給者数の状況 (平成20年度末現在)

①被爆者数 北海道 469人 (全国の0.2% 全国 235,569人)

②手当交付金支給者数 北海道 416人 (全国の0.2% 全国 217,895人)

(2 3) 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の状況

(平成22年3月31日現在)

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱殺 菌食品	清涼飲料水	計
施設数	19	23	6	2	1	3	54
件 数	28	35	14	3	1	5	86

(2 4) 対 E U 及び対米国輸出水産食品取扱認定施設の状況

- ①対 E U 輸出水産食品取扱認定施設 6施設
- ②対米国輸出水産食品取扱認定施設 37施設

(2 5) 食品衛生法に基づく登録検査機関数（事業所を含む） 4 施設

- ①財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター (札幌市)
- ②財団法人日本冷凍食品検査協会札幌検査所 (札幌市)
- ③財団法人日本食品分析センター千歳研究所 (千歳市)
- ④株式会社札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター (札幌市)

2. 所管医療法人一覧

(平成22年3月31日現在)

	医療法人名	事務所所在地	種別	出資 持分	開設者 の資格	認可日	事務所の区域
1	医療法人社団 萌生会	旭川市神居2条18丁目16-16	社団	有	医師	H6.7.13	北海道旭川市 埼玉県鴻巣市
2	医療法人社団 恵仁会	白糖郡白糖町東1条南1丁目2-34	社団	有	歯科医 師	H17.10.14	北海道白糖郡白糖町 北海道釧路市 北海道帯広市 沖縄県豊見城市 北海道苫小牧市 沖縄県島尻郡南風町 沖縄県中頭郡中城村 北海道札幌市
3	医療法人社団 優美会	札幌市中央区南1条西2丁目5	社団	有	医師	H18.12.13	北海道札幌市 静岡県静岡市
4	医療法人社団 天祐会	札幌市東区北16条東16丁目1-13	社団	有	医師	H19.12.10	北海道札幌市 東京都世田谷区
5	医療法人社団 共生会	川上郡弟子屈町川湯温泉4丁目1-1	社団	有	医師	H20.1.9	北海道川上郡弟子屈町 埼玉県さいたま市
6	医療法人社団 悠聖会	札幌市中央区南5条東3丁目10-1	社団	無	医師	H22.3.10	北海道札幌市 大阪府大阪市

3. 保険医療機関及び保険医の状況

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等の状況 (平成22年3月31日現在)

年 度	保 険 医 療 機 関						保 険 薬 局		
	医 科			歯 科					
	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)
平成16年度	1,056	1,071	2,937	1,022	1,003	2,603	635	608	1,803
平成17年度	1,143	1,162	2,918	937	916	2,624	665	659	1,809
平成18年度	678	208	3,388	665	124	3,165	434	116	2,127
平成19年度	345	323	3,410	261	251	3,175	306	269	2,164
平成20年度	295	328	3,377	221	235	3,161	245	218	2,191
平成21年度	571	607	3,341	356	367	3,150	308	308	2,191

(2) 保険医及び保険薬剤師の登録の状況 (平成22年3月31日現在)

年 度	保 険 医						保 険 薬 剤 師		
	医 師			歯 科 医 師					
	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)
平成16年度	631	319	14,804	137	91	5,357	442	138	7,993
平成17年度	661	697	14,768	185	176	5,366	464	286	8,171
平成18年度	612	394	14,986	199	112	5,453	497	137	8,531
平成19年度	577	377	15,186	192	140	5,505	423	151	8,803
平成20年度	577	364	15,399	183	105	5,583	448	141	9,110
平成21年度	551	403	15,547	195	128	5,650	510	176	9,444

4. 基本診療料・入院時食事療養等の届出状況

(1) 入院基本料（病院）の届出状況 (平成21年7月1日現在)

区 分	一般病棟	療養病棟	結核病棟	精神病棟	特定機能	障害者施設等	専門病院
件 数	372	241	13	92	3	78	2

(2) 入院基本料（診療所）の届出状況 (平成21年7月1日現在)

区 分	入院基本料	療養病床入院基本料
件 数	473	57

(3) 入院時食事療養等の届出状況 (平成21年7月1日現在)

区 分	入院時食事療養(Ⅰ)	入院時食事療養(Ⅱ)	合 計
病 院	574	17	591
診療所	102	376	478

(4) 入院基本料加算の届出状況 (平成21年7月1日現在)

区 分	入院時医学管理	診療録管理	重症者等療養環境	療養環境	療養病棟療養環境	診療所療養環境
件 数	10	202	192	135	175	55

5. 保険医療機関等の調査・指導実施の状況（平成21年度）

（1）施設基準等適時調査

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	152	0	152

（2）個別指導

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	5 ^{（0）}	40 ^{（20）}	45 ^{（20）}
歯科	0 ^{（0）}	9 ^{（0）}	9 ^{（0）}
薬局			34 ^{（14）}

※（ ）の数字は新規個別指導件数の再掲

（3）集団指導

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	415	622	1,037
歯科	4	300	304
薬局			551

（4）集団指導（新規指定時・新規登録時 集団指導分）

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）	保険医等（名）
医科	1	93	94	269
歯科	0	59	59	118
薬局			79	354

（5）監 査

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）	保険医等（名）
医科	0	0	0	0
歯科	0	3	3	5

（6）不正不当金額（平成21年度中確定した金額）

区分	適時調査によるもの（円）	個別指導によるもの（円）	監査によるもの（円）	計（円）
医科（病院）	771,295,159	79,712,931	0	851,008,090
医科（診療所）	0	28,007,681	37,237,914	65,245,595
歯科	0	7,819,023	31,786,915	39,605,938
薬局	0	9,630,511	0	9,630,511
計	771,295,159	125,170,146	69,024,829	965,490,134

（7）行政措置（平成21年度中決定した措置）

区分	取消	戒告	注意
機関	2 件	1 件	0 件
保険医	2 名	1 名	0 名

6. 道内国立医療機関（診療所を除く）一覧

(平成22年3月31日現在)

	施設名	開設者	所在地	病床区分						管轄 保健所
				一般	療養	結核	精神	感染	総数	
1	北海道大学病院	国立大学法人	札幌市北区北14条西5丁目	874	－	－	72	－	946	札幌市
2	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	独立行政法人 国立病院機構	札幌市白石区菊水4条2丁目 3-54	520	－	－	－	－	520	札幌市
3	自衛隊札幌病院	防衛省	札幌市豊平区平岸1条12丁目 1-32	270	－	－	30	－	300	札幌市
4	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	独立行政法人 国立病院機構	札幌市西区山の手5条7丁目 1-1	410	－	50	40	－	500	札幌市
5	独立行政法人国立病院機構 函館病院	独立行政法人 国立病院機構	函館市川原町18-16	300	－	10	－	－	310	函館市
6	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	岩見沢市4条東16丁目5	300	－	12	－	－	312	岩見沢
7	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院せき損センター	独立行政法人 労働者健康福祉機構	美唄市東4条南1丁目3-1	157	－	－	－	－	157	美唄
8	独立行政法人国立病院機構 道北病院	独立行政法人 国立病院機構	旭川市花咲町7-4048	290	－	50	－	－	340	旭川市
9	旭川医科大学病院	国立大学法人	旭川市緑が丘東2条1-1-1	569	－	－	33	－	602	旭川市
10	独立行政法人国立病院機構 八雲病院	独立行政法人 国立病院機構	二世郡八雲町宮園町128-1	120	120	－	－	－	240	八雲
11	独立行政法人国立病院機構 帯広病院	独立行政法人 国立病院機構	帯広市西18条北2丁目16	220	－	50	100	－	370	帯広
12	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-23	500	－	－	－	－	500	釧路

7. 医師数

区分 年	全国				北海道			
	医師数 (人)	対前年率 (%)	人口10 万対 (人)	対前年差 (人)	医師数 (人)	対前年率 (%)	人口10 万対 (人)	対前年差 (人)
平成6年	230,519	—	184.4	—	10,249	—	180.5	—
平成10年	248,611	107.8%	196.6	12.2	10,990	107.2%	192.8	12.3
平成12年	255,792	102.9%	201.5	4.9	11,540	105.0%	203.1	10.3
平成14年	262,687	102.7%	206.1	4.6	11,898	103.1%	209.8	6.7
平成16年	270,371	102.9%	211.7	5.6	12,201	102.5%	216.2	6.4
平成18年	277,927	102.8%	217.5	5.8	12,307	100.9%	219.7	3.5
平成20年	286,699	103.2%	224.5	7.0	12,447	101.1%	224.9	5.2

※ 各年12月31日現在の厚生労働省による報告数。

8. 北海道の産科医師及び小児科医師の推移

単位(人)

診療科	項目	平成6年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
産婦人科	医師数	453	479	457	455	422	381	423
	対前年比	—	26	▲22	▲2	▲33	▲41	42
小児科	医師数	1,442	1,377	1,322	1,278	1,190	1,117	1,085
	対前年比	—	▲65	▲55	▲44	▲88	▲73	▲32

※ 各年12月31日現在の厚生労働省による報告数。

9. 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況

単位(人)

処 分 内 容	全 国	北 海 道	北海道分 再教育	北海道分 再教育修	再 教 育 研 修 内 容
① 戒告	7	0			団体研修
② 業務停止6月未満	47	0			団体研修・論文1本
③ 業務停止6月～1年未満	14	0			団体研修・論文2本
④ 業務停止1年～2年未満	5	1	1	0	団体研修・個別研修80H
⑤ 業務停止2年以上	14	0	0	0	団体研修・個別研修120H
⑥ 免許取消	4	0	0	0	団体研修・個別研修120H
合 計	91	1	1	1	

10. 医師臨床研修病院一覧 (平成22年3月31日現在)

○大学病院 (3病院)

病 院 名	募集定員	病 院 名	募集定員
北海道大学病院	75	旭川医科大学病院	41
札幌医科大学附属病院	57		

○基幹型病院 (61病院)

病 院 名	募集定員	病 院 名	募集定員
砂川市立病院	6	市立釧路総合病院	2
岩見沢市立総合病院	2	留萌市立病院	2
市立函館病院	9	八雲総合病院	2
独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2	総合病院伊達赤十字病院	2
市立札幌病院	12	社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院	4
JA北海道厚生連 札幌厚生病院	5	新日鐵室蘭総合病院	6
勤医協中央病院	14	医療法人母恋 天使病院	5
社団法人全国社会保険協会連合会 札幌社会保険総合病院	5	市立芦別病院	2
手稲溪仁会病院	20	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	2
医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	4	市立千歳市民病院	2
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	7	独立行政法人国立病院機構 函館病院	2
K K R 札幌医療センター	6	市立赤平総合病院	2
NTT東日本札幌病院	6	北海道社会事業協会 小樽病院	2
日鋼記念病院	6	深川市立病院	2
市立室蘭総合病院	3	医療法人恵佑会 札幌病院	3
市立旭川病院	5	総合病院釧路赤十字病院	3
JA北海道厚生連 旭川厚生病院	6	財団法人北海道医療団 帯広第一病院	3
JA北海道厚生連 帯広厚生病院	9	K K R 札幌医療センター 斗南病院	4
独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	2	社会福祉法人函館共愛会 共愛会病院	2
名寄市立総合病院	4	旭川赤十字病院	6
医療法人王子総合病院	4	独立行政法人国立病院機構 道北病院	2
社団法人全国社会保険協会連合会 北海道社会保険病院	4	市立稚内病院	2
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院	5	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	4
北海道立江差病院	2	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	2
江別市立病院	2	JA北海道厚生連 網走厚生病院	2
北斗病院	2	社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院	2
滝川市立病院	3	医療法人北晨会 恵み野病院	3
市立三笠総合病院	2	市立小樽病院	2
苫小牧市立総合病院	3	JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	2
北海道社会事業協会 帯広病院	2	道北勤医協一条通病院	2
総合病院北見赤十字病院	11		

【 合 計 : 64病院 】

1 1 . 歯科医師臨床研修施設一覧 （平成22年3月31日現在）

○大学病院（4施設）

施設名	募集定員
北海道大学病院	70
旭川医科大学病院	4
札幌医科大学附属病院	5
北海道医療大学病院	42

○単独型臨床研修施設（8施設）

施設名	募集定員
市立札幌病院	1
旭川赤十字病院	1
北海道社会事業協会函館病院	2
医療法人恵佑会札幌病院	2
日鋼記念病院	1
日之出歯科診療所	4
日之出歯科真駒内診療所	4
函館五稜郭病院	1

○管理型臨床研修施設（1施設）

施設名	募集定員
つがやす歯科医院	4

○単独型／管理型臨床研修施設（1施設）

施設名	募集定員
北海道医療大学歯科内科クリニック	74

【 合 計 ： 1 4施設 】

1 2. 所管養成施設等一覧

(1) 救急救命士養成所 (3校3課程)

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	札幌市消防局救急救命士養成所	—	札幌市	札幌市西区八軒10条西13丁目3-1	昼間	6月	40	H5.4.1
2	吉田学園医療歯科専門学校	救急救命学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	100	H19.4.1
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	救急救命士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	100	H4.4.1

(2) 診療放射線技師養成所 (2校2課程)

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道医薬専門学校	診療放射線学科	(学)美専学園	札幌市北区北23条西10丁目	昼間	3年	40	H15.4.1
2	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	診療放射線学科	(学)つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	4年	50	H16.4.1

(3) 臨床検査技師養成所 (3校3課程)

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道立衛生学院	臨床検査学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	3年	20	S46.4.1
2	札幌医学技術福祉専門学校	臨床検査技師科	(学)西野学園	札幌市西区西野4条6丁目11-22	昼間	3年	40	S57.4.1
3	北海道医学技術専門学校	—	(学)緑蔭会	旭川市緑が丘東3条1丁目1-6	昼間	3年	40	S58.4.1

(4) 理学療法士養成施設 (7校8課程)

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	専門学校北海道リハビリテーション大学校	理学療法学科	(学)吉田学園	札幌市東区中沼西4条2-1-15	昼間	4年	40	H8.4.1
2	札幌リハビリテーション専門学校	理学療法士科	(学)西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13.4.1
3	札幌医療福祉デジタル専門学校	理学療法学科	(学)都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間	3年	40	H20.4.1
					夜間	3年	40	
4	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	理学療法士学科	(学)つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H7.4.1
5	北海道千歳リハビリテーション学院	理学療法学科	(学)淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼間	3年	80	H7.4.1
6	北都保健福祉専門学校	理学療法学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	40	H7.4.1
7	札幌医学技術福祉専門学校	理学療法士科	(学)西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	4年	40	H21.3.5

(5) 作業療法士養成施設 (6校7課程)

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	専門学校北海道リハビリテーション大学校	作業療法学科	(学)吉田学園	札幌市東区中沼西4条2-1-15	昼間	4年	40	H8.4.1
2	札幌リハビリテーション専門学校	作業療法士科	(学)西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13.4.1
3	札幌医療福祉デジタル専門学校	作業療法学科	(学)都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間	3年	40	H20.4.1
					夜間	3年	40	
4	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	作業療法士学科	(学)つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H7.4.1
5	北海道千歳リハビリテーション学院	作業療法学科	(学)淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼間	3年	60	H10.4.1
6	北都保健福祉専門学校	作業療法学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	30	H8.4.1

（６）視能訓練士養成所（２校２課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	吉田学園医療歯科専門学校	視能訓練学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	50	H19.4.1
2	北海道ハイテクノロジー専門学校	視能訓練士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H3.3.19

（７）臨床工学技士養成所（３校３課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	札幌医療科学専門学校	臨床工学技士科	(学)西野学園	札幌市中央区南4条西11丁目1290-2	昼間	3年	40	H元.4.1
2	吉田学園医療歯科専門学校	臨床工学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	40	H19.4.1
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	臨床工学技士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H10.4.1

（８）義肢装具士養成所（１校１課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道ハイテクノロジー専門学校	義肢装具士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北3丁目1-14	昼間	3年	30	H18.4.1

（９）言語聴覚士養成所（２校２課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	札幌医療科学専門学校	言語聴覚士科	(学)西野学園	札幌市中央区南4条西11丁目1290-2	昼間	3年	40	H10.10.22
2	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	言語聴覚士学科	(学)つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H18.4.1

（10）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設（５校９課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	国立函館視力障害センター	—	厚生労働省	函館市湯川町1丁目35-20	昼間 中卒	5年	15	S39.4.1
					昼間 高卒	3年	30	
2	北海道鍼灸専門学校	鍼灸科	(学)北海道鍼灸専門学校	札幌市西区山の手2条6丁目	昼間	3年	30	H13.10.1
					夜間	3年	30	S49.10.1
3	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	鍼灸科	(学)札幌青葉学園	札幌市中央区南3条東4丁目1-24	昼間	3年	60	H13.4.1
					夜間	3年	30	H16.4.1
4	北海道ハイテクノロジー専門学校	鍼灸学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	60	H14.4.1
					夜間	3年	30	H15.4.1
5	日本工学院北海道専門学校	しん灸科	(学)片柳学園	登別市札内町184-3	昼間	3年	30	H14.4.1

(11) 柔道整復師養成施設（４校７課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道柔道整復師会 附属北海道柔道整復専門学校	－	(社)北海道柔道整復師会	札幌市中央区大通西18丁目1-15	昼間	3年	30	S32.8.1
					夜間	3年	30	
2	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	柔道整復科	(学)札幌青葉学園	札幌市中央区南3条東4丁目1-24	昼間	3年	60	H18.4.1
					夜間	3年	60	H16.4.1
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	柔道整復師学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	60	H14.4.1
					夜間	3年	30	H15.4.1
4	日本工学院北海道専門学校	柔道整復科	(学)片柳学園	登別市札内町184-3	昼間	3年	30	H14.4.1

(12) 歯科衛生士養成所（１０校１１課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道立衛生学院	歯科衛生学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	2年	30	S36.8.1
2	札幌歯科学院専門学校	歯科衛生士科	(社)札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目1034	昼間	2年	70	S41.11.7
3	池見札幌歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	(学)池見札幌学園	札幌市南区藤野1条10丁目 3-25	昼間	2年	80	S60.3.30
4	札幌医療科学専門学校	歯科衛生士科	(学)西野学園	札幌市中央区南4条西11丁目1290-2	昼間	3年	50	H15.3.26
5	吉田学園医療歯科専門学校	歯科衛生学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	50	H19.4.1
6	北海道歯科衛生士専門学校	歯科衛生士学科	(学)札幌青葉学園	札幌市中央区大通西19丁目1-6	昼間	3年	50	H19.4.1
					夜間	3年	50	
7	小樽歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	(社)小樽市歯科医師会	小樽市稲穂2丁目1-14	昼間	2年	33	S42.3.10
8	北海道ハイテクノロジー専門学校	歯科衛生士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H10.3.27
9	旭川歯科学院専門学校	歯科衛生士科	(社)旭川歯科医師会	旭川市神居2条12丁目2-16	昼間	3年	50	S39.4.1
10	函館医療保育専門学校	歯科衛生士科	(学)野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	2年	50	S55.2.16

(13) 歯科技工士養成所（３校３課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	札幌歯科学院専門学校	歯科技工士科	(社)札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目1034	昼間	2年	30	S46.11.29
2	吉田学園医療歯科専門学校	歯科技工学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	35	H19.4.1
3	北海道歯科技術専門学校	歯科技工士科	(学)歯誠学園	北広島市中央3丁目4-1	昼間	2年	60	S53.4.1

(14) 保健師養成所（３校３課程）

（平成22年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道立旭川高等看護学院	地域看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	30	S62.2.13
2	北海道立衛生学院	地域看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	40	S27.9.18
3	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	(学)吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14.4.1

(15) 助産師養成所（２校２課程）

（平成22年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	北海道立旭川高等看護学院	助産学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	20	S57.12.24
2	北海道立衛生学院	助産学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	30	S27.9.18

(16) 看護師養成所 (43校47課程)

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	(学)吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14.4.1
2	専門学校日本福祉看護・診療放射線学	看護学科	(学)つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	4年	50	H7.12.28
3	北海道医療センター附属札幌看護学校	—	独立行政法人国立病院機構	札幌市西区山の手4条6丁目2	昼間	3年	80	S27.4.1
4	勤医協札幌看護専門学校	看護学科	(社)北海道勤労者医療協会	札幌市東区伏古11条1丁目1-15	昼間	3年	60	S54.3.1
5	北海道ハイテクノロジー専門学校	看護学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H4.4.1
6	北海道立衛生学院	看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	2年	40	S37.1.22
					通信制	2年	250	H18.4.1
7	札幌市医師会看護専門学校	看護師科	(社)札幌市医師会	札幌市中央区大通西19丁目	夜間 定時制	3年	80	S47.4.1
8	琴似看護専門学校	—	(医社)静和会	札幌市西区琴似1条5丁目2-25	夜間 定時制	3年	30	S43.1.20
9	中村記念病院附属看護学校	—	(医)医仁会	札幌市南区石山2条9丁目7-1	昼間	2年	70	S62.2.13
10	札幌医療科学専門学校	看護科 (通信制)	(学)西野学園	札幌市西区西野4条6丁目11-22	通信制	2年	250	H17.4.1
11	市立小樽病院高等看護学院	—	小樽市	小樽市東雲町9番12号	昼間	3年	30	S27.3.20
12	小樽看護専門学校	—	(学)共育の森学園	小樽市入船4丁目9番1号	夜間 定時制	3年	50	S40.9.24
13	岩見沢市立高等看護学院	—	岩見沢市	岩見沢市8条西9丁目34	昼間	3年	40	S51.4.1
14	砂川市立病院附属看護専門学校	—	砂川市	砂川市西4条北1丁目1-5	昼間	3年	35	H3.4.1
15	滝川市立高等看護学院	—	滝川市	滝川市新町2丁目8-10	昼間	3年	25	S44.4.1
16	深川市立高等看護学院	—	深川市	深川市5条6-2	昼間	3年	20	S46.4.1
17	駒沢看護保育福祉専門学校	看護第一科	(学)駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目1-15	昼間	3年	40	H20.12.25
		看護第二科			昼間	2年	40	H9.4.1
18	日鋼記念看護学校	看護学科	(医社)カレスアライアンス	室蘭市新富町1丁目5-13	昼間	3年	70	S63.4.1
19	市立室蘭看護専門学院	—	室蘭市	室蘭市東町4丁目20-6	昼間	3年	50	S43.4.1
20	伊達赤十字看護専門学校	—	日本赤十字社	伊達市末永町81-12	昼間	3年	30	S19.4.1
21	王子総合病院附属看護専門学校	—	(医)王子総合病院	苫小牧市表町4丁目2-51	昼間	3年	40	H2.4.1
22	浦河赤十字看護専門学校	—	日本赤十字社	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目3-39	昼間	3年	30	H2.4.1
23	苫小牧看護専門学校	看護第2科	(社)苫小牧市医師会	苫小牧市住吉町2丁目10-6	昼間 定時制	3年	40	S55.4.1
		看護第1科			昼間	3年	40	H18.4.1
24	函館病院附属看護学校	—	独立行政法人国立病院機構	函館市川原町18-13	昼間	3年	40	S55.4.5
25	市立函館病院高等看護学院	—	函館市	函館市港町1丁目5-15	昼間	3年	70	S25.3.25
26	函館厚生院看護専門学校	—	(福)函館厚生院	函館市本町33-2	昼間	3年	40	S28.4.1
27	函館医療保育専門学校	看護科	(学)野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	3年	50	H元.2.2
28	北海道立江差高等看護学院	看護学科	北海道	檜山郡江差町字伏木戸町483	昼間	3年	40	H10.4.1
29	函館市医師会看護専門学校	看護学科	(社)函館市医師会	函館市湯川町3丁目38-45	昼間	2年	40	H17.4.1
30	北海道立旭川高等看護学院	看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	3年	40	S48.4.26
31	J A北海道厚生連旭川厚生看護専門学校	—	J A北海道厚生連	旭川市東旭川町下兵村297	昼間	3年	80	H3.1.7
32	富良野看護専門学校	—	富良野市	富良野市弥生町5-1	昼間	3年	30	H6.2.18
33	旭川市医師会看護専門学校	看護師1科	(社)旭川市医師会	旭川市金星町1丁目1-50	夜間 定時制	3年	40	S45.4.10
		看護師2科			昼間 定時制	3年	40	H10.4.10
34	釧路労災看護専門学校	—	独立行政法人 労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-38	昼間	3年	30	S49.4.1
35	釧路市立高等看護学院	—	釧路市	釧路市春湖台1-18	昼間	3年	30	S43.4.1
36	北海道社会事業協会帯広看護専門学校	—	(財)北海道社会事業協会	帯広市東5条南13丁目1-3	昼間	3年	30	S47.9.1

37	北見医師会看護専門学校	看護学科	(社)北見医師会	北見市幸町3丁目1-24	昼間 定時制	3年	40	S28.4.1
38	北海道立網走高等看護学院	看護学科	北海道	網走市北12条西2丁目2-10	昼間	2年	40	S46.4.1
39	北海道立紋別高等看護学院	看護学科	北海道	紋別市緑町5丁目6-7	昼間	3年	30	S49.2.27
40	帯広高等看護学院	看護学科	十勝圏複合事務組合	帯広市西11条南39丁目1-3	昼間	3年	45	S48.4.1
41	北都保健福祉専門学校	看護学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	3年	40	H20.4.1
42	釧路市医師会看護専門学校	看護学科	(社)釧路市医師会	釧路市弥生1丁目4-12	昼間	3年	40	H19.12.25
43	北海道医薬専門学校	看護学科	(学)美専学園	札幌市北区北24条西6丁目2-10	昼間	3年	40	H20.12.25

（17）栄養士養成施設（１０校１０課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	函館短期大学	食物栄養学科	(学)野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	120	S38.3.30
2	帯広大谷短期大学	生活科学科 栄養士課程	(学)帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	S40.3.11
3	旭川大学女子短期大学部	生活学科 食物栄養専攻	(学)旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	50	S41.2.7
4	光塩学園女子短期大学	食物栄養学科	(学)光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	S42.3.15
5	名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	S36.4.7
6	釧路短期大学	生活科学科 食物栄養専攻	(学)緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	30	S58.3.31
7	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	(学)藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	H4.4.1
8	天使大学看護栄養学部	栄養学科	(学)天使学園	札幌市東区北13条東3丁目1-30	昼間	4年	85	H12.4.1
9	酪農学園大学酪農学部	食品科学科 健康栄養学専攻	(学)酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	H13.4.1
10	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	(学)鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	S38.3.30

（18）管理栄養士養成施設（５校５課程）

（平成２２年３月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	H18年度
2	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	(学) 藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	H8年度
3	天使大学看護栄養学部	栄養学科	(学) 天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	H12年度
4	酪農学園大学酪農学部	食品科学科健康 栄養学専攻	(学) 酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	H13年度
5	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	(学) 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	H15年度

(19) 理容師養成施設（8校19課程）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	旭川理容美容専門学校	理容師	(学)旭星学園	旭川市4条通12	昼間	2年	20	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	20	
					通信 中従	3年	20	
2	北海道理容美容専門学校	理容師	(学)北光学園	札幌市中央区南2条西20丁目1-1	昼間 高卒	2年	120	H10.4.1
					通信 中従	3年	80	
3	空知理容美容専門学校	理容師	(財)空知理容師美容師会	美唄市西4条北1-1-1	昼間 中卒	2年	20	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	20	
					通信 中従	3年	20	
4	函館理容美容専門学校	理容師	(財)道南理容美容連盟	函館市中島町31-25	昼間 高卒	2年	40	H10.4.1
					通信 中従	3年	20	
5	道東ヘアメイク専門学校	理容師	(学)朋友学園	釧路市城山1-6-10	昼間 中卒	2年	10	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	30	
					通信 中従	3年	20	
6	小樽理容美容専門学校	理容師	(財)後志理容美容連盟	小樽市住ノ江1-1-24	昼間 中卒	2年	20	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	30	
					通信 中卒	3年	20	
7	札幌ビューティックアカデミー	理容師	職業訓練法人 札幌理美容能力開発協会	札幌市中央区北5条西11丁目16	昼間 高卒	2年	15	H15.3.28
					通信 高従	3年	15	
8	宇賀浦高等理容学校	理容師	函館少年刑務所	函館市金堀町6-11	昼間 中卒	2年	25	H10.4.1

(20) 美容師養成施設（14校31課程）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	旭川理容美容専門学校	美容師	(学)旭星学園	旭川市4条通12	昼間 中卒	2年	20	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	60	
					通信 中従	3年	40	
2	北海道理容美容専門学校	美容師	(学)北光学園	札幌市中央区南2条西20丁目1-1	昼間 高卒	2年	160	H10.4.1
					通信 中従	3年	80	
3	空知理容美容専門学校	美容師	(財)空知理容師美容師会	美瑛市西4条北1-1-1	昼間 中卒	2年	20	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	20	
					通信 中従	3年	20	
4	函館理容美容専門学校	美容師	(財)道南理容美容連盟	函館市中島町31-25	昼間 高卒	2年	40	H10.4.1
					通信 中卒	3年	30	
5	道東ヘアメイク専門学校	美容師	(学)朋友学園	釧路市城山1-6-10	昼間 中卒	2年	10	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	30	
					通信 中従	3年	40	
6	小樽理容美容専門学校	美容師	(財)後志理容美容連盟	小樽市住ノ江1-1-24	昼間 中卒	2年	20	H10.4.1
					昼間 高卒	2年	20	
					通信 中卒	3年	20	
7	札幌ビューティックアカデミー	美容師	職業訓練法人 札幌理美容能力開発協会	札幌市中央区北5条西11丁目16	昼間	2年	30	H15.3.28
					通信	3年	30	
8	北海道美容専門学校	美容師	(学)布川学園	札幌市中央区南3条西10丁目1004-3	昼間 高卒	2年	200	H10.4.1
					通信 中従	3年	80	
9	苫小牧美容専門学校	美容師	(財)苫小牧理容美容連盟	苫小牧市川治町4-11-19	昼間 高卒	2年	40	H10.4.1
					通信 中従	3年	40	
10	北見美容専門学校	美容師	(学)上村学園	北見市花月町17-15	昼間 高卒	2年	40	H10.4.1
					通信 中卒	3年	30	
11	札幌ビューティメイク専門学校	美容師	(学)中村学園	札幌市中央区北5条東2丁目1-7	昼間	2年	160	H16.3.29
					通信	3年	40	
12	札幌ベルエポック美容専門学校	美容師	(学)滋慶学園	札幌市中央区北1条東1丁目7-1	昼間 高卒	2年	160	H14.3.15
					通信 中卒	3年	80	
13	札幌ビューティーアート専門学校	美容師	(学)三幸学園	札幌市中央区南1条西9丁目11-3	昼間 高卒	2年	170	H14.3.15
14	吉田学園ビューティステージ専門学校	美容師	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目15	昼間 高卒	2年	120	H14.3.15
					通信 高卒	3年	80	

(21) 製菓衛生師養成施設（7校13課程）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	函館短期大学付設調理師専門学校	製菓衛生師科	(学)野又学園	函館市柏木町7-25	昼間 専門 通信	1年 2年	60 60	H元.3.17
2	北海道製菓専門学校	製菓パティシエ科 製菓ブーランジェ科 製菓専攻科 通信課程	(学)宮島学園	札幌市南区川沿1条1-3-82	昼間 専門 昼間 専門 昼間 通信 一般	1年 1年 2年 2年 従1	40 40 40 160	H9.11.25
3	光塩学園調理製菓専門学校	製菓衛生師科 製菓技術専攻科 製菓衛生師科	(学)光塩学園	札幌市中央区大通西14丁目1	昼間 専門 昼間 専門 夜間 専門	1年 2年 1.5年	40 80 40	H10.12.24
4	札幌ベルエポック製菓調理専門学校	パティシエ科	(学)滋慶学園	札幌市東区北26条東14丁目1-45	昼間 専門	2年	80	H14.2.19
5	経専調理製菓専門学校	製菓・製パン科	(学)経専学園	札幌市豊平区平岸3条2丁目4-20	昼間 専門	2年	40	H15.12.25
6	清尚学院高等学校	製菓衛生師科	(学)清尚学院	函館市亀田本町5-17	昼間	3年	27	H20.11.13
7	専門学校札幌スクールオブビジネス	製菓学科	(学)北海道安達学園	札幌市中央区大通西9-3-12	昼間	2年	40	H21.2.18

(22) 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設（7校10課程）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	酪農学園大学酪農学部	酪農学科 「食品衛生コース」 食品科学科 食品科学専攻 食品科学科 健康栄養学専攻	(学)酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間 昼間 昼間	4年 4年 4年	165 50 40	S43.11.28 S63.3.16 S63.3.16
2	東京農業大学生物産業学部	食品科学科	(学)東京農業大学	網走市八坂196	昼間	4年	80	H8.2.27
3	天使大学看護栄養学部	栄養学科 食品衛生管理者及び 食品衛生監視員任用 資格取得コース	(学)天使学園	札幌市東区北13条東3丁目1-30	昼間	4年	85	H12.1.11
4	北海道大学農学部	生物機能化学科 「食品衛生コース」 畜産科学科 「食品衛生コース」	国立大学法人	札幌市北区北9条西9丁目	昼間 昼間	4年 4年	35 23	H13.3.23
5	帯広畜産大学畜産学部	畜産科学課程 「食品衛生コース」	国立大学法人	帯広市稲田町西2線11	昼間	4年	210	H14.3.29
6	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	(学)藤学園	石狩市花川南4条5-7	昼間	4年	80	H16.11.29
7	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	(学)鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	H20.12.4

(23) 指定保育士養成施設（25校25課程）

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	函館医療保育専門学校	保育科第1部	(学)野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	2年	100	S50.2.22
2	帯広大谷短期大学	社会福祉科 社会福祉専攻	(学)帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	S41.2.10
3	旭川福祉専門学校	保育科	(学)北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	S50.3.31
4	駒沢看護保育福祉専門学校	保育科	(学)駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目-1-15	昼間	2年	50	S53.3.18
5	釧路短期大学	幼児教育学科	(学)緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	50	S55.2.24
6	釧路専門学校	保育福祉科	(学)北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	2年	50	S45.12.26
7	拓殖大学北海道短期大学	保育科	(学)拓殖大学	深川市メム4558-1	昼間	2年	60	S55.3.3
8	國學院短期大学	幼児・児童教育学科	(学)國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	2年	100	S57.3.4
9	函館大谷短期大学	こども学科	(学)函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	2年	70	S56.2.18
10	道都大学社会福祉学部	社会福祉学科 保育士養成課程	(学)北海道櫻井産業学園	北広島市中の沢149	昼間	4年	25	S59.11.17
11	名寄市立大学短期大学部	児童学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	2年	50	H6.2.25
12	北翔大学短期大学部	こども学科	(学)浅井学園	江別市文京台23	昼間	2年	140	H14.3.29
13	藤女子大学人間生活学部	保育学科	(学)藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	H12.2.29
14	光塩学園女子短期大学	保育科	(学)光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	S43.1.30
15	北海道文教大学短期大学部	幼児保育学科	(学)鶴岡学園	札幌市南区藤野400	昼間	2年	140	S43.4.1
16	札幌国際大学短期大学部	幼児教育科	(学)札幌国際大学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	2年	140	S45.2.7
17	札幌大谷大学短期大学部	保育科	(学)札幌大谷学園	札幌市東区北16条東9丁目1-1	昼間	2年	100	H9.2.25
18	専門学校北海道福祉大学校	福祉保育学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	80	H14.3.12
19	札幌社会福祉専門学校	保育福祉科	(学)成徳学園	札幌市中央区南11条西8丁目2-47	昼間	2年	80	H5.2.2
20	旭川大学女子短期大学部	幼児教育学科	(学)旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	100	S45.12.26
21	オホーツク社会福祉専門学校	保育科	(学)栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	40	H16.3.19
22	札幌こども専門学校	保育科	(学)三幸学園	札幌市中央区北1条西19丁目1-10	昼間	2年	80	H19.2.28
23	札幌国際大学人文学部	心理学科 子ども心理専攻	(学)札幌国際大学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	4年	50	H21.1.15
24	北海道福祉教育専門学校	こども未来学科	(学)北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	50	H20.12.18
25	函館短期大学	保育学科	(学)野又学園	函館市高丘町53-1	昼間	2年	50	H21.2.18

(24) 社会福祉士養成施設等（2校3課程）

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年度
1	専門学校日本福祉学院	社会福祉士 通信課程	(学)つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	通信	1年 11月	600	H6年度
		社会福祉士科		札幌市豊平区月寒西2条5丁目1-2	夜間	1年	40	H15年度
2	札幌心療福祉専門学校	社会福祉士 通信課程	(学)西野学園	札幌市中央区北2条西20丁目2-28	通信	1年 11月	300	H21年度

(25) 介護福祉士養成施設等（24校32課程）

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年度
1	札幌社会福祉専門学校	介護福祉科	(学)成徳学園	札幌市中央区南11条西8丁目2-47	昼間	2年	80	S63年度
2	札幌医療秘書福祉専門学校	介護福祉科	(学)三幸学園	札幌市中央区大通西18丁目1-8	昼間	2年	60	H8年度
3	専門学校日本福祉学院	介護福祉学科	(学)つしま記念学園	札幌市豊平区月寒西2条5-1-2	昼間	2年	50	H元年度
		社会福祉学科			昼間	3年	50	H4年度
4	大原医療福祉専門学校	介護福祉学科	(学)大原学園	札幌市北区北6条西8-3-2	昼間	2年	40	H11年度
5	札幌医学技術福祉専門学校	介護福祉土科	(学)西野学園	札幌市西区西野4条6丁目11-22	昼間	2年	40	H4年度
		社会福祉科			昼間	3年	40	H10年度
6	専門学校北海道福祉大学校	介護福祉学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	80	H7年度
		社会福祉学科			昼間	4年	30	H8年度
		介護福祉学科			夜間	3年	26	H11年度
		介護福祉学科			昼間	1年	40	H14年度
7	札幌福祉専門学校	介護福祉科	(学)北工学園	札幌市東区北5条東8丁目	昼間	3年	80	H13年度
8	函館大谷短期大学	専攻科福祉専攻	(学)函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	1年	25	H元年度
9	函館臨床福祉専門学校	介護福祉土科	(学)西野学園	函館市美原1-15-1	昼間	2年	50	H9年度
		社会福祉科			昼間	3年	50	
10	北海道福祉教育専門学校	介護福祉学科	(学)北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	80	H4年度
11	北海道介護福祉学校	介護福祉学科	栗山町	夕張郡栗山町湯地60	昼間	2年	80	S63年度
12	帯広大谷短期大学	社会福祉科 介護福祉専攻	(学)帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	80	H元年度
13	帯広コア専門学校	介護福祉科	(学)帯広コア学園	帯広市西11条南41-3-5	昼間	2年	40	H11年度
14	釧路福祉・情報専門学校	介護福祉科	(学)緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	40	H2年度
15	旭川福祉専門学校	介護福祉科	(学)北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	H4年度
16	北都保健福祉専門学校	介護福祉学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	2年	40	H5年度
17	旭川大学女子短期大学部	専攻科福祉専攻	(学)旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	1年	35	H10年度
		生活学科			昼間	2年	50	H14年度
		生活福祉専攻						
18	北翔大学人間福祉学部	介護福祉学科 介護福祉コース	(学)浅井学園	江別市文京台23	昼間	4年	80	H9年度
19	釧路専門学校	介護福祉専攻科	(学)北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	1年	30	H10年度
		介護福祉科			昼間	2年	40	H15年度
20	オホーツク社会福祉専門学校	介護福祉科	(学)栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	80	H10年度
21	駒沢看護保育福祉専門学校	介護福祉科	(学)駒沢岩見沢学園	岩見沢市緑が丘5-102-3	昼間	2年	40	H12年度
22	國學院短期大学	専攻科福祉専攻	(学)國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	1年	30	H12年度
23	道都大学社会福祉学部	社会福祉学科 介護福祉コース	(学)北海道櫻井産業学園	北広島市中の沢149	昼間	4年	20	H13年度
24	北海道医療大学看護福祉学部	臨床福祉学科 介護福祉士養成コース	(学)東日本学園	石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	20	H14年度

(26) 福祉系大学等（17校21課程）（社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認をしている大学等）

(平成22年3月31日現在)

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年度
1	函館大学	商学部商学科福祉ビジネス専攻塾	(学)野又学園	北海道函館市高丘町51番1号	昼間	4年	20	H21年度
2	帯広大谷短期大学	社会福祉科社会福祉専攻	(学)帯広大谷学園	北海道河東郡音更町希望ヶ丘3番地	昼間	2年	50	H21年度
3	藤女子大学	人間生活学部人間生活学科	(学)藤学園	北海道石狩市花川南4条5丁目7番地	昼間	4年	80	H21年度
4	北海道教育大学函館校	教育学部人間地域科学課程地域創生専攻	国立大学法人北海道教育大学	北海道函館市八幡町1番2号	昼間	4年	40	H21年度
5	名寄市立大学	保健福祉学部社会福祉学科	名寄市長	北海道名寄市西4条北8丁目1番地	昼間	4年	57	H21年度

6	北星学園大学	社会福祉学部福祉計画学科	(学)北星学園	北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番地1号	昼間	4年	95	H21年度
7		社会福祉学部福祉臨床学科	(学)北星学園	北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番地1号	昼間	4年	95	H21年度
8		社会福祉学部福祉心理学科	(学)北星学園	北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番地1号	昼間	4年	71	H21年度
9	札幌学院大学	人文学部人間科学科	(学)札幌学院大学	北海道江別市文京台11番地	昼間	4年	50	H21年度
10	道都大学	社会福祉学部社会福祉学科	(学)北海道櫻井産業学園	北海道北広島市中の沢149番地	昼間	4年	120	H21年度
11	北翔大学	人間福祉学部地域福祉学科	(学)浅井学園	北海道江別市文京台23番地	昼間	4年	80	H21年度
12		人間福祉学部医療福祉学科	(学)浅井学園	北海道江別市文京台23番地	昼間	4年	50	H21年度
13		人間福祉学部福祉心理学科	(学)浅井学園	北海道江別市文京台23番地	昼間	4年	80	H21年度
14	北海道医療大学	看護福祉学部臨床福祉学科	(学)東日本学園	北海道石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	90	H21年度
15	旭川大学	保健福祉学部コミュニティ福祉学科	(学)旭川大学	北海道旭川市永山3条23丁目1番9号	昼間	4年	60	H21年度
16	星槎大学	共生科学部共生科学科福祉専攻	(学)国際学園	北海道芦別市緑泉町5-14	昼間	4年	20	H21年度
17	専門学校北海道福祉大学校	社会福祉学科	(学)吉田学園	北海道札幌市中央区南3条西1丁目15番地	昼間	4年	30	H21年度
18	専門学校日本福祉学院	社会福祉学科	(学)つしま記念学園	北海道札幌市豊平区月寒西2条5丁目1-2	昼間	3年	50	H21年度
19	札幌医学技術福祉専門学校	社会福祉科	(学)西野学園	北海道札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	H21年度
20	函館臨床福祉専門学校	社会福祉科	(学)西野学園	北海道函館市美原1丁目15番1	昼間	3年	40	H21年度
21	札幌心療福祉専門学校	精神保健福祉科	(学)西野学園	北海道札幌市中央区北2条西20丁目2番28号	昼間	3年	40	H21年度

（27）福祉系高校等（9校9課程）
（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号及び同法附則第2条の規定により指定されている高等学校）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年度
1	函館大妻高等学校	福祉科	(学)函館大妻学園	北海道函館市柳町14番23号	昼間	3年	40	H21年度
2	北海道剣淵高等学校	生活福祉系列	剣淵町長	北海道上川郡剣淵町仲町22番1	昼間	3年	24	H21年度
3	江陵高等学校	福祉科	(学)多田学園	北海道中川郡幕別町字依田101-1	昼間	3年	37	H21年度
4	北海道留寿都高等学校	農業福祉科農業福祉コース	留寿都村長	北海道虻田郡留寿都村字留寿都179番地1	昼間	4年	20	H21年度
5	北海道置戸高等学校	福祉科	北海道	北海道常呂郡置戸町字置戸256番地の8	昼間	3年	40	H21年度
6	北海道釧路明輝高等学校	総合学科健康福祉系列	北海道	北海道釧路市愛国西1丁目38番地7号	昼間	3年	15	H21年度（特例校）
7	北海道平取高等学校	普通科福祉コース	北海道	北海道沙流郡平取町本町109-2	昼間	3年	40	H21年度
8	北海道森高等学校	総合学科生活福祉系列	北海道	北海道茅部郡森町字上台町326番地48	昼間	3年	18	H21年度（特例校）
9	星槎国際高等学校	通信制専攻科介護福祉士コース	(学)国際学園	北海道芦別市緑泉町5-12	通信	2年	120	H21年度（特例校）

(28) 社会福祉主事養成機関等（11校13課程）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年度
1	札幌社会福祉専門学校	保育福祉科	(学)成徳学園	札幌市中央区南11条西8丁目2-47	昼間	2年	80	S62年度
		介護福祉科			昼間	2年	80	H5年度
2	専門学校日本福祉学院	社会福祉学科	(学)つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	3年	50	H4年度
3	北海道介護福祉学校	介護福祉学科	栗山町	夕張郡栗山町湯地60	昼間	2年	80	H5年度
4	旭川福祉専門学校	介護福祉科	(学)北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	H5年度
6	札幌医学技術福祉専門学校	社会福祉科	(学)西野学園	札幌市西区西野4条6丁目11-22	昼間	3年	40	H10年度
7	専門学校北海道福祉大学校	社会福祉学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	4年	30	H8年度
8	北海道福祉教育専門学校	介護福祉科	(学)北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	80	H7年度
9	函館臨床福祉専門学校	介護福祉士科	(学)西野学園	函館市美原1-15-1	昼間	2年	50	H9年度
		社会福祉科			昼間	3年	50	
10	札幌福祉専門学校	介護福祉科	(学)北工学園	札幌市東区北5条東8丁目	昼間	3年	80	H13年度
11	北海道環境福祉専門学校	社会福祉学科	(学)北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	40	H10年度
12	札幌心療福祉専門学校	精神保健福祉科	(学)西野学園	札幌市中央区北2条西20丁目2-28	昼間	3年	40	H11年度

(29) 精神保健福祉士養成施設等（2校4課程）

（平成22年3月31日現在）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等 の別	修業 年限	入学 定員	指定年度
1	専門学校北海道福祉大学校	精神保健福祉学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	1年	40	H13年度
					夜間	1年	40	
2	専門学校日本福祉学院	精神保健福祉士 短期通信科	(学)つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	通信	9月	200	H15年度
		精神保健福祉士 一般通信科			通信	1年 10月	100	H21年度

13. 所管中小企業等協同組合一覧

(平成22年3月31日現在)

	組 合 名	所 在 地
1	北海道中小企業経友会事業協同組合	札幌市中央区南 8 条西 4 丁目422 札幌第 3 大京ビル 5 階
2	情報通信システム協同組合	旭川市工業団地 3 条 2 丁目
3	フェリー・ロード協同組合	札幌市白石区東札幌 3 条 6 丁目 1 - 10
4	身心術整体協同組合	札幌市北区北 3 5 条西 3 - 2 - 22 フジタカビル 2 F
5	エス・バイ・エス事業協同組合	札幌市中央区南 4 条東 3 丁目19番地 イハラビル 5 F
6	日本美容技能協同組合	札幌市白石区川下 2 条 4 - 2 - 13
7	協同組合中小企業振興センター	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2 番地 1
8	経営合理化促進事業協同組合	札幌市中央区北 6 条西24丁目 1 番30号
9	北都ネットワーク協同組合	札幌市中央区南 5 条西 1 丁目 2
10	道央情報サービス協同組合	札幌市中央区南 4 条東 3 丁目19番地 イハラビル 4 F

14. 原爆指定医療機関

(平成22年3月31日現在)

	名 称	所在地	開設者	指定年月日
1	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	札幌市白石区菊水4条 2-3-54	独立行政法人国立病院機 構	昭和36年4月1日
2	J A 北海道厚生連帯広厚生 病院	帯広市西6条南8-1	北海道厚生農業協同組合 連合会	昭和37年2月1日
3	医療法人溪仁会手稲溪仁会 病院	札幌市手稲区前田1条 12-1-40	医療法人溪仁会	平成10年8月1日
4	市立旭川病院	旭川市金星町1-1-65	旭川市	昭和35年12月1日
5	市立小樽病院	小樽市若松1-2-1	小樽市	昭和40年6月21日
6	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	釧路市	昭和41年10月1日
7	市立函館病院	函館市港町1-10-1	函館市	昭和36年1月1日
8	市立室蘭総合病院	室蘭市山手町3-8-1	室蘭市	昭和36年4月1日
9	総合病院旭川赤十字病院	旭川市曙1条1-1-1	日本赤十字社	昭和35年12月1日
10	総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2	日本赤十字社	昭和41年10月1日
11	勤医協札幌病院	札幌市白石区菊水4条 1-9-22	社団法人北海道勤労者医 療協会	平成9年12月10日
12	函館おおてまち医院	函館市大手町1-21	田中修市	
13	総合病院伊達赤十字病院	伊達市末永町81番地	日本赤十字社	平成17年8月25日
14	勤医協中央病院	札幌市東区伏古10条2- 15-1	社団法人北海道勤労者医 療協会	平成21年3月26日

15. 総合衛生管理製造過程承認施設一覧

(1) 乳

(平成22年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地
1	森永乳業株式会社札幌工場	牛乳	恵庭市戸磯604
		脱脂乳	
2	森永乳業株式会社十勝工場	牛乳	十勝郡浦幌町材木町1番地
		加工乳	
3	森永乳業株式会社小樽工場	牛乳	小樽市桂岡町3番8号
4	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	牛乳	河東郡音更町新通20丁目3番地
		脱脂乳	
		加工乳	
5	よつ葉乳業株式会社根釧工場	牛乳	釧路市大楽毛127番地
6	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	牛乳	小樽市桂岡町3番8号
		脱脂乳	
		加工乳	
7	北海道乳業株式会社	牛乳	函館市昭和3丁目6番6号
8	明治乳業株式会社札幌工場	牛乳	札幌市白石区東札幌1条3丁目5-50
		加工乳	
9	明治乳業株式会社旭川工場	牛乳	旭川市永山町7丁目29番地
		加工乳	
10	明治乳業株式会社本別工場	牛乳	中川郡本別町新町1番地
11	株式会社ミルクの郷本社工場	牛乳	札幌市東区丘珠町573-27
		加工乳	
12	倉島乳業株式会社仁木工場	牛乳	余市郡仁木町西町3丁目51番地
13	北海道日高乳業株式会社	牛乳	沙流郡日高町富川町東2丁目920
14	株式会社北海道酪農公社	牛乳	江別市工栄町16番地
15	株式会社豊富牛乳公社	牛乳	天塩郡豊富町字上サロベツ1184番
16	日本ミルクコミュニティ株式会社 札幌工場	牛乳	札幌市東区苗穂町6-1-1
17	株式会社函館酪農公社	牛乳	函館市中野町118番地の17
18	株式会社牧家乳製品加工場	牛乳	伊達市弄月町46-30
19	新札幌乳業株式会社	牛乳	札幌市厚別区厚別東4条1丁目1

(2) 乳製品

(平成22年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地
1	雪印乳業株式会社磯分内工場	クリーム 脱脂粉乳	川上郡標茶町字熊牛原野15線東1-3
2	雪印乳業株式会社興部工場	無糖練乳	紋別郡興部町字興部853番地
3	雪印乳業株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町別海鶴舞町8番地
4	雪印乳業株式会社幌延工場	脱脂粉乳	天塩郡幌延町栄町12番地
5	森永乳業株式会社札幌工場	乳飲料	恵庭市戸磯604
6	森永乳業株式会社佐呂間工場	脱脂粉乳	常呂郡佐呂間町字西富123
7	森永乳業株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別清川町18番地
8	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	クリーム 乳飲料 脱脂粉乳	河東郡音更町新通20丁目3番地
9	よつ葉乳業株式会社根釧工場	クリーム 脱脂粉乳	釧路市大楽毛127番地
10	よつ葉乳業株式会社宗谷工場	クリーム 脱脂粉乳	枝幸郡浜頓別町智福2丁目4番地
11	よつ葉乳業株式会社オホーツク北見工場	クリーム 脱脂粉乳	紋別市渚滑町元西141
12	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	乳飲料	小樽市桂岡町3番8号
13	北海道乳業株式会社	クリーム 乳飲料 発酵乳 脱脂粉乳	函館市昭和3丁目6番6号
14	明治乳業株式会社札幌工場	乳飲料 発酵乳	札幌市白石区東札幌1条3丁目5-50
15	明治乳業株式会社本別工場	クリーム 脱脂粉乳	中川郡本別町新町1番地
16	明治乳業株式会社根室工場	無糖練乳	根室市厚床1-167
17	明治乳業株式会社西春別工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別43の7
18	明治乳業株式会社稚内工場	脱脂粉乳	稚内市声間5丁目41番1号
19	高梨乳業株式会社北海道工場	クリーム 脱脂粉乳	厚岸郡浜中町茶内栄44番地
20	株式会社ミルクの郷本社工場	乳飲料	札幌市東区丘珠町573-27
21	倉島乳業株式会社仁木工場	乳飲料	余市郡仁木町西町3丁目51番地
22	北海道日高乳業株式会社	乳飲料	沙流郡日高町富川町東2丁目920
23	日本アスパラガス株式会社	乳飲料	北海道岩内郡岩内町字野束22番地3

(3) 食肉製品

(平成22年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地
1	プリマハム株式会社北海道工場	乾燥食肉製品	上川郡清水町本通西2-11-1
		非加熱食肉製品	
		特定加熱食肉製品	
		包装後加熱食肉製品	
		加熱後包装食肉製品	
2	日本ハム北海道ファクトリー株式会社	包装後加熱食肉製品	旭川市旭神2条2丁目1-9
		加熱後包装食肉製品	
3	丸大食品株式会社北海道工場	乾燥食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3
		包装後加熱食肉製品	
		加熱後包装食肉製品	
4	丸大食品株式会社北海道工場	非加熱食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3
5	伊藤ハムデイリー株式会社小樽工場	加熱後包装食肉製品	小樽市銭函5丁目61番3号
		包装後加熱食肉製品	
6	春雪さぶーる株式会社早来工場	加熱後包装食肉製品	勇払郡安平町遠浅40番地1

(4) 魚肉練り製品

(平成22年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地
1	一正蒲鉾株式会社北海道工場	特殊包装蒲鉾	小樽市銭函3-314
		その他の魚練り製品	
2	佐藤水産株式会社サーモンファクトリー	魚肉ハム・ソーセージ	石狩市新港東1丁目54番地

(5) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

(平成22年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地
1	日本罐詰株式会社十勝工場第3工場	缶詰	河西郡芽室町西9条9丁目1番地

(6) 清涼飲料水

(平成22年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地
1	大塚食品株式会社釧路工場	無殺菌・無除菌	白糠郡音別町あけぼの2丁目4番地
2	株式会社ニチロサンパック恵庭工場第1ライン	殺菌後密栓・密封	恵庭市戸磯573番地39号
		ミネラルウォーター類	
3	株式会社ニチロサンパック恵庭工場第2ライン	殺菌後密栓・密封	恵庭市戸磯573番地39号
		ミネラルウォーター類	

16. 対EU輸出水産食品認定施設一覧

(平成22年3月31日現在)

	認 定 施 設 名	輸 出 品 目	所 在 地
1	株式会社寺本商店食品工場	冷凍卵付き帆立貝柱、冷凍帆立貝柱	紋別郡湧別町曙町39-1
2	株式会社マルキチ	冷凍卵付き帆立貝柱（加熱用）、 冷凍帆立貝柱（生食用）	網走市北3条東2丁目5-2
3	株式会社マルレイ	（冷凍・冷蔵業）	網走市北6条東2丁目6
4	株式会社マタツ水産	冷凍帆立貝柱、冷凍帆立卵付貝柱	山越郡長万部町字国縫165番地の51
5	株式会社マルキチ第二工場	冷凍帆立卵付貝柱（加熱加工用）	網走市北9条東1丁目7-7
6	北海道ファインケミカル株式会社	精製魚油、高度精製魚油	函館市浅野町3番6号

17. 対米国輸出水産食品認定施設一覧

(平成22年3月31日現在)

	認 定 施 設 名	輸 出 品 目	所 在 地
1	株式会社竹田食品 F2工場	いか塩辛	函館市浅野町3番10号
2	稚内東部株式会社冷凍食品工場	冷凍白鮭ドレス（IQF、ブロック）	稚内市新港町1番20号
3	メイホク食品株式会社	ソフトさきいか、さきいか漁火、 あたりめ、いかくん	北斗市清水川220-1
4	株式会社マルキチ	冷凍ホタテ貝柱	網走市北3条東2丁目5番地2
5	常呂漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍さけドレス	北見市常呂町字東浜23番地の4
6	株式会社ナラザキフーズ釧路工場	きざみ焼たらこフレーク	釧路市新野24番地1070
7	北見食品工業株式会社水産加工センター	冷凍さけドレス（加熱処理）	網走市北5条東2丁目2
8	オルソン株式会社恵庭工場	紅鮭フレーク	恵庭市戸磯201-11
9	株式会社北勝水産	冷凍ホタテ貝柱、冷凍秋鮭ドレス、冷 凍塩イクラ、冷凍イクラ醤油漬、冷 凍生イクラ	常呂郡佐呂間町字浪速51
10	デージー食品工業株式会社富良野工場	かにエキスA	富良野市字中五区4245番地
11	株式会社函館なとり第一工場	いか加工品、チーズ入りかまぼこ	北斗市清水川142-12
12	株式会社寺本商店食品工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍帆立ひらき、帆 立貝柱(チルド)	紋別郡湧別町曙町39番地1
13	マルヒ水産株式会社	冷凍鮭ドレス	斜里郡斜里町前浜町2番地1
14	井原水産株式会社本社第1工場	塩数の子	留萌市船場町1丁目24番地
15	株式会社丸高高田商店	冷凍ホタテ貝柱(生食用)	枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町6204-17
16	株式会社日洋フレッシュ釧路工場	鮭フレーク101	釧路市新野24番地1070
17	上印 同和食品株式会社	冷凍ホタテ貝柱	網走市北6条東1丁目13
18	紋別漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町1丁目1-4
19	沙留漁業協同組合	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡興部町沙留143番地の1
20	株式会社カネコメ田中水産	冷凍ホタテ貝柱	網走市北1条東2丁目11番地1
21	マルカイチ水産株式会社	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町2丁目11-7

	認 定 施 設 名	輸 出 品 目	所 在 地
22	株式会社釧路丸水	塩いくら、いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6-577
23	猿払村漁業協同組合冷凍食品工場	冷凍ホタテ貝柱	宗谷郡猿払村浜鬼志別
24	佐呂間漁業協同組合生冷処理工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字富武士番外地
25	北見食品工業株式会社食品工場	冷凍ホタテ貝柱	網走市海岸町1番8号
26	株式会社ヤマニ吉岡水産	冷凍ホタテ貝柱	紋別市渚滑町1丁目32番地
27	株式会社小川商店	冷凍ホタテ貝柱	虻田郡洞爺湖町入江89-5
28	株式会社カネヒロ鮭フレーク工場	鮭フレーク	根室市琴平町3丁目26番地
29	株式会社丸本本間水産本社工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字若里39番地
30	ぐるめ株式会社	塩たらこ	増毛郡増毛町弁天町1丁目12番地1
31	株式会社加藤水産阿分工場	塩数の子、味付数の子	増毛郡増毛町アブン82-1
32	雄武漁業協同組合流通加工部	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡雄武町字雄武雄武漁港用地
33	株式会社マルキチ第二工場	冷凍鮭ドレス、冷凍生サケイクラ、 冷凍ボイルズワイガニセクション、 冷凍ボイルタラバ姿、冷凍ボイルタラ バセクション、冷凍生タラバセクショ ン、冷凍ボイルズワイ姿、冷凍生ズワ イセクション、冷凍塩鮭イクラ	網走市北9条東1丁目7-7
34	株式会社マタツ水産	冷凍ホタテ貝柱	山越郡長万部町国縫165-51
35	株式会社マルサ笹谷商店 釧白工場	いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6-578
36	トナミ食品工業株式会社追分工場	活いかお造り	北斗市追分4丁目6番8号
37	株式会社オダ水産	冷凍帆立貝柱	紋別郡雄武町字雄武42番地

18. 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(平成22年3月31日現在)

登録検査機関の名称及び所在地	製品検査を行う検査施設の名称及び所在地	登録区分
財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号	財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都港区大門2丁目12番7号	財団法人日本冷凍食品検査協会 札幌検査所 札幌市中央区北1条西21丁目3番17号	第25条第1項 第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
財団法人日本食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町52-1	財団法人日本食品分析センター 千歳研究所 千歳市文京2-3	第25条第1項 第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 札幌市中央区北12条西20丁目1-10	株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 細菌検査室 札幌市中央区北12条西20丁目1-10	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項

19. 健康保険組合一覧

(平成22年3月31日現在)

	健康保険組合名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道新聞社	060-8711	札幌市中央区大通西3丁目6	昭和19. 7. 1
2	北海道林業	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目4	昭和20. 5. 1
3	北海道農業団体	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目1-4	昭和22. 8. 1
4	北海道電力	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2	昭和26. 5. 1
5	北洋銀行	064-0809	札幌市中央区南9条西6丁目1-1 交洋南9条ビル3F	昭和26. 8. 1
6	北海道銀行	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14-2	昭和31. 4. 1
7	北海道信用金庫	060-0809	札幌市北区北9条西3丁目15	昭和33. 6. 1
8	栗林商会	051-0023	室蘭市入江町1番地19	昭和33. 7. 1
9	北海道通運業	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目 札幌ビル	昭和37. 4. 1
10	檜崎	051-0031	室蘭市築地町147番地8	昭和38. 12. 1
11	エア・ウォーター	060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目2 エア・ウォータービル	昭和45. 4. 1
12	北海道コカ・コーラ	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	昭和45. 12. 1
13	北海道コンピュータ	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目1-24	昭和63. 4. 1
14	溪仁会	064-0823	札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル5F	平成21. 10. 1

20. 厚生年金基金一覧

(平成22年3月31日現在)

	厚生年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	丸彦渡辺建設	062-8617	札幌市豊平区豊平6条6丁目5-8	昭和42. 6. 1
2	北海道乗用自動車	064-0808	札幌市中央区南8条西15丁目4-1	昭和44. 12. 1
3	北海道石油業	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-47 北海道石油会館内	昭和46. 5. 1
4	北海道トラック	064-0809	札幌市中央区南9条西1丁目	昭和46. 6. 1
5	北海道電気工事業	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目2 北海道電気会館	昭和54. 4. 1
6	北海道印刷工業	064-0808	札幌市中央区南8条西6丁目1036 北海道印刷会館内	昭和58. 10. 1
7	北海道病院	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目3-1 第一生命ビル内	昭和59. 10. 1
8	北海道自動車	065-0024	札幌市東区北24条東1丁目1-12	平成 3. 7. 1
9	北海道商店街	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2-1	平成 5. 11. 22

21. 国民年金基金一覧

(平成22年3月31日現在)

1	北海道国民年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目3 北1条ビル4F	平成 3. 5. 1
---	-----------	----------	------------------------	------------

22. 確定拠出企業年金一覧

(平成22年3月31日現在)

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
1	高組企業年金	078-8213	旭川市3条通19丁目右10号	平成14. 4. 12
2	建基コンサルタント企業年金	001-0023	札幌市北区北23条9丁目2番16号	平成14. 6. 26
3	日本ニューホランド企業年金	060-0001	札幌市中央区北1条西13丁目4番	平成14. 8. 9

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
4	ハタナ力昭和企業年金	077-0045	留萌市本町3丁目60番	平成14. 9. 11
5	大野土建企業年金	095-0029	士別市大通西1丁目5番地	平成14. 11. 26
6	北海道栽培漁業振興公社	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	平成15. 1. 9
7	道銀DCらいらくプラン	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14番地2	平成15. 3. 12
8	片桐企業グループ	060-0051	札幌市中央区南1条東7丁目2番地4	平成15. 3. 26
9	札幌商工会議所DC総合型	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2番地1	平成15. 3. 26
10	札商総合型確定拠出年金	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2番地1	平成15. 5. 22
11	ハシバグループ	098-0507	名寄市風連町西町198番地	平成15. 8. 18
12	北雄ラッキーグループ	060-0011	札幌市中央区北11条19丁目36番35号	平成16. 1. 22
13	札幌テレビ放送	060-8705	札幌市中央区北1条西8丁目1番1	平成16. 2. 18
14	ホームック	004-8611	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	平成16. 2. 26
15	日本高圧コンクリート	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目8番	平成16. 3. 11
16	札幌ホンダグループ	003-0022	札幌市白石区南郷通3丁目南7番13号	平成16. 5. 1
17	葵建設	085-0815	釧路市材木町15番17号	平成16. 6. 1
18	つうけん企業型	003-0026	札幌市白石区本通19丁目南6番8号	平成16. 9. 29
19	丸水札幌中央水産	060-8505	札幌市中央区北12条西20丁目2番1号	平成16. 9. 29
20	宮川建設	003-8610	札幌市白石区平和通15丁目北1番21号	平成16. 10. 18
21	北海道マツダ販売	060-0032	札幌市中央区北2条東1丁目1	平成16. 10. 25
22	モロオ企業型	060-8525	札幌市中央区北3条西15丁目1番地50	平成16. 12. 13
23	恵愛会企業型	043-0041	檜山郡江差町姥神町31	平成17. 1. 18
24	札幌ヤクルト販売	060-0042	札幌市中央区大通西6丁目大通公園ビル	平成17. 1. 18
25	北電グループ企業型	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2番地	平成17. 3. 18
26	ほくやくグループ	060-0011	札幌市中央区北11条西14丁目1番1号	平成17. 3. 18
27	勇建設グループ	060-0006	札幌市中央区北6条西14丁目4番地	平成17. 3. 25
28	廣野組	070-0034	旭川市4条通10丁目左10号	平成17. 3. 25
29	エア・ウォーター	060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目2番地	平成17. 3. 25
30	新妻組	080-0803	帯広市東3条南8丁目1番地	平成17. 4. 20
31	砂子組	079-0394	空知郡奈井江町チャシュナイ987番地10	平成17. 5. 18
32	萌州建設	077-0042	留萌市開運町2丁目1番1号	平成17. 5. 18
33	ツルハホールディングスグループ	065-0024	札幌市東区北24条東20丁目1-21	平成17. 5. 18
34	丸吉運輸機工企業型	061-1264	北広島市輪厚681番地14	平成17. 5. 25
35	函館酪農公社	042-0912	函館市中野町118番地	平成17. 6. 8
36	北海道毎日サービス	060-0004	札幌市中央区北4条西6丁目1番地	平成17. 6. 7
37	道共済企業型	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地	平成17. 7. 12
38	札幌市交通事業振興公社	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目 地下鉄大通駅コンコース内	平成17. 7. 15
39	開発工営社企業型	060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目1番地	平成17. 8. 8
40	北見トヨペットグループ企業型	090-0833	北見市とん田東町616番地	平成17. 10. 25
41	三八企業型	060-0061	札幌市中央区南1条西12丁目322	平成17. 11. 15
42	共和コンクリート工業グループ企業型	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28	平成17. 11. 30
43	不二建設企業型	073-0041	滝川市西滝川232-1	平成17. 12. 12
44	日本衛生企業型	004-0871	札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号	平成17. 12. 12
45	松浦建設企業型	068-0851	岩見沢市大和1条4丁目25-1	平成17. 12. 21

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
46	北海道コンクリート工業企業型	060-0002	札幌市中央区北2条西2丁目40番地	平成18. 2. 3
47	共進工業企業型	068-0004	岩見沢市4条東12丁目1	平成18. 2. 13
48	會澤高圧コンクリート企業型	056-0006	静内郡静内町中野町1丁目13番8号	平成18. 2. 7
49	グローバル建設株式会社企業型	060-0001	札幌市中央区北1条西10丁目1番地3	平成18. 2. 23
50	ニッセンレンエスコート企業型	060-8508	札幌市中央区南2条西2丁目13番地	平成18. 3. 1
51	グリーンエクスプレスグループ企業型	063-0833	札幌市西区発寒13条14丁目1080-30	平成18. 5. 9
52	サングリンググループ企業型	003-0030	札幌市白石区流通センター6丁目1-18	平成18. 5. 25
53	タカハタ建設企業型	070-0810	旭川市本町2丁目	平成18. 5. 22
54	マルキンググループ企業型	060-0053	札幌市中央区南3条東3丁目18	平成18. 5. 22
55	サンエスグループ企業型	084-0912	釧路市星が浦大通1丁目7番1号	平成18. 6. 23
56	和弘食品企業型	047-0261	小樽市銭函3丁目504-1	平成18. 8. 22
57	中山グループ企業型	065-8610	札幌市東区北19条東1丁目1-1	平成18. 8. 22
58	新生廣告社企業型	060-0042	札幌市中央区大通西9丁目1-1 大通公園ビル	平成18. 9. 5
59	日藤グループ企業型	060-8721	札幌市中央区北3条西14丁目2	平成18. 9. 22
60	公南山明建設企業型	068-0028	岩見沢市8条西23丁目1番地	平成18. 11. 17
61	エヌ・ティ・ティ北海道電話帳企業型	060-0004	札幌市中央区北4条西16丁目1 テルウェル札幌第2ビル	平成18. 11. 17
62	株式会社宇治園企業型	060-0032	札幌市中央区北2条東10丁目93-12	平成19. 1. 22
63	株式会社東光ストア	003-8519	札幌市白石区東札幌1条1丁目1-7	平成19. 1. 22
64	イオン北海道株式会社	003-0026	札幌市白石区本通21丁目南1-10	平成19. 2. 7
65	構研エンジニアリング	065-0018	札幌市東区北18条東17丁目1-1	平成19. 2. 22
66	中道リース	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目3 中道ビル6階	平成19. 6. 14
67	北海道コカ・コーラグループ	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2番1号	平成19. 9. 10
68	北海道日本電気ソフトウェア	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28番地	平成20. 2. 15
69	UDトラックス北海道株式会社	004-8523	札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1-1	平成20. 3. 6
70	サンワード貿易株式会社	060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2番地の6	平成20. 4. 17
71	北燃商事 株式会社	068-0008	岩見沢市八条東1丁目3番地	平成20. 5. 11
72	れんせい	080-2471	帯広市西二十一条南3丁目1番地10	平成20. 6. 18
73	北洋銀行 401Kはまなすプラン	060-8661	札幌市中央区大通西3丁目11番地	平成20. 11. 10
74	トヨタ自動車北海道確定拠出	059-1393	苫小牧市字勇払145番1	平成20. 12. 01
75	北海道ブブグループ企業型	007-0805	札幌市東区東苗穂5条2丁目5-19	平成21. 2. 27
76	北海道放送株式会社企業型	060-8501	札幌市中央区北1条西5丁目2	平成21. 2. 27
77	ダーレー・ジャパン企業型	055-0004	沙流郡日高町富川東3丁目2番1号	平成21. 4. 10
78	溪仁会確定拠出年金	064-0823	札幌市中央区北3条西28丁目2-1	平成21. 5. 25
79	丸玉産業企業型	092-0232	網走郡津別町森町7番地	平成21. 5. 25
80	共成レンテム企業型	080-0048	帯広市西18条北1丁目14番地	平成21. 7. 31
81	札幌通運企業型	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目2番地	平成21. 9. 3
82	北海道テレビ放送企業型	062-8501	札幌市豊平区平岸4条13丁目10番17号	平成21. 9. 3
83	寺田株式会社企業型	060-0005	札幌市中央区北5条西10丁目20番地	平成21. 9. 9
84	北海道地図株式会社企業型	070-8071	旭川市台場1条2丁目1番6号	平成21. 10. 21
85	北海道エナジティックG r 確定拠出年金	003-0003	札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号	平成22. 3. 4

23. 確定給付企業年金一覧（基金型）

平成22年3月31日現在

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
1	大丸藤井	003-8504	札幌市白石区菊水3条1丁目8番20号	平成16. 4. 1
2	北海道コカ・コーラ	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2番1号	平成16. 6. 1
3	アークスグループ	064-0913	札幌市中央区南13条西11丁目2-32	平成16. 8. 1
4	北海道銀行	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14番地2	平成18. 8. 31

24. 確定給付企業年金一覧（規約型）

平成22年3月31日現在

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
1	エア・ウォーター物流株式会社	060-0008	札幌市中央区北8条西13丁目28番148	平成15. 3. 31
2	株式会社エネサンス北海道	060-0042	札幌市中央区大通西18丁目2-10	平成15. 3. 31
3	株式会社ムトウ	001-0011	札幌市北区北11条西4丁目1	平成16. 3. 31
4	札幌トヨタグループ	060-8693	札幌市中央区北1条西7丁目3-8	平成16. 4. 1
5	住友商事北海道株式会社	060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2番地	平成16. 4. 1
6	株式会社日専連パシフィック	053-0022	苫小牧市表町3丁目2番11号	平成16. 6. 1
7	（学法）野又学園函館自動車学校	041-0844	函館市川原町19番20号	平成16. 6. 1
8	札幌集団給食事業協同組合	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北13番15号	平成16. 6. 1
9	株式会社富士メガネ	060-0062	札幌市中央区南2条西4丁目7番地	平成16. 8. 1
10	株式会社北海道新聞社	060-8711	札幌市中央区大通西3丁目6番地	平成16. 10. 1
11	株式会社橋本川島コーポレーション	070-0832	旭川市旭町2条7丁目12番地90	平成16. 11. 1
12	函館信用金庫	040-0064	函館市大手町2番7号	平成17. 1. 1
13	株式会社ロバパン	003-0026	札幌市白石区本通7丁目南5番1号	平成17. 1. 1
14	大同電設株式会社	050-0083	室蘭市東町2丁目24番1号	平成17. 2. 1
15	株式会社ホクリョウ	003-0012	札幌市白石区中央2条3丁目6番15号	平成17. 3. 1
16	昭和マテリアル株式会社	069-0365	岩見沢市上幌向町542-7	平成17. 4. 1
17	札幌テレビ放送株式会社	060-8705	札幌市中央区北1条西8丁目1番1号	平成17. 4. 1
18	北海道電力株式会社	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2番	平成17. 4. 1
19	株式会社丸しめ志賀商店	046-0003	余市郡余市町黒川町3丁目17番地	平成17. 4. 1
20	稚内信用金庫	097-0022	稚内市中央3丁目9番6号	平成17. 4. 1
21	北海道日本電気ソフトウェア株式会社	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28	平成17. 8. 1
22	遠軽共立病院	099-0404	紋別郡遠軽町大通北1丁目3	平成17. 10. 1
23	北海電気工事株式会社	003-8531	札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号	平成17. 10. 1
24	共和コンクリート工業株式会社	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28	平成17. 12. 1
25	医療法人北海道循環器病院	064-8622	札幌市中央区南27条西13丁目1番30号	平成18. 1. 1
26	宮坂建設工業株式会社	080-0014	帯広市西4条南8丁目12番地	平成18. 1. 1
27	武田運輸株式会社	007-0882	札幌市東区北丘珠2条4丁目2番7号	平成18. 4. 1
28	北日本港湾コンサルタント株式会社	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北11番18号	平成18. 4. 1
29	株式会社食創	080-0011	帯広市西1条南11丁目1番地	平成18. 4. 1
30	株式会社ホクレン商事	060-8550	札幌市北区北7条西1丁目2-6NSS札幌ビル	平成18. 4. 1
31	北電グループ	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1番地	平成18. 4. 1
32	北海自動車工業株式会社	060-0031	札幌市中央区大通東4丁目1番地	平成18. 10. 1
33	株式会社JALグランドサービス札幌／大阪／九州	066-0012	千歳市美々新千歳空港内	平成18. 10. 1

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
34	医療法人 彰和会	065-0041	札幌市東区本町1条1丁目2番10号	平成18. 12. 1
35	株式会社一高たかはし	003-0030	札幌市白石区流通センター5丁目7-1	平成19. 1. 1
36	イオン北海道株式会社	003-8630	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	平成19. 3. 1
37	五十嵐建設株式会社	090-0045	北見市北5条西7丁目24番地	平成19. 4. 1
38	北の誉酒造株式会社	047-0013	小樽市奥沢1丁目21番15号	平成19. 4. 1
39	株式会社日専連旭川	070-0032	旭川市二条通8丁目144番7号	平成19. 4. 1
40	富国興産株式会社	064-0809	札幌市中央区南9条西14丁目2-20	平成19. 4. 1
41	株式会社恵新自動車学園	047-0152	小樽市新光2丁目20番33号	平成19. 4. 1
42	医療法人恵佑会	003-0027	札幌市白石区本通14丁目北1-1	平成19. 4. 1
43	コマツ建機販売株式会社	061-3241	石狩市新港西3丁目737-13	平成19. 4. 1
44	財団法人北海道電気保安協会	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1-1	平成19. 4. 1
45	株式会社ほくせん	060-8565	札幌市中央区南2条西1丁目3番地	平成19. 4. 1
46	ほくでん情報テクノロジー株式会社	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目4丁目 e. i大通東ビル	平成19. 4. 1
47	よつ葉乳業株式会社	080-0104	河東郡音更町新通20-3	平成19. 4. 1
48	株式会社トセキ北海道	006-0805	札幌市手稲区新発寒5条1丁目5-1	平成19. 4. 1
49	株式会社カナモト	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目1番19	平成19. 4. 1
50	株式会社芽室自動車学校	082-0013	河西郡芽室町東3条10丁目1番地8	平成19. 5. 1
51	医療法人高橋脳神経外科病院	063-0062	札幌市西区西町南20丁目1-30	平成19. 6. 1
52	株式会社布目	040-0051	函館市弁天町17番10号	平成19. 6. 1
53	株式会社渡辺組	099-6324	紋別郡湧別町中湧別南町929-1	平成19. 8. 1
54	北海道ニプロ株式会社	069-1208	夕張郡由仁町山形563番地	平成19. 10. 1
55	北清企業株式会社	007-0885	札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号	平成19. 10. 1
56	ベル食品株式会社	063-0803	札幌市西区24軒3条7丁目3-35	平成19. 10. 1
57	丸果札幌青果株式会社	060-8692	札幌市中央区北12条西20丁目2-2	平成19. 10. 1
58	極東運輸株式会社	003-0030	札幌市白石区流通センター5丁目3-6	平成19. 11. 1
59	野口観光グループ	059-0596	登別市登別温泉町203-1	平成19. 11. 1
60	花本建設株式会社	071-1404	上川郡東川町西4号北25	平成20. 1. 1
61	六花亭	080-2496	帯広市西24条北1丁目3-19	平成20. 1. 1
62	サツラク農業協同組合	065-8639	札幌市東区苗穂町3丁目3番7号	平成20. 2. 1
63	株式会社北見宇部	090-0008	北見市大正273番地1	平成20. 2. 1
64	株式会社シーエスアイ	060-0063	札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5福山南3条ビル	平成20. 3. 1
65	株式会社北海道加ト吉	079-1143	赤平市字赤平606番地	平成20. 4. 1
66	佐々木畜産株式会社	080-2474	帯広市西二十四条南1丁目1番地	平成20. 4. 1
67	株式会社釧路製作所	060-0051	札幌市中央区南1条東1丁目2-1	平成20. 4. 1
68	北海道シャーリング株式会社	061-1112	北広島市共栄543	平成20. 4. 1
69	株式会社大宮ホールー北海道製作所	062-0052	札幌市豊平区月寒東2条3-9-12	平成20. 4. 1
70	株式会社マルモ	090-8560	北見市卸町2丁目2番3	平成20. 4. 1
71	株式会社柳月ホールディングス	080-0196	河東郡音更町字下音更北9条西18丁目2	平成20. 4. 1
72	株式会社柳月	080-0196	河東郡音更町字下音更北9条西18丁目2	平成20. 4. 1
73	コマツ道東株式会社	080-2464	帯広市西24条北1丁目3番4号	平成20. 4. 1
74	株式会社ドーコン	004-8585	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	平成20. 4. 1
75	第一熱源グループ	080-0015	帯広市西5条南13丁目1番地	平成20. 4. 1

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
76	ジェスネット株式会社	003-8561	札幌市白石区南郷通19丁目北1-35	平成20. 4. 1
77	クローバー電子工業株式会社	061-1405	恵庭市戸磯573-19	平成20. 4. 1
78	栗林石油株式会社	051-0023	室蘭市入江町1丁目19	平成20. 4. 1
79	ホクレン包材株式会社	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番北農ビル17階	平成20. 4. 1
80	和弘食品株式会社	047-0261	小樽市銭函3丁目504番地1	平成20. 4. 1
81	株式会社ネクスコ・サポート北海道	004-0042	札幌市厚別区大谷地西5-12-15	平成20. 4. 1
82	石垣電材株式会社	060-0006	札幌市中央区北6条西13丁目1番地	平成20. 4. 1
83	釧路ガス株式会社	085-0026	釧路市寿町4丁目1番2号	平成20. 5. 1
84	株式会社鈴木商会	060-0031	札幌市中央区北3条西4丁目1番1号	平成20. 5. 1
85	サンワード貿易株式会社	060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2番6号	平成20. 5. 1
86	株式会社丹波屋	060-8569	札幌市東区北6条東2丁目3番3号	平成20. 5. 1
87	サザ工食品株式会社	064-8644	札幌市中央区宮の森4条1丁目1番35号	平成20. 5. 1
88	医療法人三和会札幌南整形外科病院	005-0033	札幌市南区南33条西11丁目4番1号	平成20. 6. 1
89	北燃商事株式会社	068-0008	岩見沢市8条東1丁目3	平成20. 6. 1
90	北海三共株式会社	061-1111	北広島市北の里27番地4	平成20. 7. 1
91	十勝電材株式会社	080-2469	帯広市西19条南1丁目7番地7	平成20. 9. 1
92	福田部品株式会社	060-0051	札幌市中央区南1条東7丁目17番1号	平成20. 9. 1
93	ニッポンレンタカー北海道株式会社	003-0001	札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号	平成20. 9. 1
94	北海道セキスイハイムグループ	001-0014	札幌市北区北14条西4丁目2-1	平成20. 10. 1
95	北日本精機株式会社	079-1397	芦別市上芦別町26番地23	平成20. 10. 1
96	北洋銀行	060-8661	札幌市中央区大通西3丁目11番地	平成20. 10. 14
97	道南バス株式会社	050-0083	室蘭市東町3丁目25番3号	平成20. 11. 1
98	株式会社菱弘電設	060-0011	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号	平成20. 12. 1
99	北都電機株式会社	063-0832	札幌市西区発寒12条12丁目2番50号	平成20. 12. 1
100	空知商工信用組合	072-0025	美唄市西2条南2丁目1番1号	平成20. 12. 1
101	ネットトヨタたいせつ株式会社	079-8550	旭川市永山3条12丁目1番7号	平成21. 1. 1
102	寿産業株式会社	060-0033	札幌市中央区北3条東2丁目2番地30	平成21. 1. 1
103	株式会社伊藤組	060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1番地	平成21. 1. 1
104	日本高圧コンクリート株式会社	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目8番地	平成21. 1. 1
105	伊藤組土建株式会社	060-8554	札幌市中央区北4条西4丁目1番地	平成21. 1. 1
106	札幌信用金庫	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目15番地1号	平成21. 1. 1
107	トヨタ自動車北海道株式会社	059-1393	苫小牧市字勇払145番1	平成21. 1. 1
108	士幌町農業協同組合	080-1200	河東郡士幌町字士幌西2線159番地	平成21. 1. 1
109	桑原電工・桑原電装・桑原冷熱工業株式会社	099-1578	北見市豊地1番地21	平成21. 2. 1
110	株式会社厚友会	070-0035	旭川市5条通2丁目1677番地7	平成21. 2. 1
111	音更町農業協同組合	080-0101	河東郡音更町大通5丁目1番地	平成21. 2. 1
112	株式会社宮の森スポーツ	064-0823	札幌市中央区北3条西27丁目1番1号	平成21. 3. 1
113	西山製麺株式会社	003-8701	札幌市白石区平和通16丁目南1番1号	平成21. 3. 1
114	株式会社ホクアイ	063-0834	札幌市西区発寒14条12丁目1番5号	平成21. 3. 1
115	苫小牧信用金庫	053-8654	苫小牧市表町3丁目1番6号	平成21. 3. 1
116	医療法人柏葉脳神経外科病院	062-8513	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号	平成21. 3. 1
117	札幌新開発株式会社	060-0008	札幌市中央区北8条西14丁目28番地	平成21. 4. 1

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
118	北斗工機株式会社	063-0870	札幌市西区八軒10条東4丁目3番10号	平成21. 4. 1
119	株式会社泰進建設	073-0025	滝川市流通団地3丁目7番31号	平成21. 4. 1
120	株式会社函館新聞社	041-8540	函館市港町1丁目17番8号	平成21. 4. 1
121	株式会社西村組	099-6404	紋別郡湧別町栄町133番地1	平成21. 4. 1
122	北見通運株式会社	099-1587	北見市豊地93番地1	平成21. 4. 1
123	株式会社ドウデン	065-0007	札幌市東区北7条東18丁目105番地14	平成21. 4. 1
124	医療法人社団煌生会	090-0836	北見市東三輪3丁目17番地1	平成21. 4. 1
125	共通運送グループ	003-0029	札幌市白石区平和通11丁目北6番19号	平成21. 4. 1
126	北海道総合警備保障株式会社	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目8番地	平成21. 4. 1
127	池田煖房工業株式会社	011-0012	札幌市北区北12条西3丁目8番地	平成21. 4. 1
128	釧路信用組合	085-0015	釧路市北大通9丁目2番地	平成21. 4. 1
129	北海道エネルギー株式会社	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目3番地	平成21. 4. 1
130	松谷建設株式会社	091-0025	北見市留辺蘂町旭北41番地	平成21. 5. 1
131	医療法人恵仁会	068-0851	岩見沢市大和1条8丁目1番地	平成21. 6. 1
132	国策機工株式会社	059-1372	苫小牧市勇払149番地	平成21. 6. 1
133	近藤工業株式会社	047-0001	小樽市若竹町3番1号	平成21. 6. 1
134	株式会社ほくやく	060-0011	札幌市中央区北11条西14丁目1番1号	平成21. 6. 1
135	北海道キリンビバレッジ株式会社	060-0011	札幌市中央区11条西19丁目36-147	平成21. 6. 1
136	有限会社下村運送	098-1600	紋別郡興部町興部84-10	平成21. 7. 1
137	協和総合管理株式会社	047-0017	小樽市若松2丁目8-15	平成21. 7. 1
138	江差信用金庫	043-8651	檜山郡江差町字本町132	平成21. 7. 1
139	株式会社テーオー小笠原	041-8610	函館市港町3丁目18番15号	平成21. 7. 1
140	北海道曹達株式会社	059-1364	苫小牧市沼ノ端134番地122	平成21. 8. 1
141	松原産業グループ	069-1511	夕張郡栗山町中央1丁目1番地1	平成21. 8. 1
142	苫小牧港開発株式会社	053-0003	苫小牧市入船町2丁目9番15号	平成21. 9. 1
143	キャタピラー北海道株式会社	004-0802	札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号	平成21. 9. 1
144	株式会社十勝毎日新聞社	080-8688	帯広市東1条南8丁目2番地	平成21. 9. 1
145	秋山興業株式会社	060-0031	札幌市中央区北1条東13丁目1番地	平成21. 10. 1
146	三立機電株式会社	047-0031	小樽市色内2丁目10番1号	平成21. 10. 1
147	株式会社管野組	099-0205	紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地	平成21. 10. 1
148	株式会社酒井機材製作所	061-3241	北海道石狩市新港西3丁目749-11	平成21. 10. 1
149	株式会社高木組	040-0046	函館市東雲町19番13号	平成21. 10. 1
150	和工建設株式会社他	049-4308	瀬棚郡今金町今金359-91	平成21. 10. 1
151	株式会社工ミヤ	003-0030	札幌市白石区流通センター7丁目8-1	平成21. 10. 1
152	室蘭信用金庫	051-0025	室蘭市常盤町2番8号	平成21. 10. 1
153	株式会社テクノス北海道	070-8044	旭川市忠和4条7丁目4-10	平成21. 10. 1
154	住鉱国富電子株式会社	048-2143	岩内郡共和町国富351番地の1	平成21. 10. 1
155	株式会社京王プラザホテル札幌	060-0005	札幌市中央区北五条西7丁目2番1	平成21. 11. 1
156	株式会社北海道三喜	003-0021	札幌市白石区栄通り20丁目12番20号 おおたビル2F	平成21. 11. 1
157	士別運送株式会社	095-0046	士別市南町東3区 472-3	平成21. 12. 1
158	空知単板工業グループ	079-1286	赤平市平岸西町3-12	平成21. 12. 1
159	日晶運輸株式会社	061-1274	北海道北広島市大曲工業団地2丁目1番地2	平成21. 12. 1

	企業年金名	郵便番号	住所	承認月日
160	株式会社コハタ	079-8555	旭川市永山2条3丁目2番16号	平成22. 1. 1
161	ホクレンくみあい飼料株式会社	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル18階	平成22. 1. 1
162	佐藤水産株式会社	061-3377	石狩市親船町8	平成22. 1. 1
163	株式会社北海道クボタ	063-0061	札幌市西区西町北16丁目1-1	平成22. 1. 1
164	医療法人社団五風会さっぽろ香雪病院	004-0839	札幌市清田区真栄319	平成22. 1. 1
165	医療法人 菊郷会	003-0825	札幌市白石区菊水元町5条3丁目5番10号	平成22. 1. 1
166	釧路工業株式会社	084-0906	釧路市鳥取大通9丁目9番4号	平成22. 2. 1
167	医療法人 養生邑	085-1212	阿寒郡鶴居村雪裡原野北22線西11番地	平成22. 2. 1
168	三共電気工業株式会社	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2	平成22. 3. 1
169	北海運輸株式会社	084-0914	釧路市西港2丁目101番地11	平成22. 3. 1
170	遠軽信用金庫	099-0495	紋別郡遠軽町大通南1丁目1-15	平成22. 3. 1
171	財団法人北海道医療団	080-0014	帯広市西4条南15丁目17番地3	平成22. 3. 1
172	北海道中央バス株式会社	047-8601	小樽市色内1丁目8番6号	平成22. 3. 1
173	札幌ファニシング株式会社	004-0041	札幌市厚別区大谷地東1丁目2番40号	平成22. 3. 1

25. 日本年金機構 ブロック本部及び年金事務所一覧（北海道）

ブロック本部名	郵便番号	所在地
北海道ブロック本部	003-8576	北海道札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル6F

年金事務所名	郵便番号	所在地
札幌東年金事務所	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1
札幌西年金事務所	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2-1
札幌北年金事務所	001-8585	北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12
新さっぽろ年金事務所	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30
函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町26-3
旭川年金事務所	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2
釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2
室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1丁目20-9
苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2丁目1-14
岩見沢年金事務所	068-8585	北海道岩見沢市9条西3丁目
小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1丁目9-6
北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-21
帯広年金事務所	080-8558	北海道帯広市西1条南1丁目
稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市末広4丁目1-28
砂川年金事務所	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目
留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3丁目

26. 国家資格の概要

(1) 救急救命士

「救急救命士」とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいいます。

(2) 診療放射線技師

「診療放射線技師」とは、診療放射線技師法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体照射することを業とする者をいいます。

(3) 臨床検査技師

「臨床検査技師」とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいいます。

(4) 理学療法士

「理学療法士」とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格あり、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者をいいます。

(5) 作業療法士

「作業療法士」とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格あり、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業とする者をいいます。

(6) 視能訓練士

「視能訓練士」とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいいます。

(7) 臨床工学技士

「臨床工学技士」とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいいます。

(8)義肢装具士

「義肢装具士」とは、義肢装具士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受け、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の制作及び身体への適合を行うことを業とする者をいいます。

(9)言語聴覚士

「言語聴覚士」とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいいます。

(10)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師

「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」及び「きゅう師」とは、あん摩マッージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく名称独占の資格でありそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

(11)柔道整復師

「柔道整復師」とは、柔道整復師法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいいます。

(12)歯科衛生士

「歯科衛生士」とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師の直接の指導の下に歯牙及び口腔の疾患の予防処置としての行為を行うことを業とする女子（ただし、法附則により男子について準用）をいいます。また、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

(13)歯科技工士

「歯科技工士」とは、歯科技工士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいいます。

(14)保健師

「保健師」とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて 保健指導に従事することを業とする者をいいます。

(15) 助産師

「助産師」とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊娠、じょく婦若しくは新生児の保健指導行うことを業とする女子をいいます。

(16) 看護師

「看護師」とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は治療の補助を行うことを業とする者をいいます。

(17) 栄養士

「栄養士」とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいいます。

栄養士免許は、栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付します。

(18) 管理栄養士

「管理栄養士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいいます。

管理栄養士国家試験の受験資格（概要）は、次のとおりです。

（ア） 管理栄養士養成施設を卒業した者

（イ） 栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を受けた後、在学していた栄養士養成施設（2～4年）の修業年限に応じた実務経験を有する者（修業年限2年の場合実務経験3年以上。修業年限に応じて実務経験年数は緩和されます。）

(19) 理容師・美容師

「理容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて理容を行うことを業とする者をいいます。

「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を行うことを業とする者をいいます。

(20) 製菓衛生師

「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用い菓子製造業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。）に従事する者をいいます。

(21) 食品衛生管理者

「食品衛生管理者」は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）又は食品添加物などを製造・加工する施設ごとに配置が義務づけられています。

食品衛生管理者となるためには、食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当しなければならず、配置の場合は都道府県知事等に届け出ることが必要です。

なお、同法第48条第6項第3号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設に

において所定の課程を修了した者」と定められています。

(22) 食品衛生監視員

「食品衛生監視員」とは、国（厚生労働大臣、内閣総理大臣）、都道府県知事及び指定都市、中核市並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づく監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員として任用されるためには、食品衛生法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当しなければなりません。

なお、同令第9条第1項第1号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」と定められています。

(23) 保育士

「保育士」とは、児童福祉法（昭和2200年法律第164号）に基づく名称独占の資格であり、同法第18条第1項の登録を受け、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

保育士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、保育士となるためには、都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録を交付することになっています。

（ア） 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者

（イ） 保育士試験に合格した者

(24) 社会福祉士

「社会福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく名称独占の資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、社会福祉士名称を用いて専門的知識及び技術をもって身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことをする者をいいます。

なお、社会福祉士となる資格を有するためには社会福祉士試験に合格することが必要であり、社会福祉士となるためには、同法第43条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は社会福祉士の登録したときは、申請者に社会福祉士登録証を交付することになっています。

(25) 介護福祉士

「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく名称独占の資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき指針の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、介護福祉士とな

るためには、同法第 43 条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっています。

- (ア) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- (イ) 介護福祉士試験に合格した者

(26) 社会福祉主事

「社会福祉主事」とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法があります。

(27) 精神保健福祉士

「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいいます。